

はち おう じ し しょう がい しゃ がい かく
八王子市障害者計画
だい き しょう がい ふく し がい かく
第7期障害福祉計画
だい き しょう がい じ ふく し がい かく
第3期障害児福祉計画

れい わ ねん ど ねん ど
令和6～11年度(2024～2029年度)



障害のある人もない人も 地域で安全で安心して生活できる社会の実現に向けて

本市では、時代の変化や障害者のニーズに的確に対応するため、障害者計画等の見直しを重ねながら、障害者の自立と社会参加を軸に、医療的ケア児等コーディネーターの配置や農福連携事業など、地域の実情に即したさまざまな施策を実施してきました。しかしながら、本市における障害者数は、依然として増加傾向にあるとともに障害者の高齢化・重度化も進んでおり、求められるニーズはさらに多様化していくものと想定されます。このような状況の中、誰もが安心して暮らすことのできるまちの実現には、障害の有無に関わらず地域の中でつながり、ともに支えあえる体制が暮らしの基盤として求められています。



本計画では、このような社会的背景やこれまでの取組を踏まえ、「全ての障害者が、必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安定し、充実した自立生活ができるまちづくり」を基本目標に掲げ、市の基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン2040」で推進する“地域づくり”と、上位計画である「第4期八王子市地域福祉計画」のキーワードである“つながる”を基本としながら、障害者福祉施策を展開してまいります。

また、施策の展開にあたりましては、「安心して暮らせる地域づくり」、「ともに学び、働き、社会参加できる地域社会に」、「ともに支えあえる地域社会の実現を」の3つの基本方針のもと、地域生活への移行や、社会活動への参加を支援するための基幹相談支援センターの設置、切れ目ない支援体制の構築に向けた児童発達支援センターの機能強化など、総合かつ横断的な視点から取組を推進することで、誰もがお互いに支えあえる共生社会の実現につなげてまいります。

本計画の推進には、市民の皆様をはじめ、障害福祉サービス事業所や関係団体等がともに手を携え、一丸となって取り組んで行くことが必要であり、引き続き、御支援・御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定部会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントに御協力いただいた市民の皆様にも、心より感謝申し上げます。

令和6年(2024年)3月

八王子市長 初宿 和夫

目次

だい しょう けいかくさくてい	第1章 計画策定にあたって	1
けいかくさくてい はいけいおよ もくてき	1 計画策定の背景及び目的	2
けいかく いち	2 計画の位置づけ	4
けいかく きかん	3 計画の期間	6
けいかく さくていたいせい	4 計画の策定体制	7
けいかく えすでいーじーず とりくみ	5 計画におけるSDGsの取組	8
だい しょう しょうがいしゃふくし げんじょう かだい	第2章 障害者福祉の現状と課題	9
しょうがいしゃ と ま げんじょう	1 障害者を取り巻く現状	10
しょうがいしゃ きょういくかんきょう しゅうろうじょうきょう	2 障害者の教育環境・就労状況	17
し さく すいしん かだい	3 施策推進にあたっての課題	23
だい しょう けいかく きほんてき かんが かた	第3章 計画の基本的な考え方	25
きほんもくひょう	1 基本目標	26
きほんほうしん	2 基本方針	26
きほんほうしん ささ はしら めざ すがた	3 基本方針を支える柱(目指す姿)	28
だい しょう しょうがいしゃけいかく し さく てんかい	第4章 障害者計画(施策の展開)	31
はしら ひとり おう てきせつ しえん	柱1 一人ひとりに応じた適切な支援	36
はしら ちいき じゅうじつ ちいきせいかつ いこうしえん	柱2 地域サービスの充実・地域生活への移行支援	42
はしら ちいき ささ かつやく かんきょうせいび じゅうじつ	柱3 地域で支えあい、活躍できる環境整備の充実	53
はしら しゃかい すいしん	柱4 インクルーシブ社会の推進	61
はしら しつ たか せいかつかんきょう ていきょう	柱5 質の高い生活環境の提供	67
しょうがいしゃし せつ せいび ほうしん	障害者施設整備方針	72

だい しょう しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく ていきょう	第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画(サービス提供について)	73
しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく	1 障害福祉計画・障害児福祉計画について	74
けいかく さだ じこう	2 計画に定める事項	74
せい かもくひょう かつどうしひょう	3 成果目標・活動指標について	75
せい かもくひょう かつどうしひょう せってい	(1) 成果目標・活動指標の設定	75
しょうがいふくし どう	(2) 障害福祉サービス等	86
ちいきせいかつしえんじぎょう	(3) 地域生活支援事業	105
しょうがいじしえん	(4) 障害児支援	117
しせつりようしゃ	(5) 施設利用者	123
だい しょう かくけいかく すいしん む	第6章 各計画の推進に向けて	125
けいかくすいしん	1 計画推進のために	126
けいかく たっせいじょうきょう てんけん ひょうか	2 計画の達成 状況 の点検と評価	126
けいかく ちゅうかん み なお	3 計画の中間見直し	127
しりょうへん	資料編	129
しりょう だい き はちおうじ し ちいきふくしけいかくなど	資料1 第4期八王子市地域福祉計画等とのつながり	130
しりょう ようごかいせつ	資料2 用語解説	132
しりょう しょうがいしゃさべつかいしょうほう	資料3 障害者差別解消法のポイント	144
しりょう しょうがい ひと ひと とも あんしん く はちおうじ じょうれい	資料4 障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例	145
しりょう けいかくさくていぶかいいんめいぼ	資料5 計画策定部会委員名簿	153
しりょう けいかくさくていぶか いかいさいけいか	資料6 計画策定部会開催経過	154

だい しょう 第 1 章

けいかくさくてい
計画策定にあたって

だい しょう けいかくさくてい 第1章 計画策定にあたって

けいかくさくてい はいけいおよ もくてき 1 計画策定の背景及び目的

はちおうじし へいせい ねん(2000年)に「はちおうじししょうがいしゃけいかく へいせい ねん(2006年)に「はちおうじししょうがいふくしけいかく へいせい ねん(2018年)には「はちおうじししょうがいじふくしけいかく」を策定しました。これらの3つの計画は、時代の変化や障害者(注)のニーズに的確に対応するため見直しを重ねながら、障害者の日常生活の支援や社会参加の促進、権利擁護の推進などさまざまな施策を実施してきました。

この間、国においても障害者に関連する制度は大きく進展してきました。

へいせい ねん(2006年)に身体障害、知的障害、精神障害の3障害の福祉サービス内容を一元化するため、「障害者自立支援法」が施行されました。この制度の抜本的な見直しが行われた以降は、「障害者基本法」の改正や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行されるとともに、へいせい ねん(2014年)には国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」を批准し、へいせい ねん(2016年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。

また、へいせい ねん(2016年)には「障害者総合支援法」が改正され、地域生活の支援を進めるための新たなサービスの創設や、高齢の障害者に対する介護サービスの円滑な利用、しょうがいじしえん たいおう とりくみ も こ ご ぶん かげいじゆつかつどう すいしん 障害児支援のニーズへの対応などの取組が盛り込まれました。その後文化芸術活動の推進や聴覚障害のある人などの電話利用の円滑化など、さまざまな関係法令の整備が進められました。

さらに、れいわ ねん(2022年)にはしょうがいしゃとう ちいきせいかつ しゅうろう しえん きょうかとう 障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、しょうがいしゃとう きぼう せいかつ じつげん しょうがいしゃそうごうしえんほうとう かいせい おこな しょうがいしゃとう ちいきせいかつ しえんたいせい じゅうじつ おこな しょうがいしゃ なんびょうかんじやとう あんしん く つづ の地域生活の支援体制の充実などを行うことで、障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の構築に向け、より取り組んでいくことが示されました。

くに うご たい ほんし へいせい ねん ねん しょうがい ひと ひと とも あんしん
国の動きに対し本市では、平成24年(2012年)に「障害のある人もない人も共に安心して
く はちおうじ じょうれい せいてい ごうりてきはいりよ ぎむ か しょうがいりか いきょういくとう と く
て暮らせる八王子づくり条例」を制定し、合理的配慮の義務化や、障害理解教育等に取り組
むとともに、地域の社会資源を活かした、障害者の日常生活を支援するための地域生活支援
ちいき しゃかいしげん い しょうがいしゃ にちじょうせいかつ しえん ちいきせいかつしえん
拠点の整備や重度障害者を受け入れている日中活動系サービス事業者への支援、医療的ケ
きょてん せいび じゅうどうしょうがいしゃ う い にっちゅうかつどうけい じぎょうしゃ しえん いりょうてき
ア児等コーディネーターの配置など、障害者やその家族が地域で安心して生活できる環境づ
じどう はいち しょうがいしゃ かぞく ちいき あんしん せいかつ かんきょう
くりを推進してきました。

また、れいわ ねん ねん のうふくれんけい しょうがいしゃ しゅうろう いぼしょ すいしん
令和5年(2023年)からは、農福連携による障害者の就労や居場所づくりを推進
し、な て ぶそく こうれいか すす のうぎょうぶんや あら にな て かくほ
し、担い手不足や高齢化が進む農業分野における新たな担い手確保にもつなげられるよう、
しょうがいしゃ のうぎょうしゃ しえん じっし いっぽう しょうがいしゃ こうれいか じゅうどか
障害者と農業者をつなぐ支援などを実施しています。一方では、障害者の高齢化や重度化
すす げんじょう しょうがいしゃ きぼう ちいきせいかつ けいぞく じつげん ひつよう
なども進んでいる現状があり、障害者が希望する地域生活の継続・実現には、必要なサー
りょう かくほ てきせつ しえん じっし もと じだい そく
ビス量の確保と適切な支援のさらなる実施が求められており、その時代とニーズに即した
しょうがいふくしし さく すいしん せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつ こうちく ひつよう
障害福祉施策の推進や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築などが必要と
なっています。

ほんし はいけい もと しょうがいしゃ かぞく なんびょうかんじやとう ちいき しょくば い
本市では、こうした背景を基に、障害者やその家族、難病患者等が地域や職場で生きがい・
やくわり も ひと あんしん く くに しょうがいしゃきほんけいかく だい じ
役割を持ち、その人らしく安心して暮らすことができるよう、国の障害者基本計画(第5次)に
し さく きほんてき ほうこうせい とりくみ かだいとう ふ しょうがいとうじしゃとう
おける施策の基本的な方向性や、これまでの取組における課題等を踏まえ、障害当事者等の
そく しょうがいふくしし さく てんかい ほんし きほんこうそう きほんけいかく はちおうじみらい
ニーズに即した障害福祉施策を展開し、本市の基本構想・基本計画である「八王子未来デザイ
んとしぞう ひと めざ けんこう えがお ささ
ン2040」の都市像の一つとして目指す「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」の
じつげん ほんけいかく さくてい
実現につなげていくため、本計画を策定しました。

ちゅう はちおうじししょうがいしゃけいかく しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく しょうがいしゃ
(注)八王子市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画において、「障害者」とは18
さいみまん しょうがいじ ふく したいしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ なんびょうかんじやとう さ
歳未満の障害児を含む、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等を指し
ます。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

① 八王子市障害者計画

「障害者基本法」に規定される「市町村障害者計画」であり、計画の策定にあたっては、
国の障害者基本計画及び東京都の障害者基本計画を基本に定める、市の障害者の状況
等を踏まえた施策の実施に関する基本的な計画です。

◆障害者基本法 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

② 八王子市障害福祉計画

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の施策を円滑に実施するための計画です。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

③ 八王子市障害児福祉計画

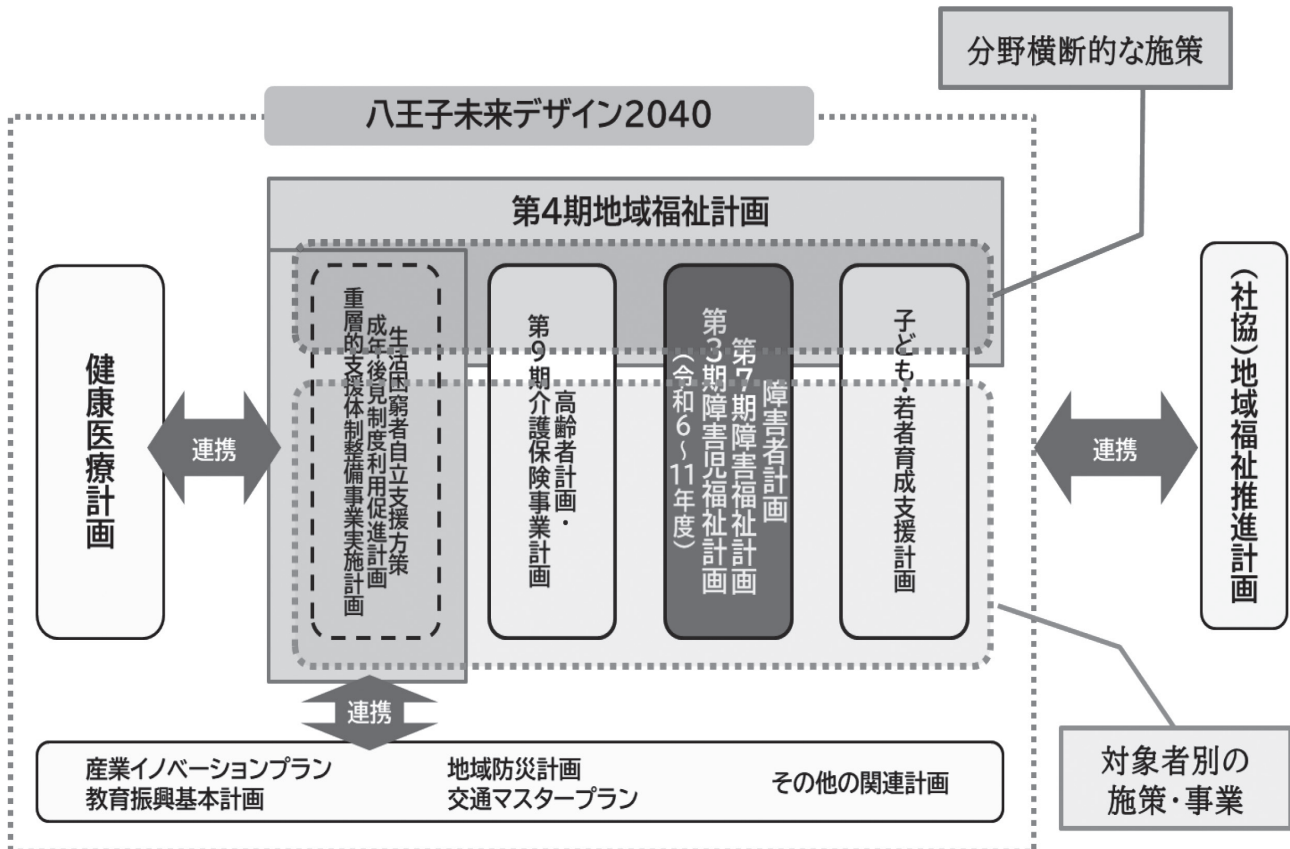
「児童福祉法」に基づき、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の施策を円滑に実施するための計画です。

◆児童福祉法 第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 市の関連計画との関係

本計画は、「八王子未来デザイン2040(八王子市基本構想・基本計画)」を最上位計画とする障害者福祉に関する個別計画であり、「第4期八王子市地域福祉計画」における対象者別計画として、理念や施策の整合・調和を図っています。



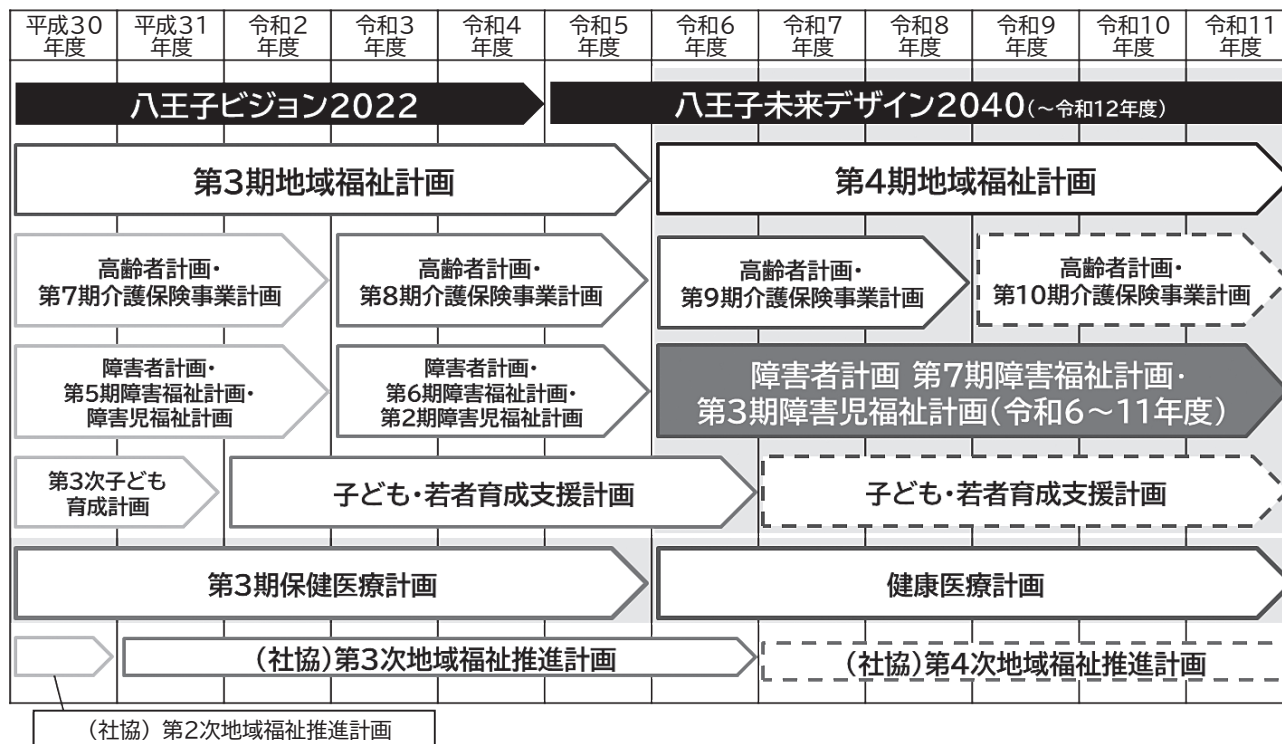
3 計画の期間

障害者計画は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6か年を計画期間とします。これは、上位計画となる「第4期地域福祉計画」の期間と整合を図るとともに、中期的な視点を持って障害福祉施策を構築し取り組むことで、より効果的な事業展開を図れることから、地域の実情によって柔軟な期間設定ができるとする国の基本方針を踏まえ、6年間としたものです。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画については、国が令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間について基本指針を示していることから、同期間の3年間の目標値等を定めます。令和9年度（2027年度）から始まる第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画については、令和8年度（2026年度）に示される国の基本指針を鑑み、た上で、目標値等を定めることとします。

なお、同計画の策定にあたり、障害者計画の内容について、必要に応じて中間見直しを行うこととします。

〔関連計画の計画期間〕



4 計画の策定体制

ほんけいかく さくてい たいせい
本計画については、八王子市社会福祉審議会の障害者福祉専門分科会に「計画策定部会」
せっち さくてい けいかくさくていぶかい しょうがいとうじしゃ がくしきけいけんしゃ しょうがいしゃふくし ちいきふくし
を設置し、策定しました。計画策定部会は、障害当事者や学識経験者、障害者福祉・地域福祉
かんけいしゃ くわ こうほしみん がっこうかんけいしゃ ちいき しょうこうかんけい だいひょう はばひろ しみん かんけいしゃ
関係者に加えて、公募市民や学校関係者、地域や商工関係の代表など、幅広い市民・関係者
こうせい たよう してん ちいきぜんたい しょうがいしゃ ささ ちいき かくほ
で構成しており、多様な視点から地域全体で障害者を支え、地域のつながりを確保できる
たいせい こんご しょうがいふくししさく きょうぎ
体制づくりなど、今後の障害福祉施策について協議しました。

しょうがい かた せいかつじたい はあく はちおうじししょうがいしゃ
また、障害のある方の生活実態やニーズなどを把握するために、「八王子市障害者アンケー
ちようさ じっし しょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかいなど げんじょうかだい はあく けっか
ト調査」を実施するとともに、障害者地域自立支援協議会等から現状課題を把握し、その結果
さくていぶかい ぎろん い けいかく ないよう はんえい
を策定部会での議論に活かしながら、計画の内容に反映しています。

5 計画におけるSDGsの取組

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられている、令和12年(2030年)までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットです。

発展途上国向けの開発目標である「MDGs(ミレニアム開発目標)」の後継として採択され、発展途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

本市においては、基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン2040」におけるまちづくりの基本理念「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」に基づき定めた6つの都市像(私たちが目指すまち)がSDGsの理念と方向性が一致しているため、基本計画に定めた施策を実行することで、引き続きSDGsの17のゴールの達成に貢献していきます。

本計画において、SDGsの17のゴールのうち特に関連が深いものは、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「16 平和と公正をすべての人に」です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



だい しょう 第 2 章

しょうがいしゃふくし げんじょう かだい 障害者福祉の現状と課題

第2章 障害者福祉の現状と課題

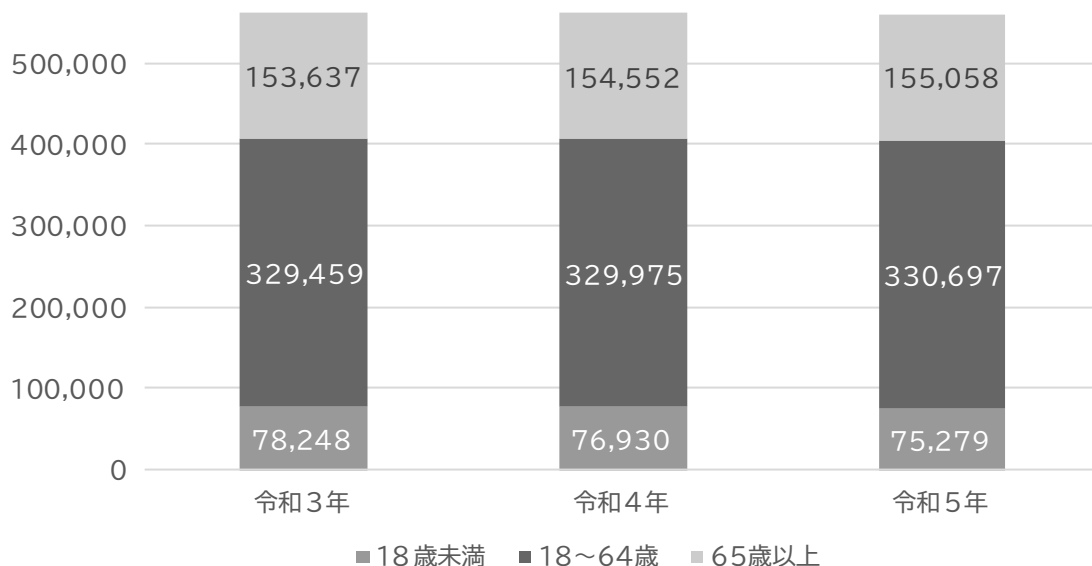
1 障害者を取り巻く現状

(1) 人口の推移（各年4月1日現在）

本市の総人口は、令和3年（2021年）の561,344人から、令和5年（2023年）の561,034人と3年間で310人の減少となっています。一方で65歳以上の高齢者人口は増加しており、令和3年（2021年）に比べ、令和5年（2023年）では0.9パーセント増となっています。

単位：人

項目	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	78,248	76,930	75,279
18～64歳	329,459	329,975	330,697
65歳以上	153,637	154,552	155,058
合計	561,344	561,457	561,034



(2) 障害者手帳所持者数の推移

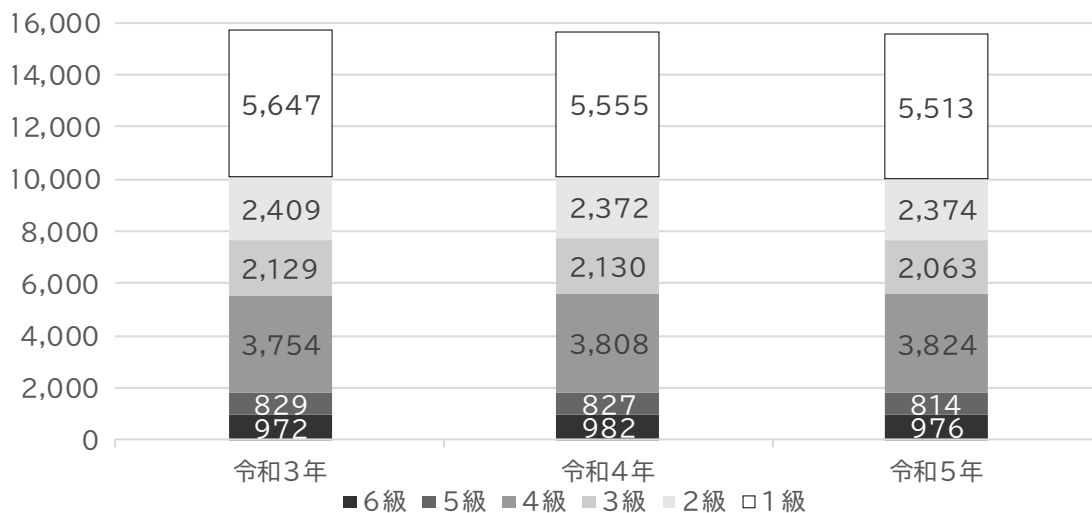
① 身体障害者手帳所持者数の推移(各年4月1日現在)

身体障害者手帳所持者数は、ほぼ横ばいとなっています。令和3年(2021年)では15,740人でしたが、令和5年(2023年)では15,564人となっており、令和3年(2021年)に比べ、1.1パーセント減となっています。

等級別障害部位別手帳所持者数(令和5年〔2023年〕) 単位：人

等級	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく障害	内部障害	合計
1級	1,555 (117)	400 (5)	94 (0)	3 (0)	3,461 (41)	5,513 (163)
2級	1,450 (44)	403 (3)	420 (31)	18 (0)	83 (1)	2,374 (79)
3級	1,183 (33)	60 (0)	145 (6)	95 (0)	580 (15)	2,063 (54)
4級	1,691 (12)	86 (5)	544 (3)	56 (0)	1,447 (7)	3,824 (27)
5級	624 (16)	187 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	814 (16)
6級	347 (11)	58 (1)	571 (9)	0 (0)	0 (0)	976 (21)
合計	6,850 (233)	1,194 (14)	1,777 (49)	172 (0)	5,571 (64)	15,564 (360)

※ () 内は、18歳未満の人数



② 愛の手帳(東京都療育手帳)所持者数の推移(各年4月1日現在)

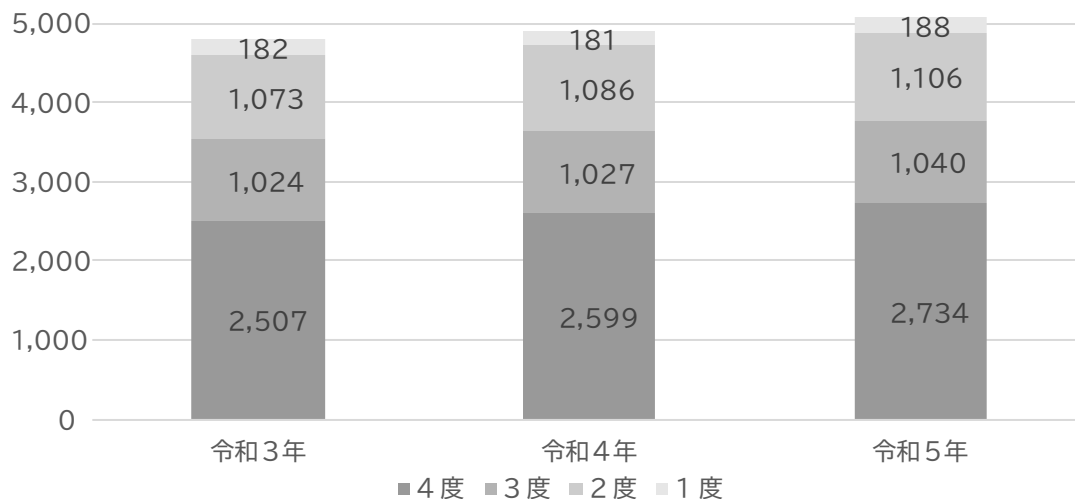
知的障害者の愛の手帳所持者数は、年々増加しており、令和3年(2021年)では4,786人でしたが、令和5年(2023年)では5,068人となっています。これは、令和3年(2021年)に比べ、5.9パーセント増となっています。

程度別手帳所持者数

単位：人

障害程度	令和3年	令和4年	令和5年
1度	182 (50)	181 (53)	188 (54)
2度	1,073 (218)	1,086 (228)	1,106 (234)
3度	1,024 (227)	1,027 (224)	1,040 (240)
4度	2,507 (664)	2,599 (675)	2,734 (701)
合計	4,786 (1,159)	4,893 (1,180)	5,068 (1,229)

※ () 内は、18歳未満の人数



③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年4月1日現在)

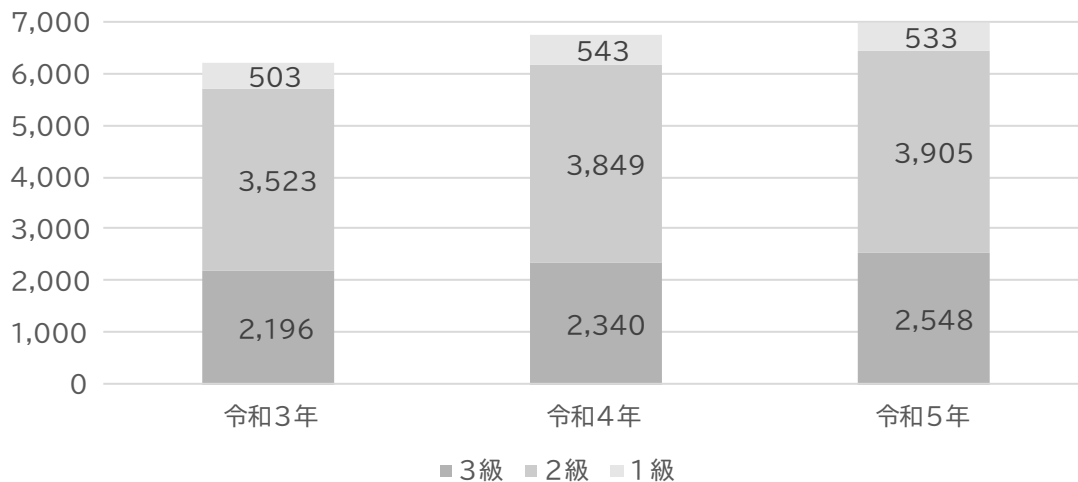
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和3年(2021年)では6,222人でしたが、令和5年(2023年)では6,986人となっています。これは、令和3年(2021年)に比べ、12.3パーセント増となっています。

等級別手帳所持者数

単位：人

等級	令和3年	令和4年	令和5年
1級	503 (4)	543 (4)	533 (5)
2級	3,523 (51)	3,849 (60)	3,905 (79)
3級	2,196 (81)	2,340 (89)	2,548 (109)
合計	6,222 (136)	6,732 (153)	6,986 (193)

※ () 内は、18歳未満の人数

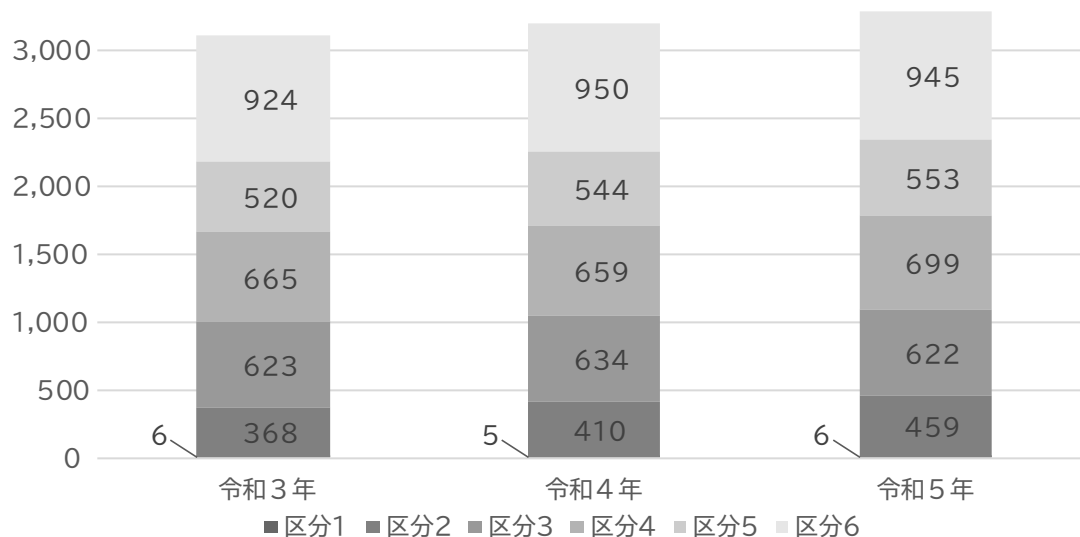


(3) 障害福祉サービス利用者数等の推移（各年4月1日現在）

障害福祉サービス利用者数は年々増加しており、令和3年（2021年）では4,774人でしたが、令和5年（2023年）では5,134人となっています。これは、令和3年（2021年）に比べ、7.5パーセント増となっています。

障害福祉サービス利用者数及び障害支援区分の認定者数 単位：人

項目	令和3年	令和4年	令和5年
区分1	6	5	6
区分2	368	410	459
区分3	623	634	622
区分4	665	659	699
区分5	520	544	553
区分6	924	950	945
合計	3,106	3,202	3,284
サービス利用者数	4,774	4,989	5,134



(4) 特定疾患医療受給者証等所持者数の推移

① 特定疾患医療受給者証所持者数の推移(各年4月1日現在)

難病患者等であることを示す特定疾患医療受給者証所持者数は、令和3年(2021年)では5,929人でしたが、令和5年(2023年)では5,944人となっています。これは、令和3年(2023年)に比べ、0.3パーセント増となっています。



② 小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数の推移(各年4月1日現在)

小児慢性特定疾患の患者であることを示す小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数は、令和3年(2021年)では484人でしたが、令和5年(2023年)では420人となっています。これは、令和3年(2021年)に比べ、13.2パーセント減となっています。



参考：保育所等における医療的ケア児の受入状況

近年の医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児は年々増加しており、保育所等における医療的ケア児の受け入れのニーズも高まっています。

医療的ケア児は、医療的ケアと医療機器による支援を日常的に必要としており、保育所等において安心して保育の提供を実施するためには、適正な受け入れ体制の整備と医療機器の配備が必要です。本市においては、安全な医療的ケアと医療的ケア児の発達に応じた保育の提供のため、令和3年（2021年）に「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」を策定し、保育所等への情報の発信等に努めています。

今後も、医療的ケア児への適正な保育の提供がされるよう、受け入れ態勢の整備等に努めていきます。

市内保育所における医療的ケア児の受入数(各年度末時点) 単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立園 (3 箇所)	4	3	4
民間園 (2 箇所)	8	5	6
合計	12	8	10

2 障害者の教育環境・就労状況

(1) 教育環境

① 市内小中学校への就学状況（各年4月7日現在）

令和5年（2023年）に、新たに小学校へ就学した市内の児童は3,956人で、新たに中学校へ就学した市内の生徒は4,711人となり、減少傾向にあります。

市内小学校への就学状況 単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年
市内の児童数	4,200	4,245	3,956
市立小学校 (通常学級)	4,050	4,048	3,797
市立小学校 (特別支援学級)	57	66	61
特別支援学校	30	51	45
国立・私立小学校	59	78	46
その他	4	2	7

市内中学校への就学状況 単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年
市内の生徒数	4,829	4,844	4,711
市立中学校 (通常学級)	4,165	4,165	4,052
市立中学校 (特別支援学級)	99	116	108
特別支援学校	42	53	72
国立・私立中学校	519	507	476
その他	4	3	3

※その他は、他市への区域外就学者等

② 市内小中学校の特別支援学級、通級指導学級の状況（令和5年〔2023年〕5月1日現在）

令和5年（2023年）の市内小学校の特別支援学級の児童は588人で、市内全体の児童数の2.3パーセント、学級数は88学級で、市内全体の学級数の8.8パーセントとなっています。通級指導学級の児童は167人で、市内全体の児童数の0.7パーセント、学級数は12学級で、市内全体の学級数の1.2パーセントとなっています。特別支援教室の児童は1,445人で、市内全体の児童数の5.7パーセントとなっています。

また、令和5年（2020年）の市内中学校の特別支援学級の生徒は352人で、市内全体の生徒数の2.8パーセント、学級数は51学級で、市内全体の学級数の11.9パーセントとなっています。通級指導学級の生徒は13人で、市内全体の生徒数の0.1パーセント、学級数は1学級で、市内全体の学級数の0.2パーセントとなっています。特別支援教室の生徒は523人で、市内全体の生徒数の4.1パーセントとなっています。

市内小学校の特別支援学級、通級指導学級の各学年別児童数及び学級数

項目	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学級数
市内全体	3,863	4,132	4,138	4,181	4,440	4,412	25,166	996
特別 支援 学級	61	86	117	90	122	112	588(2.3%)	88(8.8%)
通級指導学級	40	43	28	20	14	22	167(0.7%)	12(1.2%)
特別支援教室	136	194	267	275	325	248	1,445(5.7%)	—

市内中学校の特別支援学級、通級指導学級の各学年別生徒数及び学級数

項目	1年	2年	3年	合計	学級数
市内全体	4,181	4,309	4,307	12,797	427
特別 支援 学級	108	130	114	352 (2.8%)	51 (11.9%)
通級指導学級	7	4	2	13 (0.1%)	1 (0.2%)
特別支援教室	171	173	179	523 (4.1%)	—

③ 市内及び近隣の特別支援学校高等部の状況(令和5年〔2023年〕4月1日現在)

令和5年(2023年)の市内及び近隣の特別支援学校高等部の各学年別本市在住の生徒数は、合計で381人です。

なお、卒業後の進路は進学、企業就労、福祉的就労、生活介護事業所、施設入所など様々な状況となっています。

市内及び近隣の特別支援学校高等部の各学年別八王子市在住生徒数 単位：人

学校名	高等部1年	高等部2年	高等部3年	合計
八王子西特別支援学校	66	68	65	199
八王子東特別支援学校	5	4	8	17
南大沢学園	27	29	30	86
多摩桜の丘学園(知)	10	17	9	36
多摩桜の丘学園(肢体)	2	1	3	6
八王子盲学校	1	1	2	4
立川学園(聴)	3	1	2	6
文京盲学校			1	1
中央ろう学校		2		2
武蔵台学園(知)	1			1
しいの木特別支援学校		1		1
永福学園(知)	3	2	1	6
青峰学園(知)	4	2	9	15
東久留米特別支援学校			1	1
合計	122	128	131	381

(2) 就労状況

① 障害者の就労状況(各年6月1日現在)

東京都内における障害者の就労状況は、令和元年(2019年)と令和5年(2023年)の雇用障害者数を障害種別で比較すると、身体障害者は3.7パーセント増の140,206人、知的障害者は22.6パーセント増の48,549人、精神障害者は70.1パーセント増の50,577人となっています。

東京都における雇用障害者数 単位：人

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
令和元年 (2019年)	135,140	39,599	29,726
令和2年 (2020年)	136,370	41,629	33,494
令和3年 (2021年)	137,835	44,114	37,582
令和4年 (2022年)	138,907	46,513	43,055
令和5年 (2023年)	140,206	48,549	50,577

(令和元年[2019年]～令和5年[2023年]の「障害者雇用状況の集計結果」より)

ハローワーク八王子管内（八王子市、日野市）における令和4年度（2022年度）の障害者就職件数は454件であり、令和元年度（2019年度）の551件と比較して17.7パーセント減となっています。これは新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられます。また、障害種別の就職件数を見ると、精神障害者の就職は増加してきていますが、令和元年度（2019年度）の状態には、まだ回復していない状況にあります。

ハローワーク八王子管内における障害者就職状況 単位：件

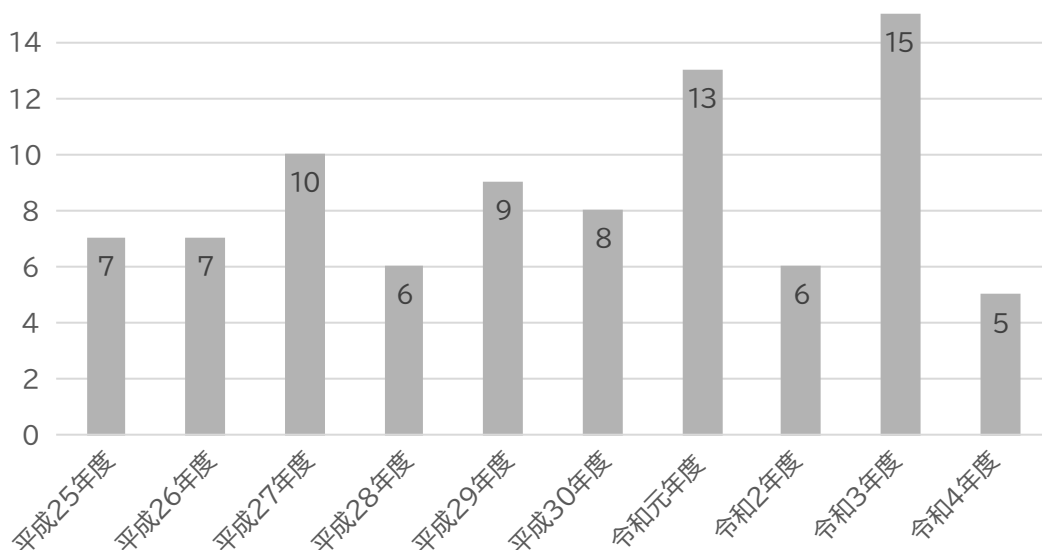
	新規求職 申込件数	紹介件数	就職件数
令和元年度（2019年度）	1,270	2,620	551
身体障害者	332	665	115
知的障害者	271	355	169
精神障害者	621	1,537	262
その他の障害者	46	63	5
令和2年度（2020年度）	1,097	2,159	421
身体障害者	291	542	72
知的障害者	232	315	149
精神障害者	468	1,148	180
その他の障害者	106	154	20
令和3年度（2021年度）	1,106	2,671	474
身体障害者	284	685	79
知的障害者	230	340	142
精神障害者	532	1,522	213
その他の障害者	60	124	40
令和4年度（2022年度）	1,117	2,558	454
身体障害者	270	590	81
知的障害者	241	320	134
精神障害者	575	1,618	231
その他の障害者	31	30	8

（ハローワーク八王子の資料より）

とない とくれいこがいしゃ じょうきょう
② 都内の特例子会社の状況

しょうわ ねん ねん しょくぎょうあんていきよくちょうつうたつ さだ とくれいこがいしゃせいど しょうわ
昭和51年(1976年)の職業安定局長通達で定められた「特例子会社制度」は、昭和
ねん ねん しょうがいしゃ こよう そくしんとう かん ほうりつ かいせい ほうせいか へいせい
62年(1987年)の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正で法制化され、平成14
ねん ねん ねん がつ にち てきょう かいし とくれいこがいしゃ おお
年(2002年)10月1日からはグループ適用が開始されています。特例子会社の多くは23
くない たまちいき とくれいこがいしゃ せつりつ
区内にあります。多摩地域でもいくつかの特例子会社が設立されています。

とくれいこがいしゃ ねんどべつせつりつけんすう とない
特例子会社の年度別設立件数(都内)



こうせいろうどうしょう れいわ ねん ねん がつ にちげんざい
厚生労働省ホームページより(令和4年[2022年]6月1日現在)

3 施策推進にあたっての課題

本市の総人口は、ほぼ横ばいとなっている一方、65歳以上の高齢者人口は増加しています。これに伴い、障害者及びその家族の高齢化も進行しています。加えて、愛の手帳（東京都療育手帳）や精神障害者保健福祉手帳の所持者数についても、制度の周知が進んだこともあり、増加し続けています。

このことから、総人口に対する障害者数の割合は増加し続けており、今後もサービスの確保に努めなければならない状況にあります。障害者を取り巻く現状については、時代のニーズや障害者及びその家族の高齢化などの状況に応じた支援の提供が必要とされており、次のような課題が挙げられています。

本計画においては、これらの課題を解決し、必要なサービスを提供するため、様々な施策を実施していきます。

項目	課題
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な相談支援体制の構築 地域生活支援拠点の整備 他の関係機関との連携、協働のためのネットワークの構築
地域移行	<ul style="list-style-type: none"> 地域とのつながりの強化 地域で障害者（児）が受け入れられる環境の整備 地域移行に係る障害者支援のネットワークの強化
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 農福連携の推進等の新たな雇用の創出 福祉的就労から一般就労への移行及び定着 就労に関する相談体制の充実
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
障害者施設	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービスの質の向上及び福祉人材の確保 障害者施設のさらなる整備 重度障害者向けの施設の充実 施設における業務の効率化による人手不足解消の推進

こうもく 項目	かだい 課題
さいがいたいさく 災害対策	<ul style="list-style-type: none"> • ひなんじょうほうなど はっしん 避難情報等の発信 • しょうがいしゃ あんしん ひなん ひなんじょう い たいせい こうちく 障害者が安心して避難できる避難所受け入れ態勢の構築 • ひなんじょ ひなん かた しえん 避難所に避難できない方への支援
しょうがいじしえん 障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> • じゅうしょうしんしんしょうがいじおよ いりょうてき じ しえんたいせい こうちく 重症心身障害児及び医療的ケア児の支援体制の構築 • はったつしょうがい かか そうだんしえん じゅうじつ 発達障害に係る相談支援の充実 • しょうがいじ き め しえんたいせい こうちく 障害児の切れ目のない支援体制の構築 • いりょうてき じ どう じんざいかくほ 医療的ケア児等コーディネーターの人材確保・インクルージョン 推進のための体制構築
けんりようご 権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> • しょうがいりかい すいしん 障害理解の推進 • ぎゃくたいぼうしおよ さべつかいしょう けんしゅうおよ けいはつ すいしん 虐待防止及び差別解消のための研修及び啓発の推進

だい しょう 第 3 章

けいかく きほんてき かんが かた 計画の基本的な考え方

だい しょう けいかく きほんてき かんが かつ 第3章 計画の基本的な考え方

きほんもくひょう 1 基本目標

ほんし はちおうじ ししょうがいしゃけいかく だい きしょうがいふくしけいかく だい きしょうがいじふくしけいかく
本市では、「八王子市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」において、
すべ しょうがいしゃ ひつよう しえん う しゃかいさんか ちいき あんてい じゅうじつ じりつせいかつ
“全ての障害者が、必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安定し、充実した自立生活ができる
まちづくり”を向かうべき方向として定め、障害の有無によって分け隔てられることなく、
ちいき あんしん じゅうじつ せいかつ おく しゃかい じつげん めざ
地域で安心して充実した生活を送られる社会の実現を目指してきました。

こうしん くに しょうがいしゃきほんけいかく きほんりねん きょうせいしゃかい じつげん ほんし きほん
この方針は、国の「障害者基本計画」の基本理念である“共生社会の実現”や、本市の基本
こうそう きほんけいかく はちおうじみらい ちいき すいしん
構想・基本計画である「八王子未来デザイン2040」にて“地域づくり”を推進していくことか
ら、これまでの計画の考え方と合致しており、前計画の基本目標を継承します。

きほんもくひょう 【基本目標】

すべ しょうがいしゃ ひつよう しえん う
全ての障害者が、必要な支援を受け、
しゃかいさんか ちいき あんてい
社会参加し、地域で、安定し、
じゅうじつ じりつせいかつ
充実した自立生活ができるまちづくり

きほんほうしん 2 基本方針

きほんもくひょう じつげん すべ しょうがいしゃ ちいき とくせい
基本目標の実現のためには、全ての障害者が、それぞれの地域ごとの特性や、それぞれ
じじょう そく しえん う みずか ほんだん せんたく しゅたいてき せいかつ おく かんきょう
の事情に則した支援を受け、自ら判断し、選択し、主体的な生活を送ることができる環境を
せいび しょうがい ひと ひと すべ ひと しょうがい う む わ へだ
整備し、障害のある人もない人も、全ての人が、障害の有無によって分け隔てられることな
とも い とも つく だ しゃかい きず ひつよう
く、共に生き、共に創り出す社会を築くことが必要です。

しゃかい きず ほんし けんいき かつ けんいき しえん けんとう
この社会を築くため、本市では圏域のあり方や、その圏域ごとの支援について検討し、
しょうがいしゃ にちじょうせいかつ いとな うえ しょうへき じよきよ つと しょうがいしゃ じりつ ちいき あんしん
障害者が日常生活を営む上でのあらゆる障壁の除去に努め、障害者が自立し、地域で安心
く ちいき おこな しょうがい ひと ひと まな はたら ささ
して暮らしていく地域づくりを行い、障害のある人とない人がともに学び、働き、支えあう

ことができる環境を整備することが必要と考え、本計画において、これらを達成するため、次の3つの基本方針を定め、障害福祉施策を推進していきます。

(1) 安心して暮らせる地域づくり

～地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備

地域で社会の一員として尊重され、自分らしく暮らしたいと思うことは、全ての人の願いです。障害者が病院や施設から地域生活へ移行し、地域で自立し安心して暮らしていくために、福祉・保健・医療にかかる支援や、相談・情報などの日常生活に必要なサービスを提供し、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

暮らしやすさ

(2) とともに学び、働き、社会参加できる地域社会に

～教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実

障害の有無にかかわらず、いきいきと暮らしていける社会の実現のためには、障害者一人ひとりが、個性と能力を発揮した活躍の場を持って生活できる共生社会の実現が必要です。社会を構成する一員として、障害のある人もない人も、ともに学び、働き、社会参加できる地域社会を実現していくために、学習環境・就労環境を整備するとともに、地域活動、スポーツ・芸術活動などへの参加を支援し、社会参加を推進します。

自分らしさ

(3) とともに支えあえる地域社会の実現を

～地域でともに支えあう社会の実現と障害者の権利擁護

障害者が地域で安心して暮らすためには、地域の理解は何よりも大切であり、私たち一人ひとりが、障害について理解を深めることにより、差別や偏見は解消されます。障害のある人もない人も地域でともに支えあう社会を築いていくために、障害者同士や地域の方々との交流を推進していきます。

つながり

3 基本方針を支える柱(目指す姿)

しょうがいしゃけいかく きほんほうしん たっせい きほんほうしん ささ はしら つぎ せつてい
障害者計画では、基本方針を達成するため、基本方針を支える柱を次の5つに設定し、
かくしゅうがいふくししやく たいけいてき せいり と く
各種障害福祉施策を体系的に整理し取り組んでいきます。

柱1：一人ひとりに応じた適切な支援

- ほんにん きぼう せいかつ じつげん む しょうがいしゃ かぞく みじか ぼしよ そうだん たいせい
・ 本人が希望する生活の実現に向け、障害者とその家族が身近な場所で相談できる体制の
じゅうじつ はか
充実を図ります。
- しょうがいしゃ かぞく あんしん せいかつ いとな ほけん いりよう ふくし れんけい
・ 障害者やその家族が安心した生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉が連携し、
ひとり おう しえん じゅうじつ はか
一人ひとりに応じた支援の充実を図ります。

柱2：地域サービスの充実・地域生活への移行支援

- びょういんしせつ にゅうしよしゃ ちいきせいかつ いこう けいぞく く つづ しょうがいふくし じゅう
・ 病院施設の入所者が地域生活へ移行し継続して暮らし続けられるよう、障害福祉の充
じつ はか
実を図ります。
- いりようてき したいふじゅう しょうがいしゃ じ はったつしょうがいじ しえん じゅうじつ はか ち
・ 医療的ケアや肢体不自由の障害者(児)、発達障害児への支援の充実を図るとともに、地
いき ほうかつてき しえん う たいせい すいしん
域で包括的な支援が受けられる体制づくりを推進します。
- しょうがいしゃ ちいき じりつ せいかつ かくしゅうせいと てあて かん じょうほうはっしん しゅうち
・ 障害者が地域で自立した生活ができるよう、各種制度や手当に関する情報発信・周知に
たい りよう うなが しえん じゅうじつ はか
対し、より利用を促すとともに、支援の充実を図ります。

柱3：地域で支えあい、活躍できる環境整備の充実

- はたら いよく しょうがいしゃ てきせい おう のうりよく じゅうばん はっき はたら つづ
・ 働く意欲のある障害者とその適性に応じて能力を十分に発揮し、働き続けられるよう
しゅうろうしえんたいせい じゅうじつ はか
就労支援体制の充実を図ります。
- しょうがいしゃ てきせつ きょういく う きょういくかんきょう せいび だれ まな
・ 障害者が適切な教育を受けられるよう、教育環境を整備するとともに、誰でも学べる
がくしゅうかんきょう じゅうじつ はか
学習環境の充実を図ります。
- しょうがいしゃ てきせい い ちいきかつどう げいじゅつかつどう さんか かんきょう
・ 障害者がその適性を活かし、地域活動、スポーツ・芸術活動に参加できる環境づくりを
すいしん
推進します。

はしら しゃかい すいしん
柱4：インクルーシブ社会の推進

- しょうがいりかい はばひろ しみん ふきゅうけいはつ おこな かんけいきかん れんけい しょうがい
・ 障害理解について、幅広く市民への普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し、障害
りゆう さばつ かいしょう けんりようご すいしん ぎゃくたい ぼうし つと
を理由とする差別の解消や、権利擁護のさらなる推進、虐待の防止に努めます。
- しょうがいしゃ ちいき ささ ちいき く しょうがい りかい
・ 障害者が地域とつながり、支えあい、地域で暮らすことができるよう、障害への理解を
ふか こうりゅう ば しょうがいしゃふくし たずさ かつどう かんきょう せいび
深めるための交流の場や、障害者福祉に携わるボランティア活動の環境の整備を
すいしん
推進します。
- しょうがい ひと ひと きがる がいしゅつ ちいき あんしん せいかつ こうきょうこうつうきかん
・ 障害のある人もない人も気軽に外出し、地域で安心して生活できるよう、公共交通機関
どうろ けんちくぶつなど めん じょうほうていきょう いし そつう しえんなど めん りょうめん
や道路、建築物等のハード面と、情報提供、意思疎通の支援等のソフト面の両面からバ
か すいしん はか
リアフリー化のさらなる推進を図ります。

はしら しつ たか せいかつかんきょう ていきょう
柱5：質の高い生活環境の提供

- しょうがいしゃ ちいき あんぜん あんしん せいかつ ぼうさい ぼうはんたいさく じゅうじつ はか
・ 障害者が地域で安全・安心な生活ができるよう、防災・防犯対策のさらなる充実を図り
ます。
- りようしゃ ひとり おう りょうじつ せんたく しょうがいしゃしせつ ふく
・ 利用者の一人ひとりに応じた良質なサービスを選択できるよう、障害者施設における福
し およ ふくしじんざい しつ こうじょう はか
祉サービス及び福祉人材の質の向上を図ります。
- しょうがいしゃ ちいきせいかつ ささ きょじゅうかんきょう につちゅうかつどう ば せいび はか
・ 障害者の地域生活を支えるため、居住環境と日中活動の場の整備を図ります。

だい しょう
第 4 章

しょう がい しゃ けい かく
障 害 者 計 画
（ し さく てん かい
施 策 の 展 開 ）

だい しょう しょうがいしゃけいかく しさく てんかい 第4章 障害者計画 (施策の展開)

しょうがいしゃ と ま じょうきょう ねんねんへんか しょうがいしゃ ぞうか じゅうどか しょうがいしゃ かぞく
障害者を取り巻く状況は年々変化し、障害者の増加や重度化、そして障害者とその家族
こうれいか こんご すす かんが
の高齢化は、今後さらに進んでいくと考えられます。

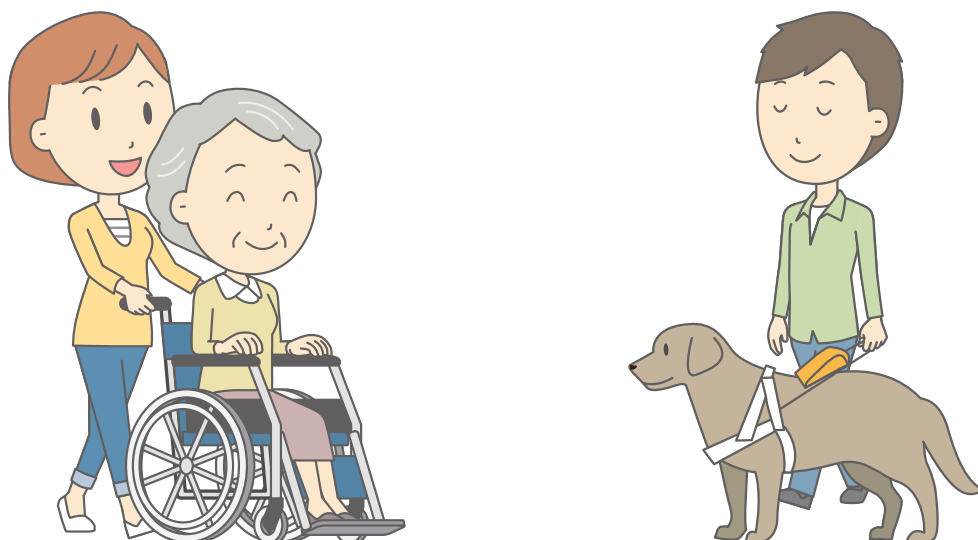
し じょうきょう たいおう ちいき かんけいきかん れんけい ちいき きょうか
市は、これらの状況に対応するため、地域の関係機関と連携し、地域とのつながりを強化
こんご みす しょうがいしゃしさく じっし じょうほうかしゃかい はってん じだい
しつつ、今後を見据えた障害者施策を実施していくとともに、情報化社会の発展など、時代の
へんか たいおう ひつよう
変化にも対応していく必要があります。

しょうがいしゃけいかく よ なか じょうきょう てきかく たら さまざま りようしゃ じゅうなん
障害者計画においては、世の中の状況を的確に捉え、様々な利用者のニーズに柔軟に
たいおう しさく てんかい もくひょう たっせい とりくみ つぎ はしら した
対応した施策を展開し、目標を達成するための取組として、次のとおりそれぞれの柱の下に
しさくこうもく せつてい しょうがいふくししさく と く
施策項目を設定し、障害福祉施策に取り組んでいきます。

ほうしん ささ はしら 方針を支える柱	もくひょうたっせい とりくみ 目標達成のための取組	しさくこうもく 施策項目
はしら 柱1 ひとり 一人ひとりに おう てきせつ 応じた適切な しえん 支援	そうだんたいせい きょうか ①相談体制の強化	ちいきせいかつしえんきよてんどう うんよう 1 地域生活支援拠点等の運用
		しょうがいしゃ じゅうじつ 2 障害者ケアマネジメントの充実
		にちじょうせいかつ かん そうだん じょうほうていきょうたいせい 3 日常生活に関する相談・情報提供体制 の拡充
		しょうがいしゃ たいさく 4 障害者ひきこもり対策
		じゅうたくせつびかいぜん かん そうだん じゅうじつ 5 住宅設備改善に関する相談の充実
		そく しえん じゅうじつ 6 ライフステージに即した支援の充実
	ほけん いりよう ②保健・医療サービス の充実	ほけんふくし じゅうじつ 7 保健福祉サービスの充実
		そうきはっけん そうきちりょうたいせい せいび 8 早期発見・早期治療体制の整備
		いりようれんけい すいしん 9 医療連携の推進
		きゅうきゅういりようたいせいとう じゅうじつ 10 救急医療体制等の充実
		いりよう せいび 11 医療の整備
		いりようひ たい しえん 12 医療費に対する支援
		ふくし ほけん いりよう れんけいたいせい すいしん 13 福祉・保健・医療の連携体制の推進

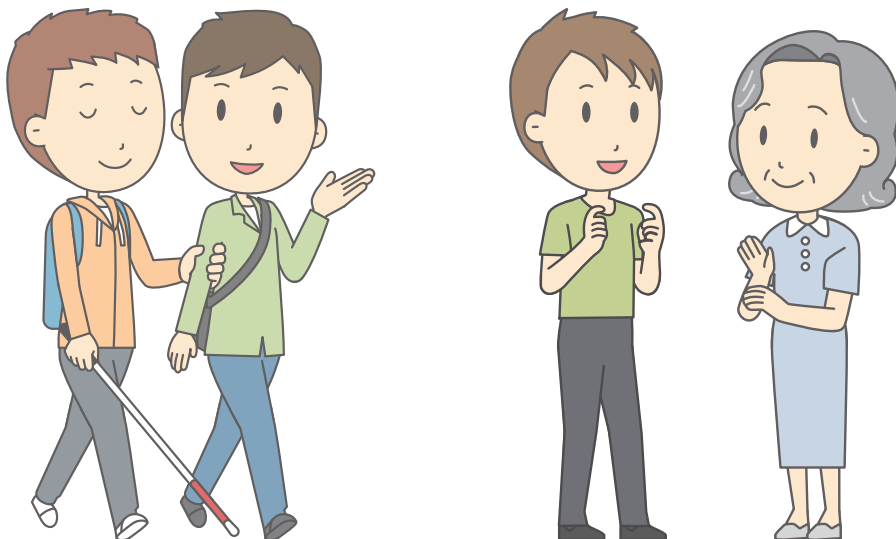
ほうしん ささ はしら 方針を支える柱	もくひょうたっせい とりくみ 目標達成のための取組	しさくこうもく 施策項目
<p>はしら 柱2 ちいき 地域サービス の充実・地域 じゅうじつ ちいき 生活への移行 せいかつ いこう 支援</p>	<p>ちいきせいかつ いこう ①地域生活への移行</p>	<p>14 びょういん しせつとう ちいきせいかつ いこうすいしん 病院・施設等から地域生活への移行推進</p> <p>15 どうじしゃかつどう しえん 当事者活動の支援</p> <p>16 きよじゅうしえんじぎょう じゅうじつ 居住支援事業の充実</p>
	<p>しょうがいじ ②障害児のサービス ていきょうたいせい こうちく 提供体制の構築</p>	<p>17 しょうがいじ しえん じゅうじつ 障害児への支援の充実</p> <p>18 じゅうしょうしんしんしょうがいじ いりようてき じ 重症心身障害児・医療的ケア児への しえん 支援</p> <p>19 はったつしょうがいじ しえん 発達障害児への支援</p> <p>20 なんちようじ しえん 難聴児への支援</p> <p>21 しょうがいじほいく じゅうじつ 障害児保育の充実</p> <p>22 しょうがいじ ほうかごかつどう よかしえん じゅうじつ 障害児の放課後活動(余暇支援)の充実</p>
	<p>ちいき せいかつ ③地域で生活するための体制整備</p>	<p>23 ホームヘルプサービス等介護給付の充実 とうかいごきゅうふ じゅうじつ</p> <p>24 ガイドヘルパー等派遣事業の拡充 とうはけんじぎょう かくじゅう</p> <p>25 ほうもんにゆうよく すいしん 訪問入浴サービスの推進</p> <p>26 いちじほごしせつ かくじゅう 一時保護施設の拡充</p> <p>27 きんきゅういちじほご かにてい じっし 緊急一時保護(家庭)の実施</p> <p>28 きのうかいふくくねれんじぎょう じっし 機能回復訓練事業の実施</p> <p>29 にちじょうせいかつようぐ きゅうふ ほそうぐひ しきゅう 日常生活用具の給付・補装具費の支給</p> <p>30 しんしんしょうがいしゃ なんびょうかんじゃ ふくしてあて 心身障害者や難病患者への福祉手当の しきゅう 支給</p> <p>31 しょうがいしゃ かぞく そくしん 障害者の家族のネットワークづくりの促進</p> <p>32 かいご おこな かぞくしえん じゅうじつ 介護を行う家族支援の充実</p> <p>33 しょうがいしゃ く じゅうたく せいび 障害者が暮らしやすい住宅の整備</p> <p>34 じゅうたくせつびかいぜん きゅうふ 住宅設備改善の給付</p> <p>35 しゃかいさんか かんきょうせいび 社会参加への環境整備</p> <p>36 じょうほうきき かつよう 情報機器の活用</p> <p>37 じゅうそうてきしえんたいせい きょうか 重層的支援体制の強化</p>

ほうしん ささ はしら 方針を支える柱	もくひょうたっせい とりくみ 目標達成のための取組	し さ く こ う も く 施策項目
<p>はしら 柱3 ちいき ささ 地域で支えあ い、活躍でき かんきょうせいび る環境整備</p>	<p>しょうがいしゃしゅうろう ①障害者就労のさら なる促進</p>	<p>38 じょうほうていきょう そうだんきのう きょうか 情報提供・相談機能の強化</p> <p>39 しゅうろう こうちく 就労ネットワークの構築</p> <p>40 しゅうろういこうしえんしせつとう かつよう 就労移行支援施設等の活用</p> <p>41 こべついかうしえんけいかく かつよう 個別移行支援計画の活用</p> <p>42 しゅうろうていちやく すいしん 就労定着の推進</p> <p>43 きぎょう けいはつおよ しゅうろう こよう かくだい 企業への啓発及び就労・雇用の拡大</p> <p>44 つうしよしせつ ふくしてきしゅうろう そくしん 通所施設での福祉的就労の促進</p> <p>45 こようし さく れんけい じゅうどしょうがいしゃどう 雇用施策との連携による重度障害者等 への就労支援</p>
	<p>とも まな がくしゅう ②共に学べる学習 かんきょう すいしん 環境の推進</p>	<p>46 つうじょうがつきゅう しえん じゅうじつ 通常学級における支援の充実</p> <p>47 つうじょうがつきゅう しょうがいりかい すいしん 通常学級における障害理解の推進</p> <p>48 しゅうがくまえ りよういく じゅうじつ 就学前の療育の充実</p> <p>49 とくべつしえんがつきゅう じゅうじつ 特別支援学級の充実</p> <p>50 こうとうきょういく きがい かくほ 高等教育の機会の確保</p> <p>51 こうざ こうしゅう う かんきょうせいび 講座・講習を受けるための環境整備</p> <p>52 じしゅてき がくしゅうかつどう おこな ば 自主的な学習活動を行うための場の 提供</p> <p>53 じゅうどしょうがいしゃ だいがくしゅうがくしえん 重度障害者への大学修学支援</p>
	<p>げいじゅつかつどう ③スポーツ・芸術活動 すいしん の推進</p>	<p>54 イベント等による活動の促進</p>



ほうしん ささ はしら 方針を支える柱	もくひょうたっせい とりくみ 目標達成のための取組	し さく こ う も く 施策項目
はしら 柱4 インクルーシブ 社会の推進	しょうがいりかい さべつ ① 障害理解、差別 かいしょう ぎゃくたいぼうし 解消、虐待防止、 けんりようご すいしん 権利擁護のさらなる すいしん 推進	しょうがいりかい かん きょうい く すいしん 55 障害理解に関する教育の推進
		けんりようご すいしん 56 権利擁護の推進
		せいねんこうけんせいど りようそくしん 57 成年後見制度の利用促進
		さいはんぼうし すいしん 58 再犯防止の推進
	ちいさ ささ ② 地域で支えあえる せいかつかんきょう すいしん 生活環境の推進	こうりゅうかつどう すいしん 59 交流活動の推進
		さんか かんきょうせいび 60 ボランティア参加のための環境整備
しゃかい ③ バリアフリー社会の すいしん 推進	か そくしん 61 バリアフリー化の促進	
	いどうかんきょう せいび 62 移動環境の整備	

ほうしん ささ はしら 方針を支える柱	もくひょうたっせい とりくみ 目標達成のための取組	し さ く こ う も く 施策項目
はしら 柱5 質の高い生活 環境の提供	ぼうさい ぼうはんたいさく ① 防災・防犯対策の れんけい きょうか 連携・強化	ぼうさいたいさく すいしん 63 防災対策の推進
		ふくしひなんじょ せいび 64 福祉避難所の整備
		ぼうはんたいさく すいしん 65 防犯対策の推進
	ふくし 質の しょうじょう ② 福祉サービスの質の こうじょう 向上	ふくしかんけいしゃ ししつこうじょう 66 福祉関係者の資質向上
		ふくしじんざい かくほ 67 福祉人材の確保
	しょうがいしゃし せつせいび ③ 障害者施設整備の じゅうじつ 充実	きょじゅうせつどう せいび 68 居住施設等の整備
		きょうせいがた じぎょうしょ せいび 69 共生型サービス事業所の整備
りょうい く ば せいび 70 療育の場の整備		



はしら ひとり おう てきせつ しえん 柱1 一人ひとりに応じた適切な支援

① 相談体制の強化

しさく1 ちいきせいかつしえんきよてんとう うんよう 施策1 地域生活支援拠点等の運用

げんじょう 現状

- 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域の関係機関を活かし、障害者の日常生活を支援するためのネットワークを円滑に活用するため、拠点協力事業所や拠点コーディネーターを設置。その中で、すべての要求に応じられる相談支援体制が必要になっている。

とりくみ 取組

- グループホームなど、地域の社会資源を活かし、障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、障害者の日常生活の支援を図っていきます。
- 基幹相談支援センターを設けるとともに、地域生活支援拠点事業の役割を明確化することで、地域資源とのネットワーク強化に取り組んでいきます。
- 緊急時の受け入れ態勢について、より安定し、ニーズに即した緊急対応がとれる体制構築を進めていきます。

しさく2 しょうがいしゃ じゅうじつ 施策2 障害者ケアマネジメントの充実

げんじょう 現状

- サービス等利用計画作成のセルフ率が非常に高い。
- 相談支援専門員が不足し、計画相談のサービスを希望する方が十分に利用することができていない。

とりくみ 取組

- 基幹相談支援センターを設け、事業所の人材育成や事業運営のスーパーバイズを行うことで、相談支援事業所の運営力を強化し、相談を希望する利用者がサービスに繋がりがやすい環境づくりに努めます。
- 地域における障害者の自立と社会参加を支援するため、サービス等利用計画の策定時に個々の利用状況を把握し、必要に応じて内容の調整や見直しを行い、サービスの向上を図ります。

し さ く
施策3

にちじょうせいかつ かん そうだん じょうほうていきょうたいせい かくじゅう
日常生活に関する相談・情報提供体制の拡充

げんじょう
現状

- はちまるサポートや高齢者あんしん相談センターなどの設置により、複雑化した生活の困りごとにも対応できる相談環境が整ってきているが、障害分野の相談を総合的に対応できる相談窓口が必要とされている。
- 相談支援専門員が不足しており、障害福祉サービス等の相談に十分応えられていない。
- 医療機関、児童発達支援センター及び発達障害児支援室において、障害児の発達相談を受けている。
- 福祉サービスやその他様々な制度についての情報が必要な人に十分に行き渡っていない。

とりくみ
取組

- 基幹相談支援センターにおいて、障害分野の支援者支援にも対応した総合的な相談支援体制の構築を進めます。
- 保健、医療、教育、労働、児童、高齢等の他分野とも連携し、ライフステージに即した、包括的な相談支援体制を構築します。
- 相談支援専門員の人材確保及び研修の実施、事業運営へのスーパーバイズにより、相談・情報提供機能のさらなる向上を図り、サービス利用の計画相談の利用者を増やします。
- 権利擁護、地域移行、就労支援、児童支援、地域継続、緊急一時支援、福祉事業所、防災など分野ごとの地域課題の抽出を障害者地域自立支援協議会と共に行い、課題解決に向けた体制づくりに努めます。
- はちまるサポートを通じた専門支援の強化や、住民ネットワークの構築により、障害者の生活課題の把握から早期支援につなげ、スムーズな問題解決を目指します。
- 様々な障害のある方からの多様な相談に対応できるよう、地域の障害者団体などとの連携を強化します。
- 障害児の一貫した発達についての相談を受けるとともに、ライフステージに即した切れ目ない支援につながるよう、情報共有を行っていきます。
- 市で発行している福祉のしおりや、市ホームページなどを活用し、必要な人に必要な情報が行き届くよう情報発信をしていきます。

～コラム～

しょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい
「障害者地域自立支援協議会」とは？

ほんし ほんにん いこう もと ひつよう しえん う しょうがい ばめん
本市では、本人の意向に基づいた必要な支援を受け生涯すべての場面におい
て、じりつ にちじょうせいかつ いとな しゃがい こうちく きょうぎ ば
て、自立した日常生活を営むことができる社会を構築するための協議の場として、
しょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい へいせい ねん ねん がつ せっち きょうぎ
「障害者地域自立支援協議会」を平成23年（2011年）3月に設置しています。協議
かい だれ しょうがい うむ ねんれい せいべつ わ へだ ちいき
会では、誰もがが障害の有無や年齢、性別によって分け隔てられることなく、地域
しゃがい ささ あんしん く めざ ほけん いりよう しゃがい
社会でともに支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指し、保健、医療、社会、
きょういく ろうどう ばんや さまざま ひと きかん れんけい そうだんしえんたいせい じゅうじつ はか
教育、労働などの分野で様々な人や機関と連携し、相談支援体制の充実などを図
り、ちいきかだいけいけつ しょうがいとうじしゃ こえ きょうせい つな やくわり は
地域課題解決、障害当事者からの声を行政へ繋げる役割を果たしています。

また、きょうぎかい せんもんぶかい つぎ ぶかい
協議会には、専門部会として、次の5つの部会があり、それぞれのテーマに
ちようさ けいはつ し しょうがいしゃしさく とりくみ たい けんとう はぼろ かつどう
ついて、調査や啓発、市の障害者施策の取組に対する検討など、幅広く活動してい
ます。

しょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかいせんもんぶかい
障害者地域自立支援協議会専門部会

- しょうだんしえん ちいきいこうぶかい しゅうろうしえんぶかい こ ぶかい
相談支援・地域移行部会 ● 就労支援部会 ● 子ども部会
- けんりようごすいしんぶかい ちいきけいぞくしえんぶかい
● 権利擁護推進部会 ● 地域継続支援部会

しさく
施策4

しょうがいしゃ たいさく
障害者ひきこもり対策

げんじょう
現状

- はったつしょうがいじしえんしつ みしゅうがく しょうがい じ およ しゅうがくじ ふとうこうじどう ふく
発達障害児支援室において未就学の障害児及び就学児（不登校児童を含む）の
りょういく じっし そうたいたいおう ぼうし とく
療育を実施し、早期対応により、ひきこもりの防止に取り組んでいる。
- ちいき かぞく しょうがいしゃ ささ ちようきか
地域とのつながりがなく、家族のみで障害者を支えていると、ひきこもりが長期化
する傾向がある。

とりくみ
取組

- かぞく きょうせい いりようきかん ふくししせつ がっこう ちいき れんけい そうだんしえんじぎょうしょ
家族、行政、医療機関、福祉施設、学校、地域などとの連携や、相談支援事業所
かつよう しょうだんしえん じょうほうていきょう はか
の活用により、相談支援・情報提供を図ります。
- ちいき すく しょうがいとうじしゃ かぞく しえん いりようきかん じゅしんどう
地域とのつながりが少ない障害当事者や家族を支援するため、医療機関への受診等
につなげていきます。

し さ く
施策5

じゅうたくせつびかいぜん かん そうだん じゅうじつ
住宅設備改善に関する相談の充実

げんじょう
現状

- 住宅設備の改善を必要としている人がいる。

とりくみ
取組

- 施工業者による団体が 行っている住まいのなんでも相談会など、関係所管と連携し、相談機会の提供を進めていきます。
- 市で発行している福祉のしおりや、市ホームページをはじめ、様々な手法を活用し、制度の周知など情報発信をしていきます。

し さ く
施策6

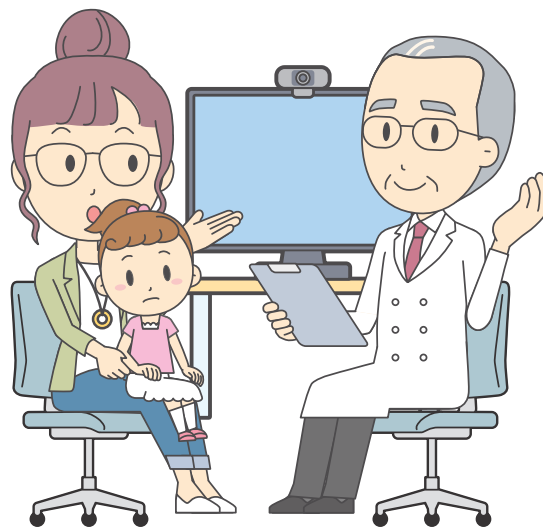
そく し えん じゅうじつ
ライフステージに即した支援の充実

げんじょう
現状

- 障害者のライフステージに即した総合的な相談支援体制の整備が十分ではない。

とりくみ
取組

- 障害者及び障害者の家族に対して、ライフステージに即した支援の実現のため、相談を総合的に受け付けることができる体制の整備を進めます。



② 保健・医療サービスの充実

施策7 保健福祉サービスの充実

現状

- 保健師・栄養士・歯科衛生士による健康づくりの相談等を必要としている人がいる。

取組

- 保健福祉センターにおいて、引き続き健康に関する相談等を実施していきます。

施策8 早期発見・早期治療体制の整備

現状

- 市民を対象とした各種健診（検診）を実施しているが、このことに対する相談体制は十分ではない。

取組

- 障害者の健診（検診）の受診に関する相談体制について、対応できる支援の充実に図ります。

施策9 医療連携の推進

現状

- 地域の医療機関に対し、障害理解の促進に向けた周知・啓発活動が十分ではない。

取組

- 八王子市中核病院（東京医科大学八王子医療センター及び東海大学医学部付属八王子病院）と一般病院、診療所との連携を進めるとともに、地域の医療機関における障害理解の促進や支援体制の構築を図ります。
- 小児・障害メディカルセンター内の障害者歯科診療所を中心とした、障害者歯科医療連携を推進します。

施策10 救急医療体制等の充実

現状

- 夜間救急診療室の運営のほか、障害の有無に関わらず、救急医療体制を整備している。

取組

- 継続的な救急医療体制を確保するため、八王子市医師会等と連携を図ります。

施策11 医療の整備

現状

- 成人期の医療的ケアを必要とする重度・重複障害者のための医療体制が十分ではない。
- 小児・障害メディカルセンターにおける障害者診療所等の充実を図るため、小児障害外来の事業費の一部を補助している。

取組

- 医療的ケアを必要とする重度・重複障害者のために、医療機関と地域の障害福祉事業所等と連携を図り、スムーズな受け入れ体制を整えていきます。
- 小児・障害メディカルセンターにおける障害者診療の受け入れ等の充実を図ります。

施策12 医療費に対する支援

現状

- 障害者医療費助成を行っているが、十分な状況には至っていない。

取組

- 障害の種別程度にあった医療費の助成を行います。
- 市で発行している福祉のしおりや、市ホームページをはじめ、様々な手法を活用し、制度の周知など情報発信をしていきます。

施策13 福祉・保健・医療の連携体制の推進

現状

- 福祉・保健・医療の各機関が必要に応じて連絡調整を図っているが、さらなる連携が必要である。

取組

- 福祉・保健・医療の連携のみならず、他機関とも連携し、困難ケース等の解決に向けて重層的な支援を行います。

はしら ちいき じゅうじつ ちいきせいかつ いこうしえん 柱2 地域サービスの充実・地域生活への移行支援

ちいきせいかつ いこう ① 地域生活への移行

しさく 施策14 びょういん しせつとう ちいきせいかつ いこうすいしん 病院・施設等から地域生活への移行推進

げんじょう 現状

- 病院・施設と地域社会をつなぐ総合的な支援体制・相談窓口が求められている。
- 障害者の地域生活への移行を進めるにあたり、様々な要因や課題を関係者が相互に共有することが求められている。
- 障害者の重度化・高齢化により地域社会での受け入れが難しくなっている。
- 障害者が安心して地域社会で暮らしていくためには、地域住民のさらなる理解が必要となっている。

とりくみ 取組

- 社会的入院者、施設入所者等の地域生活への移行・定着を推進するため、地域の支えあいや居住の場・日中活動の場の整備とサービスの向上を働きかけます。
- 重度・重複障害者向けや日中サービス支援型のグループホーム等の整備に取り組み、地域生活への移行を推進します。
- 基幹相談支援センターにおいて、障害者地域自立支援協議会等と協働するとともに、病院や施設関係者、地域の支援者との情報共有や研修の相互参加など、連携を強化することで、地域生活への移行を推進します。
- 自立生活に向けた訓練施設等を引き続き活用します。
- グループホーム等の体験利用がスムーズに行えるよう、仕組み等を検討していきます。
- 地域生活への移行支援のためのピアサポート活動の推進を図ります。

しさく 施策15 とうじしゃかつどう しえん 当事者活動の支援

げんじょう 現状

- 様々な理由により悩む障害者に対して、相談支援事業所などがピアサポートを行っているが、需要に追いついていない。

とりくみ 取組

- 障害福祉サービス事業所のピアサポーター雇用を促進するなど、障害当事者活動の支援を充実していきます。
- 東京都が実施するピアサポート研修等を活用し、当事者活動への支援の充実を図ります。

し さく 施策16 きょじゅうし えんじぎょう じゅうじつ
居住支援事業の充実

げんじょう
現状

- 障害者の居住に関する相談や入居の紹介、手続きなどの支援を行っているが、入居が困難となるケースもある。

とりくみ
取組

- 関係機関等と連携し、居住に関する相談や入居の紹介、手続きなどの支援の充実を図ります。
- 不動産会社等に障害者の地域生活の理解について働きかけていきます。
- 居住支援法人制度等を活用し、障害者の住宅確保の支援を進めていきます。

しょうがいじ ていきょうたいせい こうちく
② 障害児のサービス提供体制の構築

し さく 施策17 しょうがいじ し えん じゅうじつ
障害児への支援の充実

げんじょう
現状

- 成長に応じた切れ目のない支援を行うため、乳幼児健診等で「はちおうじっ子マイファイル」を配付している。
- 障害児の一貫した発達について、相談する場が十分ではない。
- 児童発達支援センターには、障害児及び家族への支援のほか、地域のインクルージョンの推進が求められている。

とりくみ
取組

- 「はちおうじっ子マイファイル」の配付時などに、障害児の相談先パンフレットを配付し、相談先の周知を図ります。
- 児童発達支援センター等における障害児とその家族のニーズに即した発達の相談について、保健福祉センター等と連携し取り組みます。
- ライフステージに即した切れ目ない支援を行うにあたり、障害者地域自立支援協議会等において、現状把握と情報の共有を行い、成人期へのスムーズな移行を支援します。
- 児童発達支援センターの機能を拡充し、全ての子どもが障害の有無に関わらず共に成長するための移行支援や地域のインクルージョンを充実していきます。

しさく
施策18

じゅうしょうしんしんしょうがいじ いりょうてき じ しえん
重症心身障害児・医療的ケア児への支援

げんじょう
現状

- びょういん ちいきせいかつ いこう じゅうしょうしんしんしょうがいじ いりょうてき じ ぞうか
● 病院から地域生活へ移行する重症心身障害児や医療的ケア児が増加しており、
とうじしゃ かぞく しえん もと
当事者とその家族への支援が求められている。
- じゅうしょうしんしんしょうがいじ いりょうてき じ りょう しせつ すく
● 重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる施設が少ない。
- いりょうてき じとう はいち いりょうてき じとう そうだん じっし
● 医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児等の相談を実施している。

とりくみ
取組

- いりょうてき じ およ かぞく いりょうきかん ふくし きょういくしせつなど しゃかいしげん
○ 医療的ケア児及びその家族と医療機関、福祉・教育施設等の社会資源をつなぎ、
ちいきしゃかい あんしん せいかつ しえんたいせい こうちく
地域社会で安心して生活できるための支援体制を構築していきます。
- いりょうてき じ そうだんまどぐち いりょうきかん れんけい かく いりょうてき じとう
○ 医療的ケア児の相談窓口には、医療機関と連携した核となる医療的ケア児等コーディ
ネーターを配置するとともに、ふくししせつなど しかくようけん み
ねーターを配置し、福祉施設等にも資格要件を満たしたコーディネーター
はいち とうじしゃおよ かぞく ちいきしゃかい せいかつ しえん
を配置し、当事者及びその家族の地域社会での生活を支援します。
- かんごしとう じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ どう じたく ほうもん かんご ざいたく じぎょう
○ 看護師等が重症心身障害児（者）等の自宅を訪問し看護する在宅レスパイト事業を
ひ つづ じっし かぞくどう きゅうそく かくほ
引き続き実施し、家族等の休息を確保します。
- じゅうしょうしんしんしょうがいじ いりょうてき じ う い ほんじよせいど かつよう しょうがいふくし
○ 重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れについて、補助制度を活用した障害福祉
じぎょう じぎょうしゃ はたら
サービス事業を事業者に働きかけます。



し さ く
施策19

はったつしょうがいじ し え ん
発達障害児への支援

げんじょう
現状

- 子どもの発達や成長に関する様々な相談を総合的・横断的に対応する相談体制の整備が必要とされている。
- 発達障害児の家族等への支援体制の確保が必要である。

とりぐみ
取組

- 子どもの発達や成長に関する様々な相談を総合的・横断的に対応する相談体制の整備を図ります。
- 児童発達支援センターを地域の中核として、障害や発達に遅れのある児童に対し、その乳幼児期に適切な早期対応を行い、切れ目のない支援及び集団療育並びに家庭での子育てにかかわる相談に取り組みます。
- 発達障害児支援室（からふる）において、発達に偏りや遅れのある児童の成長を支援するため、早期発見、早期対応につながる相談や療育支援に取り組みます。
- 発達障害児の家族等を支援するため、ペアレントメンターを活用した家族同士の情報共有・交流の場を設けるとともに、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付けるペアレントトレーニングを引き続き実施します。

し さ く
施策20

なんちようじ し え ん
難聴児への支援

げんじょう
現状

- 難聴の発見の遅れにより、適切な支援が受けられないことがある。
- 身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児について、補聴器を装用することにより、言語の獲得やコミュニケーション能力等を身に付ける効果があるため、補聴器の費用負担が求められている。

とりぐみ
取組

- 新生児聴覚検査受診を促進し、新生児聴覚検査費用の一部を助成します。
- 中等度難聴児を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成する事業を引き続き支援します。

しさく
施策21

しょうがいじほいく じゅうじつ
障害児保育の充実

げんじょう
現状

- 保育所、学童保育所における障害児の在籍数が増加しており、障害児の受け入れニーズも高まっている。
- 保育所、幼稚園での巡回発達相談を実施している。
- 保育所、学童保育所において、障害児の受け入れに配慮している。

とりくみ
取組

- 保育所、学童保育所において、引き続き障害児の受け入れ拡充を図ります。
- 保育所、幼稚園での巡回発達相談の拡充を図るとともに、関連機関と連携し、保育従事者のスキルアップに取り組みます。
- 障害児以外の児童との集団生活の適応のため、保育所等訪問支援の活用を図ります。
- 保育所等訪問支援事業所の拡充を働きかけていきます。

しさく
施策22

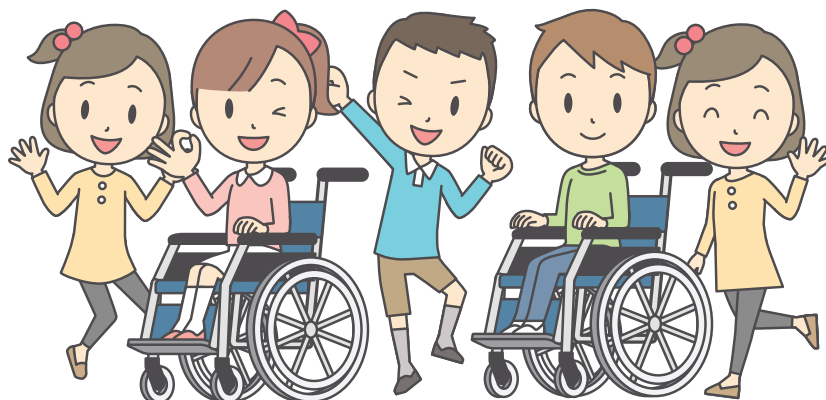
しょうがいじ ほうか ごかつどう よかしえん じゅうじつ
障害児の放課後活動(余暇支援)の充実

げんじょう
現状

- 放課後等デイサービス事業所数は年々増加しているが、重度・重複障害児を対象とする事業所数は十分ではない。

とりくみ
取組

- 重度・重複障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所等の拡充のために、既存の補助制度の充実を図ります。
- 放課後等デイサービスをはじめ、日中一時支援を活用し、放課後活動の充実を図ります。



③ ちいき せいかつ たいせいせいび 地域で生活するための体制整備

しさく とうかいごきゆうふ じゅうじつ 施策23 ホームヘルプサービス等介護給付の充実

げんじょう 現状

- しょうがい じゅうどか かいご かぞく こうれいか かにていじょうきょう へんか
障害の重度化や介護する家族の高齢化、家庭状況の変化などにより、サービスの支給量が增加している。
- りようしゃ じゅうばん こた
利用者のニーズに十分に答えられるよう、サービスの質の向上を図る必要がある。
- ヘルパー不足により、サービスを十分に利用できていない。

とりくみ 取組

- サービスの質の向上に資するよう、事業者向けの研修開催等に努めます。
- サービス提供事業者に対し、適切な指導や関係機関との連携を行うことなどにより、サービスの質の向上を図ります。
- ヘルパー不足に対応するため、市内事業者と連携した就職相談会を実施し、人材の確保に努めます。

しさく とうはけんじぎょう かくじゅう 施策24 ガイドヘルパー等派遣事業の拡充

げんじょう 現状

- ガイドヘルパーの不足により、サービスを十分に利用できていない。
- どうこうえんご いどうしえん しきゅうきじゅん うわまわ しきゅうりょう もと ばあい
同行援護、移動支援の支給基準を上回る支給量を求められる場合がある。
- ふくざつか しょうがいしゃ じゅうばんこた
複雑化する障害者のニーズに十分答えられるよう、サービスの質の向上を図る必要がある。
- いどうしえん りよう たいしょう かくだいなど のぞ こえ
移動支援の利用について、対象の拡大等を望む声がある。

とりくみ 取組

- どうこうえんご いどうしえん とう ようせい ちいき はけんたいせい せいび
同行援護、移動支援のガイドヘルパー等の養成など、地域における派遣体制の整備を引き続き取り組んでいきます。
- しょうがいしゃ はいりよ しきゅうりょう かくほ
障害者に配慮したサービスの支給量を確保します。
- サービスを提供する事業者に対し、適切な指導等や関係機関との連携を行うことにより、サービスの質の向上を図ります。
- いどう かん しえん りよう りようたいしょうしゃ はんい
移動に関する支援がより利用しやすいものとなるよう、利用対象者の範囲など、総合的な観点から制度を再構築します。

しさく ほうもんにゆうよく すいしん
施策25 訪問入浴サービスの推進

げんじょう
現状

- 訪問入浴を希望する重度障害者が増えている。
- 利用回数の増加や、利用者負担額の軽減を望む声がある。

とりくみ
取組

- 在宅の重度障害者(児)の身体の清潔と健康維持のため、訪問入浴サービス事業を推進し、在宅福祉の向上に努めます。
- 入浴に関する支援がより利用しやすいものとなるよう、総合的な観点から制度を検討します。

しさく いちじほごしせつ かくじゅう
施策26 一時保護施設の拡充

げんじょう
現状

- 一時保護施設の数近年増えておらず、施設の利用ニーズへの対応についても十分とはいえない。
- 精神障害者や医療的ケアを必要とする方、強度行動障害のある方の受け入れができる施設が少ない。

とりくみ
取組

- グループホームなどに対し、一時保護施設としての機能をもたせるための働きかけを行います。
- 既存の一時保護施設に対し、受け入れの拡大を働きかけます。
- 一時保護施設と医療機関等との連携を図ります。

しさく きんきゅういちじほご かてい じっし
施策27 緊急一時保護(家庭)の実施

げんじょう
現状

- 一時的に家庭での介護が困難になったときに利用できる制度として需要が高い。

とりくみ
取組

- 利用しやすいよう、事業を継続して実施します。

し さ く 施策28 き の う かい ふ く く ん れ ん じ ギ ョウ じ し し
機能回復訓練事業の実施

げんじょう
現状

- 脳性麻痺、パーキンソン病など、難病を含む様々な障害の機能回復訓練（機能の維持を含む）は、医療機関で行っているが、退院後も継続して訓練を望む障害者がいる。

とりくみ
取組

- 医療機関等との連携により、機能回復訓練に関する事業の実施を進めます。

し さ く 施策29 にちじょうせいかつようぐ きゅうふ ほ そう ぐ ひ しきゅう
日常生活用具の給付・補装具費の支給

げんじょう
現状

- 市ホームページや窓口等を通じ、日常生活用具の給付等の情報提供を行っている。
- 技術の進歩により様々な用具が実用化されていることから、利用者のニーズも多様化している。

とりくみ
取組

- 日常生活を支援するため、個々にあった日常生活用具を給付するとともに、補装具費を支給します。
- 市ホームページや窓口等を通じ、引き続き日常生活用具の給付等の情報提供を行います。
- 利用者のニーズに即した日常生活用具等の給付を行います。

し さ く 施策30 しんしんしょうがいしゃ なんびょうかんじゃ ふくしてあて しきゅう
心身障害者や難病患者への福祉手当の支給

げんじょう
現状

- 雇用機会が少ない影響などにより、経済的困窮者が多い。
- 各種手当の支給件数が増加している。

とりくみ
取組

- 心身障害者や障害児を扶養する保護者、難病患者等に対し、引き続き各種手当を支給します。

施策31 障害者の家族のネットワークづくりの促進

現状

- 障害者の家族会について、相談やサポート等を行っており、今後も引き続き取り組む必要がある。

取組

- 障害者の家族のネットワークづくりや、障害当事者とその家族との相談の機会を増やしていきます。
- 家族会に関する情報提供を行っていきます。

施策32 介護を行う家族支援の充実

現状

- 介護を行う家族が身体的、精神的な疲労や高齢化が進み、家族だけでの介護ができなくなっている。
- 重症心身障害児(者)の家族等が一定時間の休養を取れる支援が求められている。

取組

- 一時保護施設の受け入れの拡大を図るなど、介護を行う家族がリフレッシュできるレスパイト機能の充実を図ります。
- 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業を適切に運用し、重症心身障害児(者)の家族等が休養できる環境の充実を図ります。

施策33 障害者が暮らしやすい住宅の整備

現状

- 障害者が暮らしやすい住宅が求められている。

取組

- 市営住宅について、障害者が自立して生活できるよう、バリアフリー化を促進します。
- 居住支援法人制度等を活用し、障害者の住宅確保の環境を整備します。

し さ く 施策34 じゅうたくせつびかいぜん きゅうふ
住宅設備改善の給付

げんじょう
現状

- 住宅設備改善の給付を必要としている人がいる。

とりくみ
取組

- 障害者が生活しやすい住宅への改修を促進するため、住宅設備改善の給付を引き続き行います。

し さ く 施策35 しゃかいさんか かんきょうせいび
社会参加への環境整備

げんじょう
現状

- 市内の美術館や市民会館、スポーツ施設等において入館料や使用料の減免を実施し、障害者が社会参加しやすい環境の整備を図っており、今後も拡充を図る必要がある。
- 福祉まつりや、ふれあい運動会等のイベントへの障害者の参加を促進しており、引き続き取り組んでいく必要がある。

とりくみ
取組

- 障害者がスポーツやレクリエーション、芸術活動など、社会参加しやすい環境をつくるため、各種関係機関や団体に対し活動機会の拡充に向けて啓発を進めます。
- ボランティアセンターや市民活動支援センターで行っているボランティア活動等を活用し、社会参加の機会を増やしていきます。

し さ く 施策36 じょうほうきき かつよう
情報機器の活用

げんじょう
現状

- 情報機器の提供や機器の活用を学ぶ機会について、障害者への情報提供に関する環境整備を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。

とりくみ
取組

- 社会環境の変化に応じて障害者等へ、より適切な情報提供の手段を検討し、効果的な情報機器の活用を図ります。

施策37 重層的支援体制の強化

現状

●重層的支援体制整備事業の中核を担うはちまるサポートを通じ、他分野との連携が円滑に進むよう、地域での協力体制を強化していく必要がある。

取組

- 分野横断的な支援体制の充実や地域との“つながり”づくりなど、地域福祉を推進する基盤整備を行う「基幹型はちまるサポート」を新たに設置（市内6か所）します。
- 基幹型はちまるサポートが担う「多機関協働事業」を通じ、分野横断的な情報共有や研修の実施など、複雑化・複合化した地域生活課題に一体となって対応できる体制を強化します。



「はちまるサポート」とは？

本市では、令和3年度（2021年度）の「社会福祉法」の改正に伴い、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別に設置されている個々の相談窓口だけでは対応できない地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する支援体制を構築するため、新たに「重層的支援体制整備事業」を開始しました。

八王子まるごとサポートセンター（愛称「はちまるサポート」）は、この事業の中心的な機関として、地域で生活していく上でどこに相談すればよいかわからない地域住民の「困りごと」を受け付け、他の相談支援機関と連携しながら、本人や地域の方々と共に問題解決に取り組んでいます。令和6年（2024年）3月31日現在、次の13か所に設置しています。

- | | |
|----------------|------------------|
| ●台町（台町市民センター内） | ●大和田（大和田市民センター内） |
| ●石川（石川事務所内） | ●川口（川口事務所内） |
| ●恩方（恩方事務所内） | ●元八王子（元八王子事務所内） |
| ●長房（長房ふれあい館内） | ●浅川（浅川市民センター内） |
| ●館（館事務所内） | ●由井（由井事務所内） |
| ●由木（由木事務所内） | ●由木東（由木東事務所内） |
| ●加住（加住事務所内） | |

はしら ちいき ささ かつやく かんきょうせいび じゅうじつ
柱3 地域で支えあい、活躍できる環境整備の充実

しょうがいしゃしゅうろう そくしん
① 障害者就労のさらなる促進

し さ く しょうほうていきょう そうだんきのう きょうか
施策38 情報提供・相談機能の強化

げんじょう
現状

- 就労希望の障害者や雇用を希望する企業に対し、障害者雇用に関する情報及び障害者就労に関する情報の交換や発信が十分ではない。

とりくみ
取組

- 障害者就労・生活支援センター等を活用し、引き続き障害者向けの職業相談を実施するとともに、障害者と企業の双方に向けた雇用に関する情報の発信を強化します。

し さ く しゅうろう こうちく
施策39 就労ネットワークの構築

げんじょう
現状

- 障害者地域自立支援協議会等において、就労に関する支援事例の検討や求人に関する情報交換を行うなど、関係機関等との連携を図っているが、さらなる連携の強化が必要である。

とりくみ
取組

- 障害者地域自立支援協議会等を活用し、ハローワークや障害者就労・生活支援センター、特別支援学校、企業等との連携や情報共有を図りながら、障害のある方の就労を支援します。

し さ く しゅうろういこうしえんしせつとう かつよう
施策40 就労移行支援施設等の活用

げんじょう
現状

- 障害者地域自立支援協議会等において、就労に向けた求人情報の提供を行うなど、さらなる連携の強化が必要である。
- 福祉的就労から一般就労を希望する当事者への支援が必要である。

とりくみ
取組

- 就労移行支援施設等を活用し、一般就労への移行を促進します。
- 障害者本人の希望や適性などに合った仕事を選択できるよう支援します。

施策41 個別移行支援計画の活用

現状

- 特別支援学校の卒業見込みの生徒を対象に、就労支援事業所等のアセスメントを行うなど、就労への円滑な移行と就労継続を図っており、引き続き取り組む必要がある。

取組

- 特別支援学校の生徒に対する個別移行支援計画を有効活用し、障害者就労・生活支援センターなどが中心となって、障害者、家族、学校、通所施設（福祉的就労）、企業などが連携し、就労支援を促進します。

施策42 就労定着の推進

現状

- 一般就労後、就労を定着していけるよう支援が必要である。

取組

- 就労を希望する障害者等へ就労定着支援の周知浸透を図るとともに、障害者就労・生活支援センターと連携し、一般就労後の定着を推進していきます。

施策43 企業への啓発及び就労・雇用の拡大

現状

- 障害者法定雇用率を達成している企業等は増加傾向にあるが、障害者雇用が十分ではない企業等もある。
- 市内企業への障害者雇用の働きかけや、障害者就労・生活支援センターのジョブコーチの派遣等を行っているが、障害者が働くための職場環境の整備は、十分とは言えない。

取組

- 障害者法定雇用率が段階的に引き上げられるよう、引き続き市内企業へ障害者雇用の実例等の情報を提供するとともに、障害者雇用への理解及び職場環境整備の促進を働きかけます。
- 障害者就労・生活支援センターのジョブコーチの派遣等により、企業が雇用しやすい環境を引き続き整備します。
 - 超短時間労働を希望する障害者の受入れ及び育成に取り組みます。
 - 市役所における障害者雇用推進担当を活用し、市内の障害者雇用の促進をけん引します。

施策44 通所施設での福祉的就労の促進

現状

- 「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、市や外郭団体等に対し障害者就労施設等へ物品やサービスの調達を優先的に活用するよう促しており、今後も継続的に発注を促進し、就労の機会の拡充を図る必要がある。
- 障害者の工賃アップや就労意欲の向上を目的として、製品の販路拡大や共同開発等に向けたネットワークの強化を図り、福祉的就労についてさらに取組を強化していく必要がある。
- 障害者の福祉的就労の機会拡大のため、農福連携の取組等が必要である。
- 障害特性に応じた就労環境の整備を図っていく必要がある。

取組

- 障害者地域自立支援協議会等において、障害者の工賃の向上を視野に入れて、官公需のさらなる拡大を図ります。
- ワークセンターを中心に、企業等に対して障害者福祉施設等が提供する物品やサービスについて、積極的な発注を働きかけます。
- 就労継続支援事業などを活用し、障害者の福祉的就労を促進します。
- 地域の実情を踏まえた農福連携を促進するとともに、農業以外の分野として、本市の産業を支える地場産業事業者等との関係機関と連携し、職域の拡大に取り組みます。

～コラム～

「農福連携」とは？

障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。農福連携の取組については、次のパターンが考えられますが、今後の拡大状況により、さらなる可能性を秘めた事業です。

- 障害福祉サービス事業者が作業請負の形で、障害者に職員が同行して農家や農業法人の農作業を手伝う
- 障害福祉サービス事業所が自ら農業を行ったり、農業法人を別途立ち上げ併設させる
- 農業法人が障害者を雇用したり、障害福祉サービス事業所を別途立ち上げ併設させる など

しさく しようしさく れんけい じゅうどうしょうがいしゃとう しゅうろうしえん
施策45 雇用施策との連携による重度障害者等への就労支援

げんじょう
現状

- 就労形態の多様化や社会情勢の変化により、重度障害者等の就労機会が増加している。
- 重度障害者等が通勤や職場等において、企業の支援を受けても、なお、支障がある場合や自営業者として働く場合に必要な支援を受けられないことで、就業の機会を制限されてしまう現状がある。

とりくみ
取組

- 重度障害者等が就労に必要な支援を受け活躍できるよう、必要な制度やサービス等を検討していきます。

とも まな がくしゅうかんきょう すいしん
② 共に学べる学習環境の推進

しさく つうじょうがつきゅう しえん じゅうじつ
施策46 通常学級における支援の充実

げんじょう
現状

- 通常学級において支援を必要とする児童・生徒について、心理相談員等による巡回指導や学校サポーターの配置、就学支援シートの活用等を行っており、引き続き取り組んでいく必要がある。
- 保育園・幼稚園・小学校等の関係者との連携及び障害理解に関する知識の習得を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。
- 特別な支援を必要とする児童・生徒が増加しており、その背景も多様化・複雑化している。

とりくみ
取組

- 通常学級における障害児一人ひとりの教育的ニーズの多様化に応じて、引き続き心理相談員等による巡回指導や学校サポーターの配置による学習支援を行います。
- 就学支援シートの活用により、個々にあった支援を提供します。
- 小学校を中心に作成するスタートカリキュラムを活用し、接続期の支援を行います。
- 小中学校における、はちおうじっ子マイファイル作成のため、支援が必要な児童・生徒の情報を各学校が保管、引き継いでいくサポートファイルを推進します。
- 総合教育相談の相談員の専門性を高めることにより、児童・生徒や保護者、学校への相談支援を図ります。
- 幼児期も含め、教育・医療・福祉・保健の各分野の関係機関相互の連携体制を強化し、一体的な支援体制を推進します。

しさく しょうじょうがっくきゅう しょうがいりかい すいしん
施策47 通常学級における障害理解の推進

げんじょう
現状

- 小中学校の教職員等に対し、各種研修等を通じ障害理解の推進を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。
- 通常学級に通う児童に対し、障害理解のためのガイドブックを活用した授業を通じ、障害理解の推進を図っており、引き続き取り組んでいく必要がある。
- インクルーシブ教育を推進している。
- 小中学校において児童・生徒の発達や障害に応じた指導・支援が求められている。

とりぐみ
取組

- 小中学校の教職員や学校サポーターに対し、引き続き特別支援教育や障害理解に関する研修を行っていきます。
- 小学生を対象に、障害理解のためのガイドブックを活用し、障害理解に関する教育を引き続き実施します。
- 共生社会の実現を目指すため、副籍制度を活用し障害のある子どもとない子どもとの共同学習を行うとともに、地域の障害者との交流を通して障害に対する理解を深めていきます。

しさく しょうがくまえ りょういく じゅうじつ
施策48 就学前の療育の充実

げんじょう
現状

- 就学前の療育ができる機関の整備は行われているが、重症心身障害児等の療育ができる機関の整備は十分ではない。
- 就学前の障害児に関する相談のニーズが高い。

とりぐみ
取組

- 就学前の障害児に対し、早期に適切な支援を行うため、療育や療育機関について周知を図るとともに、重症心身障害児等の療育ができる機関の整備を促進します。
- 就学前の障害児の療育・発達に関する相談機能について、地域の特徴に合わせた支援の充実を図ります。

しさく 施策49 とくべつしえんがっきゅう じゅうじつ 特別支援学級の充実

げんじょう 現状

- 特別支援学級の需要が高まっており、さらなる学ぶ環境の充実に取り組んでいく必要がある。
- 障害児について、就学前に関係機関が情報共有を行い、就学後の適切な支援につなげているが、さらなる取組が必要である。

とりくみ 取組

- 地域の実情に応じて、知的障害（固定制）学級の新設や、特別支援教室拠点校のグループ再編について検討していきます。
- 子どもの特性や障害に応じた適切な指導と学習の機会を得られるよう、教職員の育成を図っていくとともに、特別支援コーディネーターを中心とした、校内での指導・支援体制の充実に努めます。
- 特別支援学級において、障害児が十分な教育を受けられるよう、合理的配慮の視点を持った施設の整備や、支援機関等の活用を図ります。
- 就学前から関係機関との連携を進め、より適切な支援や教育内容の充実に引き続き取り組みます。

しさく 施策50 こうとうきょうい く 高等教育の機会の確保

げんじょう 現状

- 障害のある学生に配慮した教育環境の整備を進めている大学もあるが、障害者が高等教育を受ける機会を得ることは難しい。

とりくみ 取組

- 障害者の高等教育の機会を確保するため、市内の大学等に対し障害者の受入れと、障害に配慮した学習環境の整備を働きかけます。
- 障害者を含む多様な学生への対応について、大学コンソーシアム八王子を通じて加盟する大学等に情報提供を行います。

施策51 講座・講習を受けるための環境整備

現状

- 市民講座・講習の開催情報と合わせて、障害者に対する講座受講料の減免制度について周知しているが、市民講座等への参加者は少ない。
- 障害者が社会生活を送る上で、必要な知識等を学習する機会が必要である。
- 市民講座・講習に障害者が参加しやすいよう、会場や資料に工夫を施すなど、様々な取組を行っているが、引き続き障害者への合理的配慮が必要である。

取組

- 市民講座・講習の開催情報や、障害者に対する講座受講料の減免制度について、引き続き市ホームページ等で情報提供を行い、障害者の生涯学習への参加機会の拡大を図ります。
- 市民講座・講習においても障害者が参加しやすいよう、引き続き合理的配慮に努めます。

施策52 自主的な学習活動を行うための場の提供

現状

- 各大学等の施設開放状況（図書館施設、運動施設、教室等）について、大学コンソーシアム八王子のホームページで公開しているが、自主的な学習を行うための場がさらに必要である。
- 障害者が自主的な学習活動を行うための支援が必要である。

取組

- 施設の開放状況について、引き続き情報提供を行うとともに、大学等に施設開放への協力を働きかけます。
- 障害者が自主的な学習活動を行うためのグループ活動を支援します。
- 自主活動グループを支援するため、講師・指導者等の派遣を進めます。

施策53 重度障害者への大学等修学支援

現状

- 重度障害者が大学等において修学するにあたり、必要な支援を受けられないために修学の機会を制限されてしまう現状がある。

取組

- 重度障害者が大学等において修学するにあたり、大学等が修学支援体制の構築ができるまでの間、学ぶ機会が制限されないよう、必要な制度やサービス等を検討します。

③ スポーツ・芸術活動の推進

施策54 イベント等による活動の促進

現状

- ふれあい運動会や障害者のためのプール開放、障害者文化展などを実施しているが、スポーツ・芸術活動に取り組んだ成果などを発表する機会がさらに必要である。

取組

- 安全面に配慮したうえで、市民ボッチャ大会やボッチャ派遣指導、ふれあい運動会、プール開放、障害者文化展等を開催し、障害のある人もない人もスポーツ・芸術活動を楽しむ機会を設けます。
- スポーツ・芸術活動に取り組んだ成果発表の機会を設けていきます。



はしら
柱4 インクルーシブ社会の推進

しょうがいりかい さべつかいしょう ぎやくたいぼうし けんりようご すいしん
① 障害理解、差別解消、虐待防止、権利擁護のさらなる推進

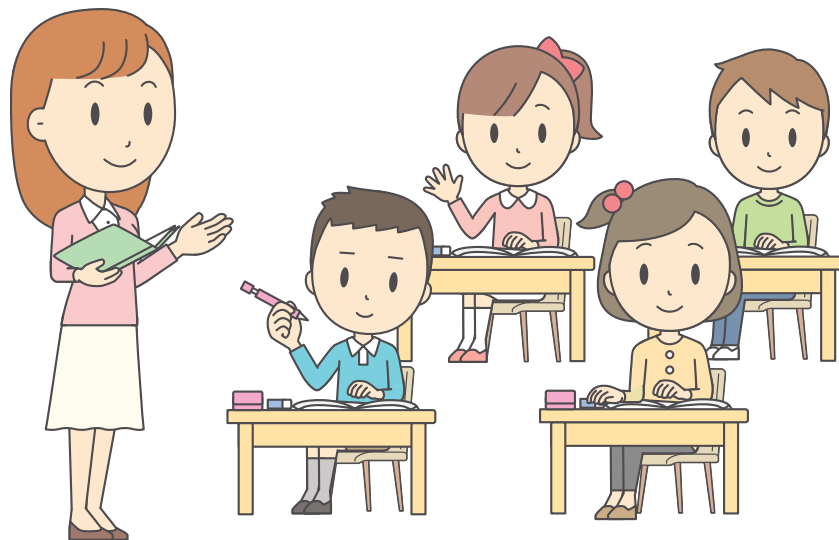
しさく
施策55 障害理解に関する教育の推進

げんじょう
現状

- しょうちゅうがっこう しょうがい たい りかい そくしん はか ふくししせつ しょうぼたいけん
小中学校における障害に対する理解の促進を図るため、福祉施設の職場体験など、
ひ つづ すす ひつよう
引き続き進める必要がある。
- しょうがいりかい かつよう ふくしきょういく おこな こんご けいぞく
障害理解のためのガイドブックを活用し福祉教育を行っているが、今後も継続して
ひつよう
いく必要がある。

とりくみ
取組

- しょうちゅうがっこう きょうしよくいん がっこう たい ひ つづ とくべつしえんきょういく しょうがい
小中学校の教職員や学校サポーターに対して、引き続き特別支援教育や障害
りかい かん けんしゅう おこな
理解に関する研修を行います。
- しょうがくせいむ しょうがいりかい かつよう ひ つづ しょうがいりかい かん
小学生向けの障害理解のためのガイドブックを活用し、引き続き障害理解に関する
きょういく じっし
教育を実施します。
- しょうちゅうがっこう くるま たいけん てんじたいけん たいけん しょうがいたうじしゃ こうわ
小中学校において、車いす体験や点字体験、アイマスク体験、障害当事者の講話
など おこな ひ つづ しょうがいりかい かん じゅぎょう じっし はたら
等を行っており、引き続き障害理解に関する授業の実施について、働きかけてい
きます。



し さく
施策56

けんりようご すいしん
権利擁護の推進

げんじょう
現状

- 障害者に対する差別禁止についての啓発イベントや、虐待防止に関する研修を開催し、障害者の権利擁護について周知啓発を行っているが、引き続き促進していく必要がある。
- 心身の機能にかかわる様々な障害の理解について、周知啓発を行う必要がある。
- 事業者に対し、合理的な配慮の周知啓発を行う必要がある。
- 市民や事業者の間で障害理解を広め、障害者が暮らしやすい地域を作っていく必要がある。
- 市と市の委託相談支援事業所において、差別相談を受けている。
- 令和4年（2022年）に東京都で手話言語条例が施行された。

とりぐみ
取組

- 障害理解に関する啓発イベントや、虐待防止に関する研修の実施など、障害者の権利擁護についての啓発活動を促進します。
- 社会福祉協議会が行っている、福祉サービスの利用を援助する地域福祉権利擁護事業などを活用し、権利擁護を推進します。
- 障害理解を深めるためのガイドブックや広報はちおうじ、出前講座などにより、障害理解のさらなる周知啓発を図ります。
- 地域の関連団体と連携し、福祉・体験型イベントや、差別禁止条例及び差別解消法の周知イベント等を広く実施し、権利擁護のさらなる推進を図ります。
- 市民・事業者が障害に関する正しい理解と認識を持ち、障害者が地域社会で暮らすための手助け等を適切に行えるよう、障害者サポーターの養成講座を行います。
- 市と市の委託相談支援事業所において、差別相談の問題解決や障害理解に取り組んでいきます。
- 障害福祉施設等の職員に対し、虐待防止に関する研修への参加を呼びかけるとともに、幅広く虐待防止の周知に努めます。
- 言語である手話の理解促進や普及に取り組みます。また、必要に応じて条例制定も検討するなど、互いに意思疎通ができる環境づくりを推進します。

し さ く
施策57 せいねんこうけんせいど りようそくしん
成年後見制度の利用促進

げんじょう
現状

- 成年後見制度に関するパンフレットを作成し、様々な機会を捉えて制度の周知に努めている。
- 成年後見制度を必要としている方の相談内容が複雑化している。
- 市民後見人の養成や法人後見の受任について、積極的に制度の活用を図っている。

とりくみ
取組

- 成年後見・あんしんサポートセンター八王子と連携し、講演会や学習会を実施するなど、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。
- 成年後見制度の利用促進のため、法人後見を充実します。
- 障害福祉サービスの利用が困難な方に、成年後見制度の利用に係る費用の助成を行い、制度の活用を促進します。

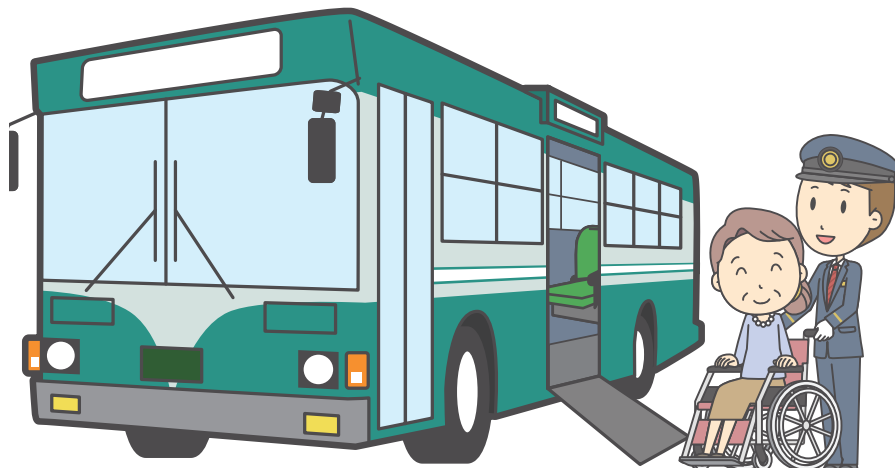
し さ く
施策58 さいはんぼうし すいしん
再犯防止の推進

げんじょう
現状

- 罪を犯した障害者等が立ち直りに必要な支援を行える地域社会を作っていく必要がある。

とりくみ
取組

- 再犯防止のイベントや社会を明るくする運動を通じて、再犯防止に向けた啓発活動に取り組めます。
- 保護司や民生委員など、地域の関係団体と連携し、罪を犯した障害者の立ち直りを支援します。



② 地域で支えあえる生活環境の推進

施策59 交流活動の推進

現状

- 障害者施設での障害者同士の交流の場はあるが、地域社会等での交流の場が少ない。
- 福祉施設等での職場体験や福祉まつり、ふれあい運動会、手作り作品展等を通じて、障害者同士や障害のある人とない人との交流の推進を図っているが、さらなる交流の場が求められている。
- 市内にある療育施設の児童と近隣の保育所の園児との交流事業や、障害当事者による小中学校での講話などを行っているが、引き続き取り組む必要がある。

取組

- 障害者を孤立させないよう、身近な地域で気軽に利用できる交流の場づくりを支援します。
- 障害者との多様な交流活動を進めるため、保育所や学校などの行事への参加を促進します。
- 障害のある人とない人とのスポーツを通じた交流機会を創出します。
- 障害者施設と身近な地域との交流を進めるため、相互に活動や行事への参加を図り、交流活動を推進し、障害者の地域生活への移行につなげていきます。

施策60 ボランティア参加のための環境整備

現状

- 市内の大学等と協定を締結するなど、学生のボランティアが参加しやすい環境を図っている。
- ボランティア養成講座について、当事者団体や病院等と連携して講座内容の充実を図るとともに、ボランティア組織の強化を行っている。

取組

- 学生ボランティアが参加しやすい環境づくりを推進します。
- ボランティアセンターとボランティア組織との連携を強化し、より参加しやすい環境を図っていきます。
- 障害者施設で行う行事等に際して、ボランティアセンターの登録ボランティア等を各施設に積極的に紹介し、利用者との交流の機会拡大を図ります。
- 社会情勢の変化に伴い、当事者のニーズに合った多様なボランティアの養成講座を実施します。

③ バリアフリー社会の推進

施策61 バリアフリー化の促進

現状

- 市街地の建物や道路、交通機関、施設等のバリアフリー化を進めているが、まだ十分とはいえない。
- デジタル技術の進展に伴い、障害の特性にあった情報バリアフリー化の必要性が増大している。
- 手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助者等のボランティアの養成を継続的に行っているが、高齢化等の影響により登録者が減少しているため、さらなる養成の取組が必要である。
- 失語症者向けの意思疎通支援者の養成を行っているが、派遣体制が整っていないため、環境整備が必要である。
- 手話通訳や要約筆記を活用しているが、情報バリアフリーはまだ十分ではない。
- 令和元年（2019年）に「読書バリアフリー法」が公布・施行された。

取組

- 福祉のまちづくりを推進するため、関係機関への啓発を進めるとともに、公共建築物（公立小中学校等を含む。）や道路、交通機関等のバリアフリー化整備においては、その検討段階から障害当事者の意見を反映し、障害者が安全に利用できる環境整備を促進します。
- 障害者や高齢者等が自立した日常生活及び社会生活を確保でき、社会参加につながることを目指し、バリアフリーマップの作成を行います。
- 利用者の多い施設等の整備においては、東京都福祉のまちづくり条例等に基づき、だれもが使いやすい施設整備に向けて指導・助言を行います。
- デジタル技術を活用し、障害者に対する情報提供を促進します。
- 障害者が社会参加し、日常生活を行うための手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助者及び失語症者向け意思疎通支援者の養成や失語症サロンの立ち上げなど、障害者が利用しやすい環境整備を推進していきます。
- イベント等における手話通訳や要約筆記の活用の周知を図り、利用を促進します。
- 図書館において、宅配サービスや音訳・点字資料の作成、対面朗読などを行い、読書活動を推進します。

しさく
施策62

いどうかんきょう せいび
移動環境の整備

げんじょう
現状

- 点字ブロック上に放置自転車等があり、障害者の通行に支障をきたしている。
- 道路上の障害物の減少や思いやり駐車スペースの増加、リフトバスの運行など、障害者の移動環境の整備が図られてきたが、引き続き取組が必要である。

とりくみ
取組

- 駅施設の昇降設備や駅前広場の整備を進めるとともに、違反広告物や不法占用物などの撤去・指導を行い、通行に支障のない道路環境づくりを進めます。
- 思いやり駐車スペース等を拡充します。
- リフトバスの活用やタクシー・ガソリン券の支給など、障害者の移動手段の確保に引き続き努めていきます。



はしら しつ たか せいかつかんきょう ていきょう
柱5 質の高い生活環境の提供

ぼうさい ぼうはんたいさく れんけい きょうか
① 防災・防犯対策の連携・強化

し さく
施策63

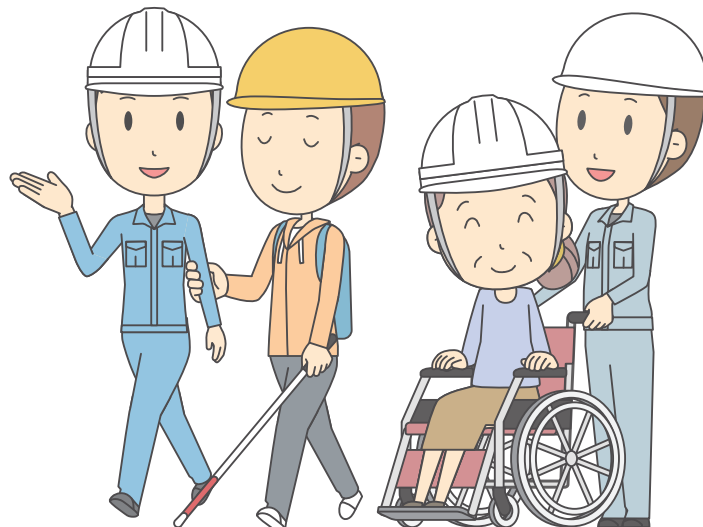
ぼうさいたいさく すいしん
防災対策の推進

げんじょう
現状

- 災害時に障害者を地域社会で支援するために作成した、障害がある方のための防災マニュアル及び災害時障害者サポートマニュアルの周知を行うとともに、防災意識の向上を図っている。
- 障害者及び支援者が市の総合防災訓練に参加するなど、障害者への防災対策を進めており、引き続き参加を呼びかけていく必要がある。
- 災害に応じた福祉避難所（二次避難所）や在宅避難のあり方を検討する必要がある。

とりくみ
取組

- 避難支援プラン（全体計画）の周知を図ります。
- 災害時に必要な支援体制として、避難支援プラン（個別計画）の策定を促進します。
- 障害がある方のための防災マニュアル及び災害時障害者サポートマニュアルの見直しを行い、周知・活用を図ります。
- 障害者及び支援者が地域で行われる防災訓練等に積極的に参加し、自らができることを学んでもらうことで、防災意識の高揚を図ります。
- 障害者やその家族に対し、災害時の避難等に関する正しい知識の周知に努めます。
- 災害対策基本法に基づく災害に応じた福祉避難所のあり方について、関係機関と検討し、災害時対応の改善を図ります。



しさく
施策64

ふくしひなんじよ せいび
福祉避難所の整備

げんじょう
現状

- 「災害対策基本法」の改正に伴い、福祉避難所の協定内容や運営方法の見直しの検討を進めている。
- 福祉避難所への緊急連絡用無線機の配備などは完了している。
- 障害特性に応じた機器や食料などの配備が必要である。
- 災害時には、薬や医療的ケアの確保、介助犬の受け入れなどの配慮が必要になる。
- 避難所等で障害者とのコミュニケーションを円滑に行う必要がある。

とりくみ
取組

- 改正された「災害対策基本法」に即した福祉避難所となるよう、協定の見直しを進めます。
- 障害者が利用しやすく安心して過ごすことができるよう、情報伝達手段の整備や障害特性に応じた備蓄品の確保を行うなど、福祉避難所の環境を整備します。
- 一般の避難所における要配慮者スペースを充実させ、避難しやすい環境を整備します。
- 福祉避難所運営マニュアルを見直し、福祉避難所として活用する施設に対し、避難所生活をする障害者等に配慮すべき事項の周知を図ります。
- 災害発生時の避難所等において、コミュニケーションを円滑に行うための情報保障について検討します。
- 避難支援プラン（個別計画）等の作成を進め、避難場所の事前確認及び発災時の安否確認を行える環境を整備します。

しさく
施策65

ぼうはんたいさく すいしん
防犯対策の推進

げんじょう
現状

- 防犯に関する講座を受講する障害者が少ない。
- 防犯対策パンフレットについて、文字の大きさや表現、レイアウトを見直すなどの工夫を行ったが、引き続き取り組んでいく必要がある。

とりくみ
取組

- 防犯に関する講座に参加できるように、障害者への配慮と周知を図ります。
- 防犯パンフレット等について、より多くの障害者が活用できるように、引き続き合理的配慮に努めます。

② 福祉サービスの質の向上

施策66 福祉関係者の資質向上

現状

- 障害福祉施設等の職員を対象に、虐待防止や防犯・防災等に関する研修を実施している。
- 障害者の重度化・高齢化に対応するため、福祉関係者による、より高度な支援が求められている。

取組

- 障害福祉施設等の職員に対し、虐待防止や防犯・防災等に関する研修への参加を幅広く呼びかけ、資質向上を図ります。
- 福祉関係者の情報交換の場をつくるなど、事業者間の連携強化を図ります。
- 外部研修の情報を提供し、受講を促すことで資質の向上を図ります。

施策67 福祉人材の確保

現状

- 障害者福祉施設等の中には、人材が不足している事業所も多く見られ、適切なサービスの提供に影響が生じる可能性がある。
- 障害者へ適切な支援を行うため、業務の効率化や環境整備が必要である。

取組

- 市内の大学やハローワークと連携するとともに、福祉職場の雇用につながる情報等を広く発信します。
- 市内事業者と連携した就職相談会を開催し、さらなる人材を確保できるように努めます。
- 福祉人材の定着・確保に向け、デジタル技術を活用した環境の整備の促進に努めます。
- 障害福祉サービス等に係る人材確保のため、障害福祉施設職員の処遇改善加算について、事業所に情報提供等を実施し、処遇改善加算の取得の増加を図ります。
- 人材確保に向けた新たな支援策について検討します。
- 福祉の仕事のやりがいや、魅力を感じることができるイベントを実施します。

しょうがいしゃしせつせいび じゅうじつ ③ 障害者施設整備の充実

しさく しょうじゅうしせつとう せいび 施策68 居住施設等の整備

げんじょう 現状

- しょうがいしゃ こうれいか しょうがい ていど じゅうどか ささ かぞく こうれいか
障害者の高齢化により障害の程度も重度化し、支える家族も高齢化している。
- じゅうど ちょうふくしょうがいしゃ じ いりょうてき ひつよう しょうがいしゃ じ りよう きょじゅう
重度・重複障害者（児）や医療的ケアが必要な障害者（児）が利用できる居住施設等が不足している。
- しょうがいしゃしせつ にんち ふく しせつ ちいき もと
障害者施設の認知も含め、施設と地域のつながりが求められている。
- ちいきせいかつ いこう すず いっぽう いこう こんなん かた たいおう ちいき つな
地域生活への移行を進める一方で、移行が困難な方への対応として、地域と繋がりが持てる入所施設を一定数確保する必要がある。

とりくみ 取組

- しょうがいしゃ ちいきせいかつ しえん とく ひつよう たか じゅうど ちょうふくしょうがいしゃ じ いりょうてき
障害者の地域生活を支援するため、特に必要の高い重度・重複障害者（児）や医療的ケアが必要な障害者（児）が利用できるグループホーム、一時保護施設、障害児通所施設等の整備について、補助制度の有効な活用を図りながら推進していきます。
- つうしよしせつとう せいび ちいきせいかつ いこうすいしん きよ しがいかくいき
通所施設等の整備については、地域生活への移行推進に寄与するよう、市街化区域で行うことを前提とし、地域社会とのつながりが図れるよう充実を図っていきます。
- のふくれんけいじぎょう ちいきしげん い とりくみ おこな かだい かいせつ しせつ
農福連携事業など、地域資源を活かした取組を行い課題の解決につながる施設の整備については、市の「施設整備に関する方針（障害者施設整備方針72ページ参照）」等への合致を条件としたなかで、障害のある人もない人も共に地域で安心して生活できる環境整備を推進します。
- しょうがいしゃしせつりようしゃ ちいき いちいん ちいきかつどう さんか ちいきじゅうみん
障害者施設利用者が地域の一員として地域活動に参加することで、地域住民とのつながりや生活の場が広がり、障害者施設への理解が深まることで整備促進につながっていきます。

しさく しょうせいがた じぎょうしよ せいび 施策69 共生型サービス事業所の整備

げんじょう 現状

- さい こ しょうがいしゃ なか かいごほけん いこう おな
65歳を超えた障害者の中には、介護保険サービスに移行しても、それまでと同じ事業所で支援を受けたい人がいる。

とりくみ 取組

- しょうがいふくし かいごほけん りょうほう ていきょう きょうせいがた ていあん
障害福祉サービスと介護保険サービスの両方を提供する共生型サービスの提案を事業者に行い、事業所の整備を図ります。

しさく
施策70

りょういく ば せいび
療育の場の整備

げんじょう
現状

● 医療的ケアを必要とする幼児の療育の場や訓練の場が不足している。

とりくみ
取組

○ 医療的ケアを必要とする障害児のための療育・訓練の場の充実を図ります。



しょうがいしゃしせつせいびほうしん 障害者施設整備方針

本市における障害者施設の現状を踏まえ、重度障害者等の日中活動の場の確保や入所施設・病院からの地域生活への移行を推進するため、次のとおり施設の優先的な整備誘導を図っていきます。

1 日中サービス支援型グループホームの充実(現状1施設、定員10人)

障害の重度化・高齢化に対応できるグループホームは、215施設のうち1施設のみであることから、優先的に整備していくこととする。

2 重度・重複障害者や医療的ケアが必要な方が利用できる日中活動系施設の充実(現状9施設、定員125人)

重度・重複障害者、医療的ケアが必要な方が利用できる日中活動系施設は、152施設のうち9施設のみであることから、優先的に整備していくこととする。

3 重度・重複障害者や医療的ケアが必要な方が利用できる障害児施設の充実(現状13施設、定員140人)

重度・重複障害者、医療的ケアが必要な方が利用できる障害児施設は、70施設のうち13施設のみであることから、優先的に整備していくこととする。

4 その他

上記に加え、強度行動障害等がある方を受入れできる通所施設やグループホームが少ないことから、それらに対応できる施設の整備を図っていきます。

また、入所施設については、障害者の地域生活への移行を進める中で、定数等については現状維持を基本とするが、様々な状況の変化等により、事業所等から相談があった場合には、災害時や地域コミュニティの醸成における地域への貢献、農福連携や福祉就労の推進などを踏まえた整備を前提として必要に応じた検討を行います。

だい しょう 第 5 章

しょうがいふくしけいかく しょうがいじふくしけいかく
障害福祉計画・障害児福祉計画
ていきょう
(サービス提供について)

第5章 障害者福祉計画・障害児福祉計画 (サービスの提供について)

1 障害福祉計画・障害児福祉計画について

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、地域で安心して暮らすために必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業等のサービス提供体制の充実を図り、障害のある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができる社会の実現を目指す計画です。国の基本指針等を踏まえ、成果目標と活動指標を設定するとともに、サービスごとに見込量を定めて、必要なサービス量の確保を図ります。

なお、国は、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、3年を一期として作成することとし、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間について基本方針を示していることから、本計画では令和8年度(2026年度)までの成果目標と活動指標を設定します。また、令和9年度(2027年度)から令和11年度(2029年度)までの成果目標と活動指標については、令和8年度(2026年度)に国の基本指針が示された時期に設定します。

2 計画に定める事項

- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る成果目標
- 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 成果目標・活動指標について

(1) 成果目標・活動指標の設定

福祉施設の入所者の地域生活への移行や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援の充実、福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備等を進めるため、国の基本指針等を踏まえ、令和8年度(2026年度)を目標年度とする成果目標・活動指標を設定します。

◆成果目標

障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、国の基本指針に定める基本理念を踏まえ、本市が達成すべき数値目標として設定します。項目ごとの成果目標については、少なくとも1年に1回はその実績を把握し、分析・評価した上で必要な対応を行うこととされています。

◆活動指標

本市が設定した成果目標を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを設定します。活動指標についても、成果目標と同様に少なくとも1年に1回はその達成状況等を把握し、分析・評価することとされています。また、活動指標の達成状況の把握や分析・評価は、より高い頻度により行うことが望ましいとされています。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

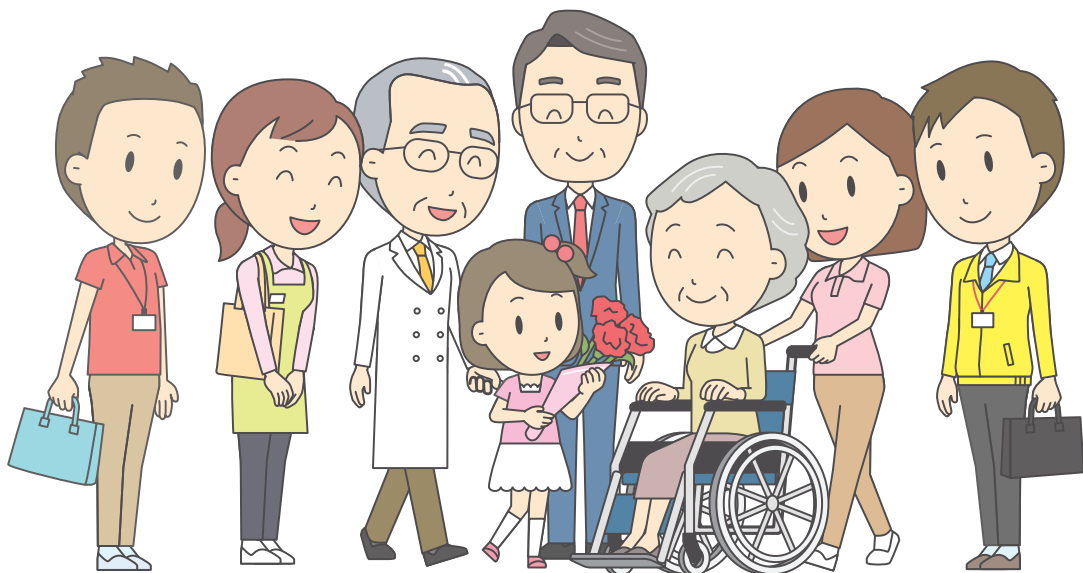
○令和8年度(2026年度)末までに、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行する。

【市の基本的な考え方】

○令和8年度(2026年度)末までに、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の6パーセント以上が、地域生活へ移行することを目指します。

【成果目標】

項目	数値	考え方
地域生活移行者数	21人	全施設入所者のうち、令和8年度(2026年度)末までに、施設入所から共同生活援助(グループホーム)等を利用することにより、地域生活へ移行する予定者の数。
	6%	※割合については、地域生活移行者数を令和4年度(2022年度)末時点の全入所者364人で除した値。



【活動指標】

	実績値 (見込み)	活動指標			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人分	1,392	1,409	1,426	1,443
自立訓練 (機能訓練)	人分	8	8	8	8
自立訓練 (生活訓練)	人分	183	188	193	198
就労選択支援	人分	—	—	95	95
就労移行支援	人分	433	443	453	463
就労継続支援A型	人分	239	261	283	305
就労継続支援B型	人分	1,695	1,732	1,769	1,806
就労定着支援	人分	160	163	167	171
短期入所 (福祉型)	利用者数	330	330	330	330
	の延べ利用者数	17,193	17,193	17,193	17,193
短期入所 (医療型)	利用者数	66	66	66	66
	の延べ利用者数	1,912	1,912	1,912	1,912
共同生活援助 (グループホーム)	人分	936	952	968	984
地域移行支援	人分	17	18	19	20
地域定着支援	人分	3	3	3	3
施設入所支援	人分	363	363	363	363

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

○令和8年度(2026年度)までに、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域に

おける平均生活日数を、325.3日以上とすることを基本とする。

○令和8年度(2026年度)の精神病床における入院期間が1年を超える長期入院患者数

について、国の定める指針に基づき算定した年齢階級別の推計患者数を目標値とし、

それを超えないことを目指す。

○令和8年度(2026年度)末までに、入院後3か月時点の退院率は68.9パーセント以上、入院後6か月時点での退院率は84.5パーセント以上、入院後1年時点での退院率は91パーセント以上とすることを目標値として設定する。

【市の基本的な考え方】

○長期入院患者数及び退院率に関する成果目標は設定しないが、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守りの体制整備をはじめ、就労移行・継続支援及び共同生活援助(グループホーム)等の居住の場や、自立訓練事業等の日中活動の場などの生活基盤の整備など、地域生活移行後に対応するための支援体制について、バランスに配慮し、圏域ごとに構築できるよう、協議の場を通じて検討を進めていきます。

○1年以上の長期入院患者の削減目標は設定しないが、医療機関との連携を強化し、退院の支援と地域生活移行後の支援体制の構築を進めます。

【活動指標】

		実績値 (見込み)	活動指標			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
精神障害者の 自立生活援助	人分/年	37	39	41	43	
精神障害者の 地域移行支援	人分/年	16	17	18	19	
精神障害者の 地域定着支援	人分/年	2	2	2	2	
精神障害者の 共同生活援助	人分/年	350	355	360	365	

~コラム~

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(「にも包括」)」とは?

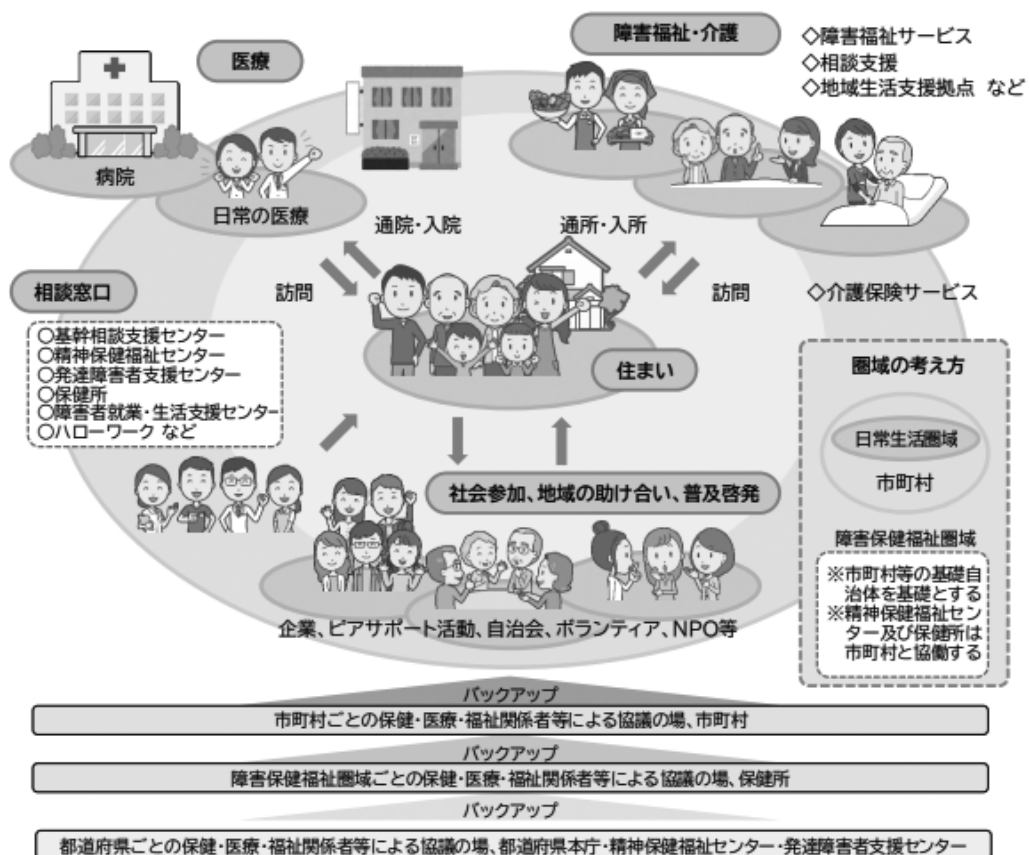
これまで支援が届きにくかった「精神障害『にも』」様々な保健福祉の手が届く事により、精神障害の有無に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる支援体制を構築するための取組です。

本市では、これまでピアサポーターが病院を訪問するなどのピアサポート活動(障害者福祉課)や保健師が精神科医等と共に対象者宅へ出向く「八王子市精神障害者早期訪問支援事業」(保健対策課)などに取り組んできました。

令和4年度(2022年度)には、市内精神科医療機関の精神保健福祉士等と共に、にも包括ワーキンググループを立ち上げました。その検討過程で、本市には豊富な精神科医療機関や福祉事業所、支援可能な人材がいるね=「あるね」という気付きから、にも包括事業の愛称を「あるね八王子」と決定し、にも包括実現のため具体策の協議を進めてきました。

今後は、この取組みを進めることで地域共生社会の実現を目指していきます。

にも包括のイメージ図



厚生労働省 ホームページ「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル」をもとに作成

③ 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

○各市町村における地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。

○地域生活支援拠点事業の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を行う。

○強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

【市の基本的な考え方】

○令和7年度(2025年度)に基幹相談支援センターを設け、地域生活支援拠点事業等と連携しながら、面的な支援体制の構築を進めます。

○地域生活支援拠点事業の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を行います。

○基幹相談支援センターに強度行動障害コーディネーターを配置し、支援者への助言やサポートを行うことにより、地域の支援力向上や支援体制の強化を図ります。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

○就労移行支援事業等の利用を経て一般就労する者の数を令和8年度(2026年度)中に、令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上を目指す。

○就労移行支援事業について、令和3年度(2021年度)の一般就労への移行実績の1.31倍以上を目指す。

○就労継続支援A型事業について、令和3年度(2021年度)の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指す。

○就労継続支援B型事業について、令和3年度(2021年度)の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指す。

- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度(2026年度)末の利用者数を令和3年度(2021年度)末実績の1.41倍以上とする。
- 就労定着率については、令和8年度(2026年度)の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。

【市の基本的な考え方】

- 就労移行支援事業等の利用を経て、一般就労する者の数を令和8年度(2026年度)中に令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上を目指します。
- 令和3年度(2021年度)の一般就労への移行実績から、就労移行支援は1.31倍以上、就労継続支援A型は1.29倍以上、就労継続支援B型は1.28倍以上とすることを旨します。
- 令和8年度(2026年度)末までに、令和4年度(2022年度)末時点の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを旨します。
- 就労定着支援事業の令和8年度(2026年度)末の利用者数を、令和3年度(2021年度)末実績の1.41倍以上とすることを旨します。
- 就労定着率について、令和8年度(2026年度)の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを旨します。
- 農福連携について、関係所管と連携し、地域の実情を踏まえて実施に向けた方策を検討しつつ関係機関への協力を求め、令和8年度(2026年度)末までに農業塾へ参加する福祉事業所の数を、6事業所以上とすることを市単独目標として目指します。

【成果目標】

項目	すうち 数値	かんが かた 考え方
令和8年度(2026年度)における年間一般就労移行者数	198人 1.28倍	令和3年度(2021年度)において、就労移行支援事業等により一般就労した者の数(155人)を基準とする。
就労移行支援事業について、令和8年度(2026年度)における一般就労への移行者数	151人 1.31倍	令和3年度(2021年度)において、就労移行支援事業により一般就労した者の数(116人)を基準とする。
就労継続支援A型について、令和8年度(2026年度)における一般就労への移行者数	10人 1.29倍	令和3年度(2021年度)において、就労継続支援A型により一般就労した者の数(8人)を基準とする。
就労継続支援B型について、令和8年度(2026年度)における一般就労への移行者数	37人 1.28倍	令和3年度(2021年度)において、就労継続支援B型により一般就労した者の数(29人)を基準とする。
就労移行支援について、令和8年度(2026年度)における就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者が5割以上を占める事業所数	10事業所 1.5倍	令和4年度(2022年度)において目標を達成した事業所の数(19事業所)を基準とする。
就労定着支援について、令和8年度(2026年度)における利用者数	164人 1.41倍	令和3年度(2021年度)において、就労定着支援を利用した者の数(116人)を基準とする。

就労定着支援について、令和8年度(2026年度)における就労定着支援利用後の一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数	3事業所 総数の25%	令和4年度(2022年度)末時点における就労定着支援事業所数(11事業所)を基準とする。
--	--------------------	--

【活動指標】

		実績値 (見込み)		活動指標			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
生活介護	人分	1,392	1,409	1,426	1,443		
就労選択支援	人分	—	—	95	95		
就労移行支援	人分	433	443	453	463		
就労継続支援A型	人分	239	261	283	305		
就労継続支援B型	人分	1,695	1,732	1,769	1,806		
就労定着支援	人分	160	163	167	171		

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
- 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度(2026年度)末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。
- 令和8年度(2026年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保する。

○各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。

○各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【市の基本的な考え方】

○市内の2か所の児童発達支援センターについて、地域の発達支援に関する相談機能を有する施設として活用していきます。

○障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、保育所等訪問支援事業所の拡充を目指します。

○市内には重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が5か所、放課後等デイサービス事業所が6か所あるが、さらなる拡充を目指します。

○医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置しており、引き続き医療的ケア児の実態やニーズに基づき、必要な施策を検討していきます。

○医療的ケア児コーディネーターと地域のコーディネーターとが連携できる体制の整備を図っていきます。

【成果目標】

項目	すうち 数値	かんが かた 考え方
令和8年度(2026年度)末の 保育所等訪問支援事業所数	12事業所 年1増	令和4年度(2022年度)末の 保育所等訪問支援事業所の数(8 事業所)を基準とする。
重症心身障害児に対して確実に サービスが提供できる事業所数	15事業所 年1増	令和4年度(2022年度)末の 事業所の数(11事業所)を基準 とする。

【活動指標】

	実績値 (見込み)	活動指標			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	725	737	750	763	
放課後等デイサービス	1,393	1,417	1,441	1,465	
保育所等訪問支援	168	171	174	177	
居宅訪問型児童発達支援	2	2	2	2	
障害児相談支援	330	330	334	338	

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

令和8年度(2026年度)末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

地域づくりに向けた協議会において、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

【市の基本的な考え方】

令和7年度(2025年度)末までに基幹相談支援センターを設け、地域の相談支援体制の強化を図ります。

基幹相談支援センターを中心に、地域づくりに向けた協議会とも連携しながら、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を進めていきます。

基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援体制を構築することで、障害者が地域社会で安心して生活できる環境を整え、サービス等利用計画相談につながる障害者を増やし、セルフプラン率を令和4年度(2022年度)の実績値から、成人は4パーセント、児童は2パーセント削減することを目指します。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

○令和8年度(2026年度)末までに、都道府県や市町村において、サービス等の質を向上させるための取組に関する体制を構築する。

【市の基本的な考え方】

○市職員に対し、東京都が開催する研修・講習会等に参加し、障害福祉サービス等に関する知識を習得し、スキルアップを図ります。

○障害福祉サービス事業者における支援の質を向上させるため、虐待防止研修等を実施するほか、国及び東京都が開催する研修等の受講を促し、受講機会の拡充を図ります。

○障害福祉サービス事業者等に対し、集団指導及び実地検査により、適切な助言・指導を行います。

(2) 障害福祉サービス等

令和8年度(2026年度)における目標値を達成できるように、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの各年度における指定障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を、国の基本指針等を踏まえて設定します。

① 訪問系サービス

【国の基本指針】

○現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

ア 居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、生活全般にわたる介護サービスを行います。

イ 重度訪問介護

常時介護が必要な重度の障害者に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援までを総合的にを行います。

ウ 行動援護

外出時に生じ得る危険や混乱などを回避するための援助が必要な知的障害者や精神障害者に、移動中の介護等を提供します。

エ 同行援護

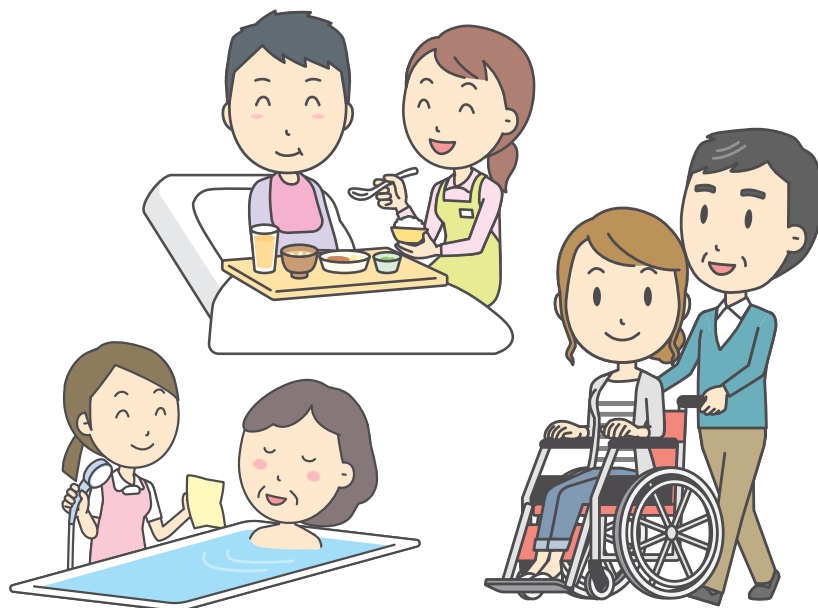
視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動を援護するとともに、必要な情報提供を行います。

オ 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人のなかでも介護の必要性が非常に高い人に、個別支援計画に基づき居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

【市の基本的な考え方】

現在の訪問系サービスの利用者数を基礎として、障害者の重度化と高齢化による利用時間の伸びや、新たな利用者を踏まえて利用者数等を見込みます。



【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	83,973	84,807	86,249
	利用者数 (人分)	622	627	638
重度訪問介護	時間	501,676	508,498	514,600
	利用者数 (人分)	192	187	189
行動援護	時間	11,251	10,554	10,860
	利用者数 (人分)	28	27	28
同行援護	時間	33,810	35,607	36,390
	利用者数 (人分)	179	188	192
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0
	利用者数 (人分)	0	0	0
合計	時間	630,710	639,466	648,099
	利用者数 (人分)	1,021	1,029	1,047



【サービス量の見込み】

		れ い わ ね ん ど 令和6年度	れ い わ ね ん ど 令和7年度	れ い わ ね ん ど 令和8年度
き や と く か い ご 居宅介護 (ホームヘルプ)	じ か ん 時間	87,715	89,206	90,723
	り ょ う し ゃ す う に ん ぶ ん 利用者数 (人分)	649	660	671
じ ゅ う ど ほ う も ん か い ご 重度訪問介護	じ か ん 時間	520,775	527,024	533,348
	り ょ う し ゃ す う に ん ぶ ん 利用者数 (人分)	191	193	195
こ う ど う え ん ご 行動援護	じ か ん 時間	11,175	11,499	11,832
	り ょ う し ゃ す う に ん ぶ ん 利用者数 (人分)	29	30	31
ど う こ う え ん ご 同行援護	じ か ん 時間	37,191	38,009	38,845
	り ょ う し ゃ す う に ん ぶ ん 利用者数 (人分)	196	200	204
じ ゅ う ど し ょ う が い し ゃ ど う 重度障害者等 ほ う か つ し え ん 包括支援	じ か ん 時間	0	0	0
	り ょ う し ゃ す う に ん ぶ ん 利用者数 (人分)	0	0	0
ご う け い 合計	じ か ん 時間	656,856	665,738	674,748
	り ょ う し ゃ す う に ん ぶ ん 利用者数 (人分)	1,065	1,083	1,101

② 日中活動系サービス

ア 生活介護

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

常に介護が必要な人に、主に日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。障害支援区分が区分3以上(入所の場合は、区分4以上)又は50歳以上の区分2以上(入所の場合は、区分3以上)が対象者となります。

【市の基本的な考え方】

現在の福祉施設の利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎とし、障害者の高齢化と重度化が進んでいること等を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
生活介護	人分	1,372	1,375	1,392

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人分	1,409	1,426	1,443

イ 自立訓練(機能訓練)

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

身体障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間(標準期間18か月)、身体機能向上のために必要な訓練を行います。

【市の基本的な考え方】

市内には自立訓練(機能訓練)を受けられる施設はありませんが、市外の施設へ通院している障害者の数をもとに、利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自立訓練 (機能訓練)	人分	8	7	8

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	人分	8	8	8

ウ 自立訓練(生活訓練)

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

知的障害者、精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間(標準期間24か月、長期入所者の場合は36か月)、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

【市の基本的な考え方】

現在の福祉施設を利用している知的障害者等の利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標等を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自立訓練 (生活訓練)	人分	159	178	183

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	人分	188	193	198

工 就労選択支援

【国の基本指針】

障害者等のニーズ、特別支援学校卒業生数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを令和7年度(2025年度)から設定する。

【事業内容】

特別支援学校卒業生数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【市の基本的な考え方】

特別支援学校卒業見込み者等が就労先や働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法等を活用して、本人の希望、就労能力や適正等に合った進路を案内します。

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人分	—	95	95

才 就労移行支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、休職者で復職を希望する者など、新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

一般就労等に向けて、一定期間(標準期間24か月)、事業所における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

【市の基本的な考え方】

現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎とし、市が障害者雇用の促進を今後の主要な取組と捉えていることを踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
就労移行支援	人分	407	423	433

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人分	443	453	463

就労継続支援

【国の基本指針】

就労継続支援A型：現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援A型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

就労継続支援B型：現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援B型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援B型事業所における工賃（事業所が利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

【事業内容】

通常の事業所で働くことが困難な人に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結ぶことを基本とするA型と雇用契約を結ばないB型があります。

【市の基本的な考え方】

げんざい ふくししせつりようしゃ ほんじぎょう たいしょうしゃみこみすう きそ しせつ しんき かいせつなど
現在の福祉施設利用者のうち、本事業の対象者見込数を基礎として、施設の新規開設等
ふ りようしゃすう みこ
を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度 (見込み)
しゅうろうけいぞくしえんえーがた 就労継続支援A型	にんぶん 人分	184	217	239
しゅうろうけいぞくしえんびーがた 就労継続支援B型	にんぶん 人分	1,532	1,658	1,695

【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
しゅうろうけいぞくしえんえーがた 就労継続支援A型	にんぶん 人分	261	283	305
しゅうろうけいぞくしえんびーがた 就労継続支援B型	にんぶん 人分	1,732	1,769	1,806

キ 就労定着支援

【国の基本指針】

げん りよう もの かず しょうがいしゃどう ふくししせつ りようしゃ いっぱんしゅうろう いこうしゃ
現に利用している者の数、障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者
すうどう かんあん りようしゃすう みこ せってい
数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

しゅうろういこうしえんなど りよう へ いっぱんしゅうろう いこう しょうがいしゃ しゅうろう ともな かんきょうへんか
就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化に
せいかつめん かだい しょう ひと かだいかいけつ ひつよう れんらくちょうせい しどう じよげんなど
より生活面の課題が生じている人について、課題解決に必要な連絡調整や指導・助言等
しえん おこな
の支援を行います。

【市の基本的な考え方】

平成30年度(2018年度)に創設されたサービスであり、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人のうち、一定数が本サービスを利用することを見込み、事業所数の増加を勘案して利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
就労定着支援	人分	139	156	160

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人分	163	167	171

ク療養介護

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助を行います。

【市の基本的な考え方】

現在の利用実績に、医療型障害児入所施設における18歳以上の入所者を含めて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
療養介護	人分	43	43	43

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人分	43	43	43

ケ 短期入所

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち、地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

自宅で介護を行う人が病気等の場合、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

【市の基本的な考え方】

現時点の利用者数を基礎として、障害者の重度化や家族の高齢化等による利用者数の伸びや、新たな利用者等を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
短期入所 (福祉型)	利用者数 (人分)	280	330	330
	の延べ利用者数 (人分)	15,435	17,193	17,193
短期入所 (医療型)	利用者数 (人分)	80	66	66
	の延べ利用者数 (人分)	1,912	1,711	1,912

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (福祉型)	利用者数 (人分)	330	330	330
	の延べ利用者数 (人分)	17,193	17,193	17,193
短期入所 (医療型)	利用者数 (人分)	66	66	66
	の延べ利用者数 (人分)	1,912	1,912	1,912

③ 居住系サービス

ア 共同生活援助(グループホーム)

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

さらに、当該利用者数のうち、重度障害者について個別に利用者数の見込みを設定することが望ましい。

【事業内容】

ひとり暮らしをするには不安のある知的障害者、身体障害者又は精神障害者に対し、グループホームで日常生活上の相談や援助、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

【市の基本的な考え方】

現時点のグループホームの利用者数を基礎とし、施設入所者の地域生活への移行が進むことや、市が共同生活援助(グループホーム)の整備の促進を今後の主要な取組と捉えていること等を踏まえ、利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
共同生活援助 (グループホーム)	人分	885	920	936

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人分	952	968	984

イ 施設入所支援

【国の基本指針】

令和4年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった、真に必要と判断される数(施設への入所を新たに希望する者については、特にニーズや環境等を十分確認した上で計画期間中に施設入所支援が必要と判断される数)を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定にあたっては、令和8年度(2026年度)末において、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の5パーセント以上を削減することとし、令和5年度(2023年度)末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度(2026年度)末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

【事業内容】

介護が必要な人や通所が困難な障害者で、生活介護、自立訓練や就労移行支援のサービスを利用している人に対して、居住の場を提供し、夜間における入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

【市の基本的な考え方】

令和5年度(2023年度)末までに、平成31年度(2019年度)末時点の施設入所者の6パーセント以上が、グループホーム等の地域生活へ移行するとともに、令和5年度(2023年度)末の施設入所者数が、令和2年度(2020年度)末時点の施設入所者数を超えないことを目指します。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
施設入所支援	人分	376	364	363

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人分	363	363	363

じりつせいかつえんじょ
 ウ 自立生活援助

くに きほんししん
 【国の基本指針】

げん りょう もの かず どうきよ かぞく しえん う しょうがいしゃ かず
 現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、
 しせつにゆうしょしゃ ちいきせいかつ いこうしゃすう にゆういんちゅう せいしんしょうがいしゃ ちいきせいかつ いこうご
 施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち、地域生活への移行後
 じりつせいかつえんじょ りょう みこ もの かずなど かんあん りょうしゃすう みこ せってい
 に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

じぎょうないよう
 【事業内容】

ふくしせつ どう ひとりぐ いこう きぼう ひと いし そんちょう
 福祉施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人の意思を尊重し
 ちいきせいかつ しえん ていきてき じゆんかいほうもん ずいじ たいおう てきせつ しえん おこな
 た地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応など適切な支援を行います。

し きほんてき かんが かた
 【市の基本的な考え方】

へいせい ねんど ねんど そうせつ ひとりぐ いこうきぼうしゃ
 平成30年度(2018年度)に創設されたサービスであり、一人暮らしへの移行希望者の
 いうていすう ほん りょう みこ じぎょうしよすう ぞうか かんあん りょうしゃすう
 うち、一定数が本サービスを利用すると見込み、事業所数の増加を勘案して利用者数を
 みこ
 見込みます。

じっせき
 【実績】

		れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度 (見込み)
じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	にんぶん 人分	29	40	41

りょう みこ
 【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	にんぶん 人分	42	43	44

④ 相談支援

ア 計画相談支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

施設入所・入院から地域生活への移行を希望する障害者や、居宅・通所サービスを受けようとする障害者に対して、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行います。

【市の基本的な考え方】

障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者等を踏まえ、原則として全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象として、利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
計画相談支援	人分 / 月	2,494	2,514	2,514

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人分 / 月	2,514	2,564	2,614

イ 地域移行支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

【事業内容】

施設入所や入院から地域での生活に移行するための、住居の確保や新生活の準備等について、一定の期間(標準期間6か月)必要な支援を行います。

【市の基本的な考え方】

福祉施設の入所者及び精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を踏まえて、利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域移行支援	人分 / 月	16	16	17

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人分 / 月	18	19	20

ウ 地域定着支援

【国の基本指針】

現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

【事業内容】

居宅で一人暮らしをしている人や家庭の状況等により、同居している家族による支援を受けられない障害者の夜間等を含む緊急時における連絡、相談等の必要なサポート体制の確保について、一定の期間(標準期間6か月)支援を行います。

【市の基本的な考え方】

地域における単身の障害者や家庭の状況等により、同居している家族による支援を受けられない障害者の人数、地域生活への移行者数を踏まえて利用者数を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域定着支援	人分 / 月	5	2	3

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人分 / 月	3	3	3

⑤ その他

処遇改善加算取得率の促進

【市の基本的な考え方】

障害福祉サービス等に係る人材確保のため、障害施設職員の処遇改善加算について、事業所に情報提供等を行い、処遇改善加算の取得率について、令和4年度(2022年度)末実績から、令和8年度(2026年度)末までに4パーセントの増加を図ります。

⑥ 障害福祉サービス等のサービス量確保のための方策

ア 訪問系サービスについては、利用者や利用時間数の増加が見込まれることから、サービス提供事業者との連携等を通じて、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。

イ 日中活動系サービスについては、利用者や利用時間数の増加が見込まれることから、利用者のニーズ等の把握に努め、日中活動事業を促進するなど、体制の充実を図ります。

ウ 居住系サービスについては、障害者の地域移行を促進する視点から、居住の場としての共同生活援助(グループホーム)の整備の促進を図ります。特に重度・重複障害者が利用できるグループホームについては、さらなる整備の促進を目指します。

(3) 地域生活支援事業

国は、「障害者総合支援法」において、地域の特性や利用者の状況に応じて自治体が柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を定めています。本市でも、この地域生活支援事業として、相談支援、意思疎通支援などの事業を実施します。

なお、地域生活支援事業は、市町村が必ず取り組むべき必須事業と、市町村がそれぞれの特性や利用者の状況に合わせて取り組む任意事業に分けられています。

① 必須事業

ア 理解促進研修・啓発事業

【事業内容】

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害への理解を深める研修・啓発を通じて地域住民等への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

【市の基本的な考え方】

市では、「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障害理解の推進に取り組んでおり、今後も障害理解のための周知イベントの開催や広報、市ホームページ、ガイドブック等を活用した啓発活動を継続的に行っていきます。

イ 自発的活動支援事業

【事業内容】

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害当事者、障害者の家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【市の基本的な考え方】

障害者等に対するボランティアの養成や活動の支援、障害者等を含めた地域における災害対策活動の支援等を通じて、障害者等の日常生活を支援していきます。

ウ 相談支援事業

【事業内容】

障害者等からの相談に応じ、相談支援専門員の活用を図りつつ、情報の提供、助言及び指導、障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、障害者差別や虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援します。

【市の基本的な考え方】

市域が広い本市において、交通の利便性の高い身近な場所で相談支援を受けられるように、相談支援事業を行う事業所を5か所設置しています。また、これらの事業所は、地域生活支援拠点事業も担っていることから、その役割分担を明確化した上で、令和7年度（2025年度）末までに基幹相談支援センターを設け、地域支援とのネットワークの強化に取り組み、相談支援の充実を図ります。

賃貸契約による一般住宅への入居を希望していても、保証人がいないなどの理由で入居が困難な障害者に対し、円滑な入居のための支援を行う住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を継続していきます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
相談支援事業所 相談件数	の延べ件数 (件)	33,649	29,273	30,000

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所 相談件数	の延べ件数 (件)	30,000	30,000	30,000

工 成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度を利用することが必要である障害者が補助を受けなければ制度の利用が困難な場合において、申立てに要する費用及び後見人等の報酬等を助成します。

【市の基本的な考え方】

成年後見・あんしんサポートセンター八王子と連携し、成年後見制度の適切な活用とパンフレット等による周知を図っていきます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
申立て件数	の延べ件数 (件)	12	4	10

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
申立て件数	の延べ件数 (件)	11	12	13

オ 意思疎通支援事業

【事業内容】

視覚、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通が困難な障害者等とその他の者との意思疎通を支援する手話通訳協力者及び要約筆記協力者の養成・派遣や、盲ろう者向け通訳・介助者の養成を行うことで、意思疎通の円滑化に取り組みます。

【市の基本的な考え方】

手話通訳協力者、要約筆記協力者及び盲ろう者向け通訳・介助者の養成と登録者数・派遣件数の増加を図ることに加え、失語症向け意思疎通支援事業を実施し、さらなる情報保障の充実を図ります。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	
養成事業	初級修了者数(人)	60	67	70	
	中級修了者数(人)	26	41	45	
	手話通訳者養成入門 修了者数(人)	14	14	14	
	手話通訳者養成 修了者数(人)	6	5	6	
	要約筆記者養成修了者数(人) (2か年講習会のため隔年実施)	8	—	0	
	盲ろう通訳者・介助者養成 修了者数(人)	5	1	2	
	失語症者向け意思疎通 支援者養成	必修基礎 修了者数 (人)	2	3	2
		応用 修了者数 (人)	3	2	2
派遣事業	手話通訳・要約筆記協力者等 延べ派遣件数(件)	4,709	6,202	6,500	
	手話通訳協力者登録者数(人)	34	33	37	
	要約筆記協力者登録者数(人)	17	17	17	
	盲ろう者向け通訳・介助者登録者数(人)	15	13	13	

【サービス量の見込み】

		れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
養成事業	初級修了者数 (人)	70	70	70
	中級修了者数 (人)	45	45	45
	手話通訳者養成入門 修了者数 (人)	14	14	14
	手話通訳者養成 修了者数 (人)	6	6	6
	要約筆記者養成修了者数 (人) (2か年講習会のため隔年実施)	10	—	10
	盲ろう通訳者・介助者養成 修了者数 (人)	5	5	5
	必修基礎 修了者数 (人)	4	4	4
	失語症者向け意思疎通 支援者養成	4	4	4
	応用 修了者数 (人)	4	4	4
	手話通訳・要約筆記協力者等 の延べ派遣件数 (件)	6,500	6,500	6,500
派遣事業	手話通訳協力者登録者数 (人)	37	37	37
	要約筆記協力者登録者数 (人)	17	17	17
	盲ろう者向け通訳・介助者登録者数 (人)	13	13	13

カ 日常生活用具給付事業

【事業内容】

重度障害者に対し、障害の種類・程度に応じた日常生活用具を給付します。

【市の基本的な考え方】

日常生活用具を必要とする障害者等に対して適切な給付を行うことで、日常生活上の便宜を図ります。障害者の重度化・高齢化により、件数の増加を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
日常生活用具給付	給付件数 (件)	14,239	14,440	14,508
介護・訓練支援用具		43	42	45
自立生活支援用具		86	69	84
在宅療養等支援用具		94	91	91
情報・意思疎通支援用具		199	163	213
排泄管理支援用具		13,810	14,066	14,066
小規模住宅改修費		7	9	9

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付	給付件数 (件)	14,526	14,538	14,550
介護・訓練支援用具		46	46	46
自立生活支援用具		85	85	85
在宅療養等支援用具		92	92	92
情報・意思疎通支援用具		215	215	215
排泄管理支援用具		14,078	14,090	14,102
小規模住宅改修費		10	10	10

キ 移動支援事業

【事業内容】

屋外での移動が困難な障害者等(同行援護に該当する視覚障害者を除く)の外出を支援し、地域における自立生活及び社会生活を促進します。

【市の基本的な考え方】

地域生活への移行及び社会参加を促進していくことから、利用者数等の増加を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
移動支援	利用者数(人分)	638	638	667
	の延べ利用時間数(時間分)	70,672	73,817	77,139

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援	利用者数(人分)	697	728	761
	の延べ利用時間数(時間分)	80,610	84,237	88,028

ク 地域活動支援センター事業

【事業内容】

地域活動支援センターは、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを行います。

【市の基本的な考え方】

個々の障害者に合った創作的活動や生産活動の機会、社会との交流の場を提供しており、今後も相談件数や利用者数の増加を見込みます。

じ っ せ き
【実績】

		れ い わ ね ん ど 令和3年度	れ い わ ね ん ど 令和4年度	れ い わ ね ん ど 令和5年度 (見込み)
ち い き か つ ど う し え ん 地域活動支援 センター (I型)	そ う だ ん け ん す う け ん 相談件数 (件)	527	1,025	1,100
ち い き か つ ど う し え ん 地域活動支援 センター (III型)	の り ょ う し ゃ す う 延べ利用者数 (人分)	3,212	4,130	4,200

り ょ う み こ
【サービス量の見込み】

		れ い わ ね ん ど 令和6年度	れ い わ ね ん ど 令和7年度	れ い わ ね ん ど 令和8年度
ち い き か つ ど う し え ん 地域活動支援 センター (I型)	そ う だ ん け ん す う け ん 相談件数 (件)	1,100	1,100	1,100
ち い き か つ ど う し え ん 地域活動支援 センター (III型)	の り ょ う し ゃ す う 延べ利用者数 (人分)	4,200	4,200	4,200

に ん い じ ぎ ょ う
② 任意事業

ほ う も ん に ょ う よ く じ ぎ ょ う
ア 訪問入浴サービス事業

じ ぎ ょ う な い よ う
【事業内容】

か ぞ く か い じ ょ に ょ う よ く じ ゅ う ど し ょ う が い し ゃ た い に ょ う よ く し ゃ は け ん
家族の介助だけでは入浴することのできない重度の障害者に対し、入浴車を派遣し、
じ た く に ょ う よ く て い き ょ う
自宅において入浴サービスを提供します。

し き ほん て き か ん が か た
【市の基本的な考え方】

し ょ う が い し ゃ じ ゅ う ど か か ぞ く こ う れ い か り ょ う し ゃ す う ぞ う か み こ
障害者の重度化や家族の高齢化などにより、利用者数の増加を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問入浴サービス	延べ利用者数 (人分)	2,514	2,479	2,496

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	延べ利用者数 (人分)	2,640	2,728	2,816

イ 自動車運転教習費・自動車改造費助成事業

【事業内容】

心身障害者本人が免許を取得するために要した費用の一部及び身体障害者本人が所有し運転する自動車の改造に要した費用の一部を助成します。

【市の基本的な考え方】

出前講座や特別支援学校での説明会等を通じ、引き続き制度の周知を図ります。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自動車運転教習費	助成件数 (件)	7	7	7
自動車改造費助成	助成件数 (件)	8	3	3

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転教習費	助成件数 (件)	8	8	8
自動車改造費助成	助成件数 (件)	7	7	7

ウ 点字・声の広報等発行事業

【事業内容】

文字による情報入手が困難な視覚障害者のために、広報紙「広報はちおうじ」や「市議会だより」など、市が提供する各種情報について、点字化や音声化を進めます。

【市の基本的な考え方】

市が提供する情報について、点字化や音声化を進めるとともに、音声コードや音声読み上げソフト等の周知を図ります。加えて、市ホームページにおける音声ファイルの提供を推進するなど、視覚障害者の情報入手の幅を広げます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
点字広報等発行	部数 (部)	873	833	881
声の広報等発行	部数 (部)	2,589	2,757	2,964

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字広報等発行	部数 (部)	900	900	900
声の広報等発行	部数 (部)	3,000	3,000	3,000

工 障害者日中一時支援事業

【事業内容】

介護者が疾病等の理由により居宅における介護ができない場合や、介護者が一時的な休息を必要とする場合において、障害者を一時的に施設で預かり、必要な保護を行う日帰りショートステイを実施します。

【市の基本的な考え方】

障害者の家族の高齢化により居宅介護が一時的に困難になることや、介護者の休息が必要となる場面が増えることを見据え、利用者の増加を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
障害者日中一時支援	の延べ利用者数 (人分)	1,353	1,354	1,364

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者日中一時支援	の延べ利用者数 (人分)	1,374	1,384	1,394

③ 地域生活支援事業見込量確保のための方策

ア サービスに関する情報提供を幅広く行い、利用促進を図ります。

イ 関係機関との連携を図り、支援体制の整備を推進します。

ウ 事業者や利用者ニーズの把握に努め、多様な事業者の参入を促進するなど、サービス提供体制の整備を図ります。

工 地域の実情に応じた障害福祉サービス及び相談支援体制確保のため、障害者地域自立支援協議会等と協議しながら、サービス内容の充実と支援体制の整備を図っていきます。また、障害者に対する人権擁護や虐待防止に向けた啓発活動についても、障害者地域自立支援協議会等において検討していきます。

(4) 障害児支援

国の基本指針では、障害児及びその家族を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児支援の整備に関しても障害児福祉計画に定め、当該計画に沿った取組を進めるよう努めるものとされています。本計画では、障害児支援に関するサービス量の見込みを設定し、その充実に努めていきます。

① 障害児支援のサービス

ア 児童発達支援

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

【市の基本的な考え方】

近年における事業所の新規開設と利用者の増加を受け、今後も利用者が安心してサービスを利用できる環境づくりを図っていきます。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
児童発達支援 利用者数 (人分)	510	713	725

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数 (人分)	737	750	763

イ 放課後等デイサービス

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の機会等を提供します。

【市の基本的な考え方】

近年における事業所の新規開設と利用者の増加を受け、今後も利用者が安心してサービスを利用できる環境づくりを図っていきます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
放課後等 デイサービス	利用者数 (人分)	1,170	1,370	1,393

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	利用者数 (人分)	1,417	1,441	1,465

ウ 保育所等訪問支援

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

保育所等を訪問し、保育所等に通う障害児に対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【市の基本的な考え方】

市では、保育所等を訪問して障害児への適切な支援を行う巡回発達相談を実施していくことによりサービスが周知され、利用者数が急増しており、今後も利用者数の増加を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
保育所等訪問支援	利用者数 (人分)	142	165	168

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用者数 (人分)	171	174	177

工 居宅訪問型児童発達支援

【国の基本指針】

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

【事業内容】

重症心身障害児など、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行います。

【市の基本的な考え方】

平成30年度(2018年度)に創設されたサービスであるが、市内に事業所がなく、利用者がいないため、1名程度の利用を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人分)	2	1	1

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人分)	1	1	1

才 障害児相談支援

【国の基本指針】

地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

【事業内容】

障害児通所支援を利用する障害児を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。

【市の基本的な考え方】

家族などが作成するセルフプランを利用する者が多いが、障害児通所支援を利用する障害児の増加を勘案し、サービス量の増加を見込みます。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
障害児相談支援	人分 / 月	299	330	330

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人分 / 月	330	334	338

医療的ケア児の受入促進支援

【事業内容】

市内施設における重度障害児の受入率向上のため、受け入れる施設に対し、受入率に応じた補助による運営支援を行う。

【市の基本的な考え方】

医療的ケア児の受入れが可能な事業所の増加を促します。

【実績】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
医療的ケア児の受入促進支援	事業所数	—	18	22

【サービス量の見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児の受入促進支援	事業所数	23	24	25



③ サービス量確保のための方策

ア 障害児の家族等に対し、サービスに関する情報提供を幅広く行い、利用促進を図ります。

イ 関係機関との情報共有により、的確に利用者のニーズを把握し、サービス提供体制の整備を推進します。

ウ 障害の早期発見に努め、福祉・保健・医療・教育の各機関と連携を図りつつ、適切な療育につなげていきます。

(5) 施設利用者

本市における各種障害者施設の定員について、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの実績や、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの利用者数の見込みを踏まえ、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの施設利用者の見込数を設定しました。

なお、共同生活援助(グループホーム)及び短期入所については、特に整備する必要があるため、単独で見込値を設定し、通所施設については生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の各施設を統合する形で目標を設定します。

【施設利用者の実績と見込み】

施設種別	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
共同生活援助 (定員数・人)	1,208	1,241	1,275	1,291	1,307	1,323
短期入所 (定員数・人)	101	101	108	115	122	129
通所施設 (定員数・人)	3,973	4,210	4,454	4,540	4,626	4,712

だい しょう 第 6 章

かくけいかく すいしん む 各計画の推進に向けて

だい しょう かくけいかく すいしん む 第6章 各計画の推進に向けて

けいかくすいしん 1 計画推進のために

けいかく すいしん もくひょう たっせい じっし しさく こうか たっせいで かんが けいかく
計画を推進し、目標を達成するためには、実施してきた施策の効果や達成度に鑑み、計画
ないよう へんこう ひつよう しょう
の内容を変更する必要があることもあります。

しょうがいしゃそうごうしえんほう けいかく さだ じこう ていきてき ちょうさ ぶんせき ひょうか おこな
障害者総合支援法では、計画に定める事項について、定期的に調査、分析・評価を行い、
ひつよう あると 認めるときは、けいかく へんこう やその他の必要な措置を講じることとされています。

ほんけいかく
本計画にあたっては、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」の
ぴーでいーしーえー
「PDCAサイクル」にて、進捗管理を行います。

しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ しょうがいしゃそうごうしえんほう
◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

だい じょう 第88条の2

しちょうそん ていきてき ぜんじょうだいに こうかくごう かが じこう しちょうそんしょうがいふくしけいかく どうじょう
市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(市町村障害福祉計画に同条

だいさんこうかくごう かが じこう さだ ぼあい どうがいかくごう かが じこう ふく
第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。)

について、ちょうさ ぶんせきおよ ひょうか おこな ひつよう あると 認めるときは、とうがいしちょうそんしょうがい
ふくしけいかく へんこう することその他の必要な措置を講ずるものとする。

けいかく たっせいじょうきょう てんけん ひょうか 2 計画の達成状況の点検と評価

ほんし まいとし かくけいかく しんちよくじょうきょう はあく しょうがいしゃしさく かんれんしさく どうこう ふ
本市では毎年、各計画の進捗状況を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえなが
ら、けいかく ぶんせき ひょうか おこな
計画について分析・評価を行います。

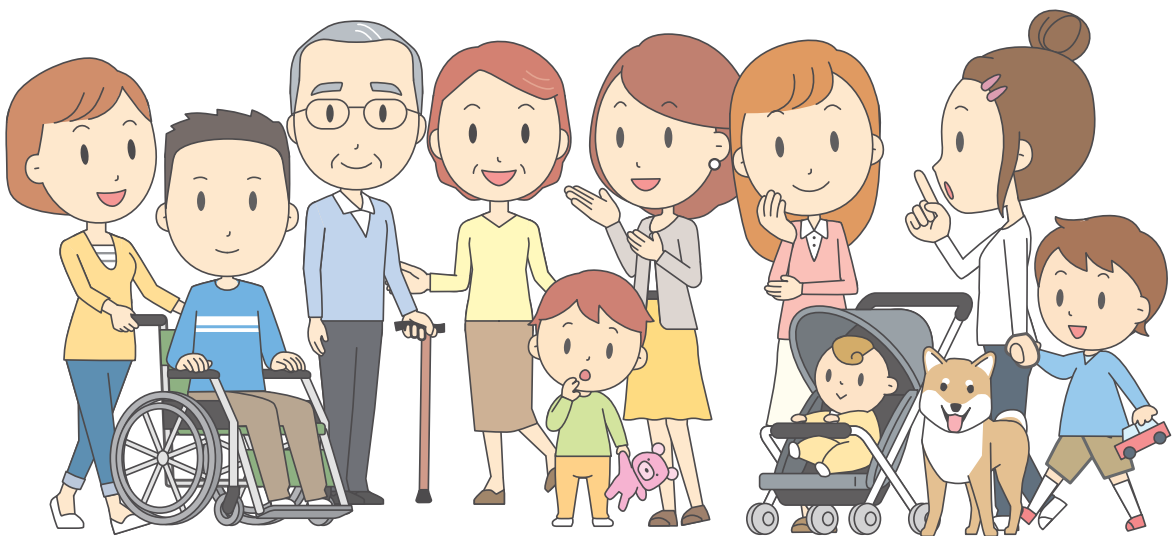
まいとしおこな ひょうかおよ じっせき はちおうじししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい ほうこく いけん
毎年行う評価及び実績については、八王子市障害者地域自立支援協議会に報告し、意見
き を聴くとともに、その結果について公表します。

けいかく ちゅうかん み なお 3 計画の中間見直し

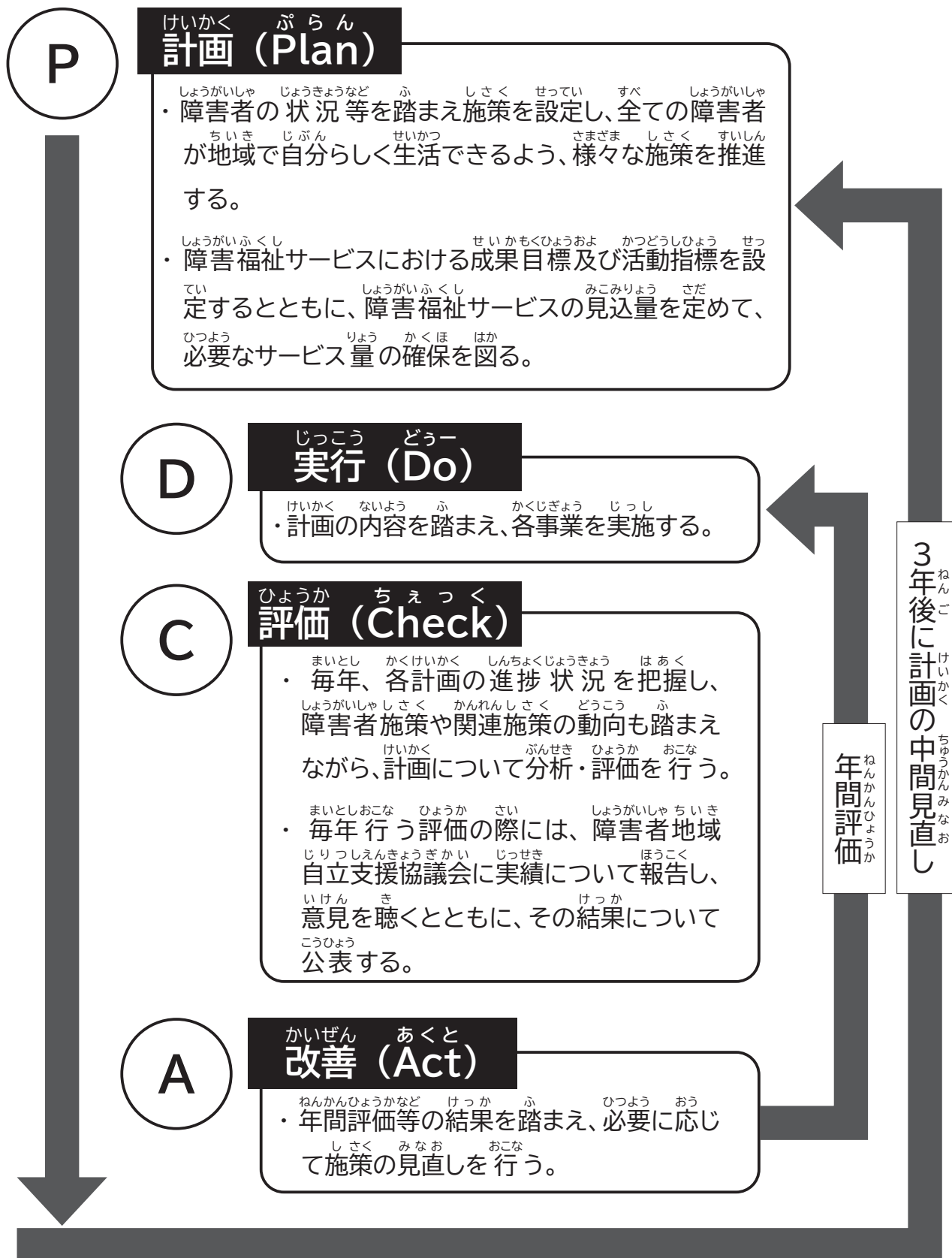
しょうがいふくしけいかくおよ しょうがいじふくしけいかく くに ねん いっき けいかく さくせい
障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国が3年を一期として計画を作成すること
を基本とし、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間における
けいかくさくてい きほんしん せつてい しょうがいふくし どう み こ りょうなど さだ れいわ
計画策定の基本指針を設定し、障害福祉サービス等の見込み量等について定めており、令和
ねん ねん れいわ ねん ねん はじ けいかく む み なお じっし
8年度（2026年度）には、令和9年度（2027年度）から始まる計画に向け、その見直しを実施
することとされています。

ともな ほんし れいわ ねん ねん しょうがいしゃけいかく けいかくきかん
これに伴い、本市においても、令和8年度（2026年度）には、障害者計画の計画期間の
こうはん れいわ ねん ねん はじ だい きしょうがいふくしけいかくおよ だい きしょうがいじ
後半にあたる令和9年度（2027年度）から始まる第8期障害福祉計画及び第4期障害児
ふくしけいかく しょうがいふくし どう み こ りょうなど さだ よてい
福祉計画において、障害福祉サービス等の見込み量等について定める予定です。

れいわ ねん ねん くに きほんほうしんなど み なお あ しゃかいじょうせい へんか ちいき
令和8年度（2026年度）の国の基本方針等の見直しに合わせ、社会情勢の変化や地域の
じつじょうなど かんが しょうがいふくしけいかくおよ しょうがいじふくしけいかく ちゅうかん み なお じっし
実情等を鑑みながら、障害福祉計画及び障害児福祉計画の中間見直しを実施し、また、こ
れに合わせ、障害者計画においても障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直しの内容を
あ しょうがいしゃけいかく しょうがいふくしけいかくおよ しょうがいじふくしけいかく み なお ないよう
はんえい かくけいかく せいごうせい はか
反映し、各計画における整合性を図っていきます。



P D C A サイクルによる計画の推進



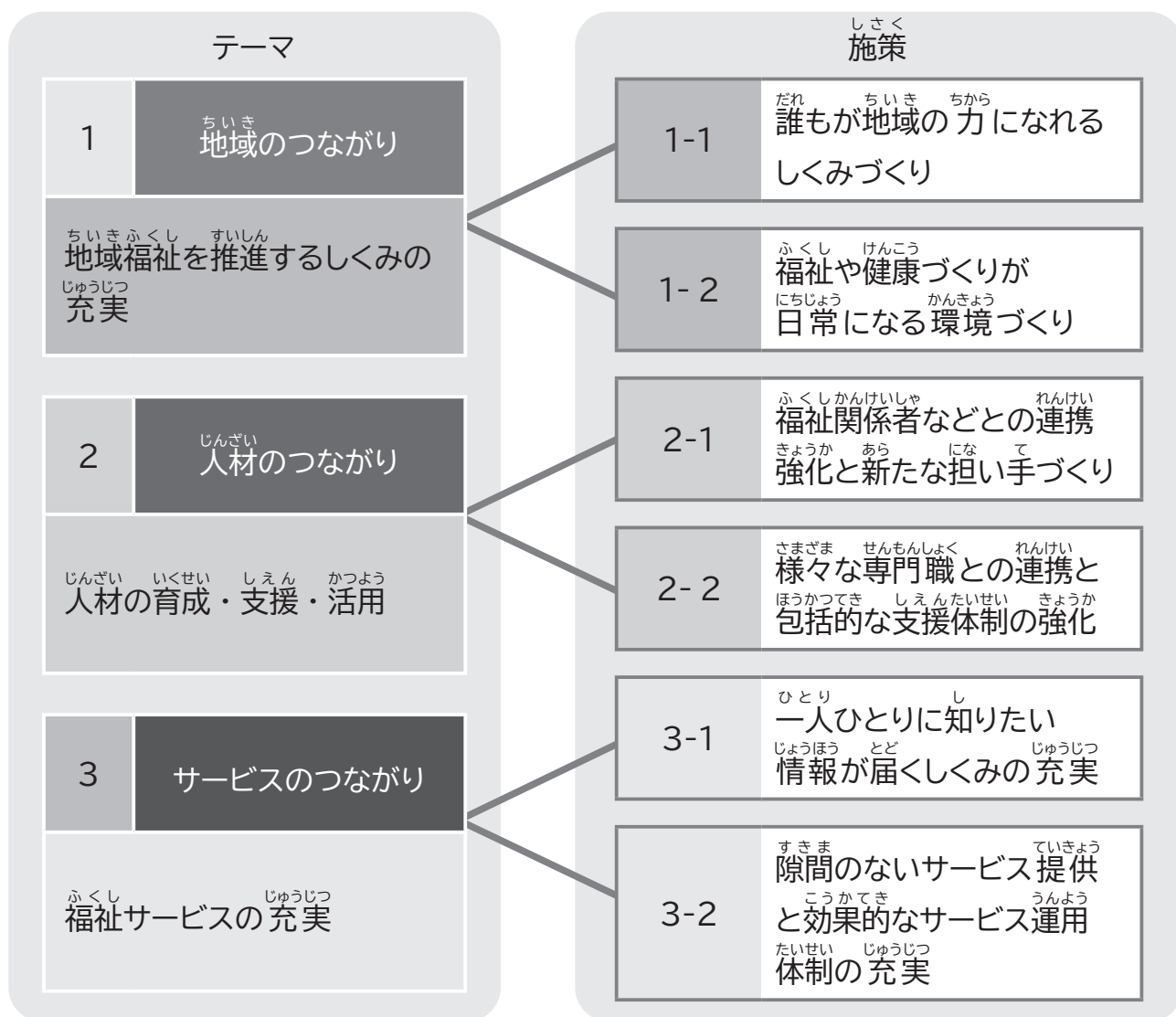
し りょう へん
資 料 編

資料1

第4期八王子市地域福祉計画等とのつながり

本計画の上位計画となる「第4期八王子市地域福祉計画」は、「地域のつながり」「人材のつながり」「サービスのつながり」の3つのテーマを設定し、様々な活動や人材、サービスなどをつなぎながら、八王子市らしい地域共生社会を目指していくものです。

次のページでは、第4期八王子市地域福祉計画の重要テーマや施策と、八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画及び本計画における関連する施策を示しています。



「第4期地域福祉計画」は右記の二次元コードから御覧ください。



たいしょうしゃべつけいかく とりくみ
対象者別計画の取組

はちおうじしこうれいしゃけいかく
八王子市高齢者計画・
だい きかいごほけんじぎょうけいかく
第9期介護保険事業計画



はちおうじししょうがいしゃけいかく
八王子市障害者計画・
だい きしょうがいふくしけいかく
第7期障害福祉計画・
だい きしょうがいじふくしけいかく
第3期障害児福祉計画



1-1	施策09 多様な主体による支援や見守り (担い手育成)	柱4-① 障害理解、差別解消、虐待 防止、権利擁護の更なる推進
	施策10 社会参加促進	柱4-② 地域で支えあえる生活環境 の推進
1-2	施策11 健康習慣づくり	柱1-② 保健・医療サービスの充実
	施策12 望む暮らしの再獲得	柱2-② 障害児のサービス提供体制 の構築
2-1	施策07 支援体制の強化 (多機能連携の推進)	柱1-① 相談体制の強化
	施策09 多様な主体による支援や見守り (担い手育成)	柱5-② 福祉サービスの質の向上
2-2	施策02 医療介護連携	柱1-② 保健・医療サービスの充実
	施策07 支援体制の強化 (高齢者あんしん相談センター)	柱2-③ 地域で生活するための体制 整備
3-1	施策08 相談窓口の周知	柱1-① 相談体制の強化
	施策09 多様な主体による支援や見守り (地域の見守り力強化)	柱3-① 障害者就労のさらなる促進
3-2	施策09 多様な主体による支援や見守り (産官連携)	柱1-② 保健・医療サービスの充実
	施策16 EBPMの推進	柱2-② 障害児のサービス提供体制 の構築

※このほか、子ども・若者育成支援計画も地域福祉計画に基づく分野別
計画として、令和6年度(2024年度)に改定します。



資料2

ようごかいせつ 用語解説

ぎょう あ行

アセスメント

ふくし つか しょうせつ せいこうかんぎょう こま はあく じょうほうしゅうしゅう
福祉で使われるアセスメントとは、利用者の生活環境や困りごとを把握・情報収集し
ぶんせき ひょうか
分析・評価することです。

いりょうてき じ 医療的ケア児

じんこうこきゅうき きゅういん い えいよう ちゅうにゆう せいかつしえん にちじょうてき ひつよう
人口呼吸器や、たんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な
こ
な子どものことです。

きょういく インクルーシブ教育

しょうがい ひと しょうがい ひと とも まな きょういく
障害のある人と障害のない人が共に学ぶ教育のことです。

しゃかい インクルーシブ社会

たようせい みと ひと ささ あ せいかつ しゃかい
多様性を認め、すべての人が支え合いながらともに生活できる社会のことをいいます。

インクルージョン

しょうがい う む かか わか はな まな きかい はたら きかい びょうどう え
障害の有無に関わらず、別れ離れることなく、学ぶ機会や働く機会を平等に得られる
かんきょう め ざ かんが かた
環境を目指す考え方です。

おも ちゅうしゃ 思いやり駐車スペース

しょうがいしゃようちゅうしゃ べつ せっち りょうしゃじしん はんたん いっぱんりょうしゃ おも
障害者用駐車スペースとは別に設置した、利用者自身の判断と一般利用者の思いやり
な た ちゅうしゃ
により成り立つ駐車スペースです。

しょうがい かた にんしんちゅう かた にゅうじ つ かた かた こうれい
障害のある方、妊娠中の方、乳児を連れている方、ケガをされている方、高齢
かた なが きょり いどう こんなん かた ゆうせんてき りょう
の方など、長い距離を移動することが困難な方が優先的に利用できます。

ぎょう か行

ガイドヘルパー

しょうがい ひと がいしゅつ しかく も どうこうえんご しかく
障害のある人が外出するときに、つきそってサポートする資格を持ち、同行援護（視覚
しょうがいしゃたいしょう いどうしえん ちてきしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃたいしょう ていきょう
障害者対象）、移動支援（知的障害者、精神障害者対象）などのサービスを提供する
しえんしゃ
支援者のことです。

がっこう 学校サポーター

がっきゅうたん にん しどう ささ とくべつ しえん ひつよう じどう せいと がっきゅう しえん
学級担任の指導を支え、特別な支援を必要とする児童・生徒やその学級の支援をする
もくてき はちおうじしどくじ ゆうしょう
ことを目的とした八王子市独自の有償ボランティアです。

かんこうじゆ 官公需

くに と しちようそん こうきょうきかん がつびん こうにゆう えきむ きゅうふ こうじ はっちゅう
国、都、市町村などの公共機関が物品を購入したり、役務の給付や工事の発注などをし
たりすることをいいます。

ほんし はちおうじし おこな しょうがいしゃしゅうろうしせつどう がつびんどう ちやうたつほうしん もと
本市では、「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、
しょうがいしゃしゅうろうしせつなど がつびん ゆうせんてき はっちゅう おこな
障害者就労施設等への物品やサービスの優先的な発注を行っています。

きかんそうだんしえん 基幹相談支援センター

ちいき しょうがいしゃしえん ちゅうしんてき しせつ しょうがいしゃ かぞく そうだん う
地域における障害者支援の中心的な施設です。障害者やその家族の相談を受けること
くわ せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう うんえい しえんきかん しどう れんけいきやうか おこな
に加え、成年後見制度利用支援事業の運営や、支援機関への指導や連携強化なども行い
ます。

きのうかいふくくんれん 機能回復訓練（リハビリテーション）

しょうがい じ こ びょうき こういしやう ひと しんたいてき しんりてき しょくぎやうてき しゃかいてきのうりよく
障害や事故・病気などの後遺症のある人が、身体的・心理的・職業的・社会的能力を
かいふく こうじやう じりつ しゃかいせいいかつ おく くんれん
回復・向上させることで、自立した社会生活を送ることができるようにするための訓練・
りやうほう しえん
療法や支援のことです。

きょうせいしゃかい 共生社会

ぶんや たてわ ささ て う て かんけい こ ちいきじゅうみん ちいき たよう
分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様
な主体が「我が事」として参画し、人とひと、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つな
がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の事です。

きょたくかいご 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーがしょうがいしゃ じたく ほうもん にゆうよく はい しょくじ しんたいかいじょ
ホームヘルパーが障害者の自宅などを訪問して、入浴・排せつ・食事などの身体介助や、
ちょうり せんたく そうじ か じ えんじょ せいかつ かん そうだん じよげん し えん おこな
調理・洗濯・掃除などの家事援助、生活などに関する相談・助言などの支援を行うサービ
スです。

きんきゅういちじ ほご 緊急一時保護

かいじょ ひと びょうき ようじ きゅうよう ひつよう
介助している人が病気のときや用事があるとき、または休養を必要としているときに、
しょうがい ひと してい かてい いちじてき ほご
障害のある人を指定された家庭で一時的に保護します。

グループホーム

しゅうろう つうしょせつ かよ しょうがいしゃ ちいき じりつ せいかつ いとな
就労したり、通所施設などに通っている障害者が、地域で自立した生活を営むための
えんじょ おこな きょうどうせいかつせつ
援助を行う共同生活施設です。

ケアマネジメント

ほけん いりょう ふくし しょうがいしゃ ひつよう ひと じょうたい
保健・医療・福祉など、障害者が必要とするさまざまなサービスを、その人の状態や
きぼう あ こうりつてき ていきょう し えん おこな
希望に合わせて効率的に提供できるように支援を行うことです。

けんりようごじぎょう 権利擁護事業

じぶん いし じゅうぶん つた むずか しょうがいしゃ えんじょしゃ だいいり
自分の意思を十分に伝えることが難しい障害者にかわって、援助者などが代理となっ
て、その人が権利を主張したり、必要としていることを伝えたりするための支援を行うこ
とです。

こていがっきゅう とくべつしえんがっきゅう ちてきしょうがい こていせい
固定学級（特別支援学級〔知的障害・固定制〕）

とくべつしえんがっきゅう こていがっきゅう ちてきしょうがいがっきゅう はったつ おく ひと いし
特別支援学級の固定学級は、知的障害学級です。発達の遅れなどにより、人との意思
そつう けいど こんなん にちじょうせいかつ しょくじ いふく ちゃくだつ はいせつ しじょう
疎通に軽度の困難があつて日常生活において、食事、衣服の着脱、排泄などに支障がない
じどう せいと たいしじょう
児童・生徒が対象です。

ぎょう
さ行

しゃかいてきにゅういん
社会的入院

しょうじょう あんてい しゃかいせいかつ ふつき かぞく じじょう ちいき う ざら
症状が安定し、社会生活に復帰することができるのに、家族の事情や地域の受け皿がな
いなどの社会的な理由のために、入院し続けなければならない状態の事です。

じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ
重症心身障害児（者）

じゅうど したい ふじゅう じゅうど ちてきしょうがい ちょうふく じょうたい じゅうしょうしんしんしょうがい
重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態を重症心身障害といい、その
じょうたい ひと じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ
状態にある人を重症心身障害児（者）といいます。

しゅうろういこうしえんじぎょう
就労移行支援事業

いっばんしゅうろう きぼう しょうがいしゃ いってい きかん げんそく ねんかん しゅうろう ちしき
一般就労を希望する障害者が一定の期間（原則として2年間）、就労のための知識や
のうりよく み くんれん じぎょう しょくばじっしゅう しょくばさが しゅうしょくご
能力を身につけるための訓練をする事業です。職場実習や職場探し、就職後のフォローア
ップなどの支援も行います。

しゅうろうけいぞくしえんじぎょう えーがた びーがた
就労継続支援事業（A型・B型）

いっばんきぎょう はたら むずか しょうがいしゃ はたら ちしき のうりよく み
一般企業などで働くことの難しい障害者が働きながら、知識や能力を身につけるた
めの訓練をする事業です。雇用契約を結んで働くA型と、雇用契約を結ばずに働くB型
があります。

しょうがいしゃしゅうろう せいかつしえん 障害者就労・生活支援センター

しょうがいしゃ しょくぎょうせいかつ じりつ はか しゅうろうしえん しゅうぎょう ともな にちじょうせいかつ
障害者の職業生活における自立を図るための就労支援や、就業に伴う日常生活、
しゃかいせいかつじょう しえん おこな しせつ しゅうろう きぼう しょうがいしゃ たい しごと さが
社会生活上の支援を行うための施設です。就労を希望する障害者に対して、仕事を探す
ための相談から、就労後のフォローアップまで、様々な支援を行います。

じょうほう き き 情報機器

しょうがいしゃ じょうほうていきょう はか ひつよう ききる い こうきょう ば せっち
障害者への情報提供を図るために必要な機器類です。公共の場へ設置することによ
り、しかくしょうがいしゃ ちょうかくしょうがいしゃ かつよう おんせいあんないそうち でんこうけいじばん にちじょうせいかつ ひつよう
視覚障害者や聴覚障害者が活用できる音声案内装置や電光掲示板、日常生活に必要
な機器として、き き ひかり おと し おくないしんごうそうち かつじぶんしょよ あ そうち も じじょうほうじゅしん
装置として、光や音で知らせる屋内信号装置、活字文書読み上げ装置や文字情報受信
装置のほかに、そうち ほうくし ぱそこん による じょうほう つうしんしえんようぐ かいわほじょそうち
装置のほか、ファクシミリ、パソコンによる情報・通信支援用具、会話補助装置などがあり
ます。

じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょう 重層的支援体制整備事業

しちょうそん ちいきじゅうみん ふくごう ふくざつか しえん たいおう ほうかつてき しえん
市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する「包括的な支援
たいせい せいび じぎょう こうれい しょうがい ぶんや かきね こ さまざま ふくし しえんきかん
体制」を整備する事業です。高齢、障害といった分野の垣根を越え、様々な福祉の支援機関
れんけい そうだんしえん しゃかいさんか しえん ちいき む しえん いったいてき じっし ほん
が連携し、相談支援、社会参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。本
市では、れいわ ねんど (2021年度) からこの事業を開始し、はちまるサポートを中心とした
ほうかつてき しえんたいせい すす
包括的な支援体制づくりを進めています。

しょうとすてい (たんきにゅうしょ) ショートステイ (短期入所)

⇒ たんきにゅうしょ らん
⇒ 短期入所をご覧ください。

ジョブコーチ

しょうがいしゃ しゅうろう さい いっしょ しょくば で む さまざま しえん えんじょしゃ しょくば
障害者が就労する際に、一緒に職場に出向いて、様々な支援をする援助者です。職場へ
てきおう ちやくせつしえん じぎょうぬし どうりよう じよげん おこな しょうがい じょうきょう おう
の適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚に助言を行い、障害の状況に応じ
しょくむ ちょうせい しょくばかんきょう かいぜん おこな
た職務の調整や職場環境の改善なども行います。

スタートカリキュラム

しょうがっこう にゅうがく こ ようちえん ほいくじょ にんてい えん あそ せいかつ とお
小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通した
まな そだ きそ しゅたいてき じ こ はっき あたら がっこうせいかつ つく だ
学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくため
のカリキュラムです。

スーパーバイズ

これから取り組もうとする しえん、または今取り組んでいる しえん
ーにアドバイス・指導しどうをしてもらうことです。

生活介護

じょうじ かいご ひつよう しょうがいしゃ にちちゅうかよ かいご しえん う せいさんかつどう
常時介護を必要とする障害者が日中通って、介護や支援を受けながら生産活動や
そうさくてきかつどう おこな じぎょう
創作的活動を行う事業です。

成年後見制度

しょうがい りゆう はんだんのうりよく じゅうぶん ひと ふりえき まも せいど
障害などの理由で判断能力が十分ではない人を、不利益から守るための制度です。
かていさいばんしょ えら せいねんこうけんになんどう けいやく むす てつづ か おこな
家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、契約を結ぶ手続きなどを代わりに行っ
り、本人が ほんにん あやま むす けいやく と け
誤って結んでしまった契約などを取り消したりします。

た行

大学コンソーシアム八王子

こべつ と く てま ひよう じぎょう きょうどう おこな ちいきとくせい い
個別に取り組むと手間や費用がかかる事業を共同で行うため地域特性を活かし、
だいがく しみん けいざいだんたい きぎょう ぎょうせい れんけい きょうどう きんりん だいがく あつ そしき
大学・市民・経済団体・企業・行政などが連携・協働し、近隣の大学などが集まった組織で、
かめい がっこうかん たんいごかん がくせい しみん こうりゅう じぎょう おこな
加盟する学校間での単位互換や、学生と市民との交流などの事業を行っています。

短期入所（ショートステイ）

きよたく かいご おこな ひと びょうき ようじ りゆう かいご
居宅において介護を行う人が、病気や用事などの理由により介護ができな
いときに、たんきかん やかん ふく しせつ にゅうよく はいせつ しょくじなど しえん おこな
短期間、夜間も含めて施設で入浴、排泄、食事等の支援を行うサービ
スです。

ちいきふくしけんりようごじぎょう 地域福祉権利擁護事業

にんちしょう しょうじょう ものわす ちてきしょうがい せいしんしょうがい はんだんのうりよく じゅうぶん かた
認知症の症状や物忘れ、知的障害や精神障害などにより判断能力が十分ではない方
が、ちいき あんしん せいかつ おく しえん せいど しゃかいふくしほう
が、地域で安心して生活を送ることができるよう支援する制度(社会福祉法)です。

ちようふくしょうがいしゃ 重複障害者

ふくすう しょうがい あわ ゆう ひと たど したいふじゆう ちてきしょうがい あわ ゆう
複数の障害を併せ有している人のことです。例えば、肢体不自由と知的障害を併せ有す
るひと
る人のことです。

つうきゅうしどうがっきゅう とくべつしえんがっきゅう きょうしつ つうしんせい 通級指導学級 (特別支援学級 [きこえとことばの教室・通信制])

ほんし なんちようおよ げん ごしょうがいがっきゅう きょうしつ きょうしつ めいしょう
本市の難聴及び言語障害学級は、「きこえの教室」「ことばの教室」という名称です。
たと ほちようき しょう はな ごえ りかい こんなん つうじよう がっきゅう がくしゅう
例えば、補聴器の使用によっても話し声を理解することが困難で、通常の学級での学習
におおむ さんか いちぶとくべつ しどう ひつよう じどう せいと きつおん はな かた
に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒や吃音(つかえる話し方)、
はつおん あやま じどう たいしょう
発音の誤りなどがある児童を対象としています。

つうしょしせつ 通所施設

しょうがいしゃ にっちゆうかよ じりつせいかつ しゅうろう くんれん おこな せいさんかつどう そうさくてき
障害者が日中通って、自立生活や就労のための訓練を行ったり、生産活動、創作的
かつどう おこな しせつ
活動などを行う施設です。

とくべつしえんがっきゅう 特別支援学級

しょうちゅうがっこうなど せっち がっきゅう ちてきしょうがい したいふじゆう じゃくし なんちよう げんごしょうがい じょうしよ
小中学校等に設置される学級で、知的障害、肢体不自由、弱視、難聴、言語障害、情緒
しょうがい じどう せいと びようじゃくじ からだきよじゃくじ ふく たい しょうがい しゅべつ
障害のある児童・生徒、または病弱児(身体虚弱児を含む)に対して、障害の種別ごとの
しょうにんずうきょういく ひとり がくしゅうじよう せいかつじよう こんなん おう きょういく おこな こてい
少人数教育で、一人ひとりの学習上・生活上の困難に応じた教育を行います。固定
がっきゅう つうきゅうしどうがっきゅう
学級と通級指導学級があります。

とくべつしえんがっこう ちてきしょうがい したいふじゆう しかくしょうがい ちょうかくしょうがい びょうじゃく
特別支援学校（知的障害・肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・病弱）

しかくしょうがいしゃ ちょうかくしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃ したいふじゆうしゃ びょうじゃくしゃ しんたいきよじゃくしゃ
視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、または病弱者（身体虚弱者を
含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、または高等学校に準ずる教育を施すとともに、
しょうがい がくしゅうじょう せいかつじょう こんなん こくふく じりつ はか ひつよう ちしきぎのう
障害による学習上、または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を
さず もくてき がっこう
授けることを目的とした学校のことです。

とくべつしえんきょういく
特別支援教育

へいせい ねん (2007年) 4月に、従来の特殊教育から転換された新しい教育制度です。
しょうがい ようじ じどう せいと じりつ しゃかいさんか む とりくみ しえん してん た
障害のある幼児・児童・生徒の自立や、社会参加に向けた取組を支援するという視点に立
ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や
がくしゅうじょう こんなん かいぜん こくふく てきせつ しどうおよ ひつよう しえん おこな
学習上の困難を改善、または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

とくべつしえんきょうしつ
特別支援教室

つうじょう がつきゅう ざいせき とくべつ しえん ひつよう じどう はったつしょうがい じへいしょう
通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童のうち、発達障害（自閉症ス
しょう ちゅういけつじやたどうしょう がくしゅうしょうがいなど じどう せいと ざいせきがつきゅう じゅぎょう
ペクトラム症、注意欠如多動症、学習障害等）の児童・生徒が在籍学級における授業の
いちが ぬ こうない せっち せんよう きょうしつ しどう う
一部を抜けて、校内に設置された専用の教室で指導を受けることができるものです。

とくれいこがいしゃ
特例子会社

しょうがいしゃ こよう そくしんおよ あんてい はか じぎょうぬし しょうがいしゃ こよう とくべつ はいりよ
「障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をし
た子会社」で、厚生労働大臣から認定を受けた会社を指します。
とくれいこがいしゃ せつりつ こよう ぜんじゅうぎょういん じぎょうぬし おやがいしゃ こよう
特例子会社を設立すると、そこで雇用する全従業員は事業主（親会社）の雇用であると
みなされ、こようりつ さんてい さい おやがいしゃ どういつ じぎょうしょ と あつか
雇用率を算定する際には親会社と同一の事業所として取り扱われます。

ぎょう な行

なんびょう 難病

げんいんふめい ちりょうほうほう かくりつ まんせいが こういしょう のこ おお びょうき
原因不明で治療方法が確立されておらず、慢性化して後遺症が残ることも多い病気の
そうしょう かいじょ かぞく ふたん せいしんてき けいざいてき ふたん おお せいかつ おお ししょう
総称です。介助のための家族の負担や、精神的・経済的な負担が大きく、生活に大きな支障
へいせい ねん ねん がつ しこう しょうがいしゃそうごうしえんほう なんびょうとう
をもたらします。平成25年（2013年）4月に施行された障害者総合支援法から、難病等
しょうがいしゃ はんい くわ
が「障害者」の範囲に加えられています。

にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具

しんたいしょうがいしゃ にちじょうせいかつ おく しょうがい ふたん けいげん つか ようぐ
身体障害者が日常生活を送るときに、障害による負担を軽減するために使う用具です。

のうせい ま ひ 脳性麻痺

たいせいき しんせいじき のう がいしょう さんそけつぼう そんしょう げんいん
胎生期から新生児期にかけて、脳が外傷・酸素欠乏などにより損傷されたことが原因
し し ま ひ うんどうしょうがい お しつべい
で、四肢が麻痺し、運動障害が起こる疾病です。

ぎょう は行

はちおうじっ子マイファイル

お子さんの成長を感じたり、関わり方を考えたりする資料として、保護者やお子さん
ほんにん せいちょう きろく ほぞん かんけいきかん じょうほう きょうゆう せいちょう きめ
本人が成長の記録を保存し、関係機関が情報を共有し、成長を切れ目なくサポートして
いくためのファイルです。

はったつしょうがい 発達障害

じへいしょう しょうこうぐん た こうはんせい はったつしょうがい ひかくてきていねんれい はっしょう
自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害など、比較的の低年齢で発症す
のうきのうしょうがい げんごはったつ おく しょうがい ともな
る脳機能障害です。言語発達の遅れやコミュニケーション障害などを伴うことがありま
とくてい のうりよく しゅうとく しょう こんなん がくしゅうしょうがい えるでいー ちゅういりよくけつじょ
すが、特定の能力の習得・使用だけに困難のある学習障害（LD）や、注意力欠如・
しょうどうせい たどうせい とくちょう ちゅういけつかん たどうせいしょうがい えーでいーえいちでいー しょうがい
衝動性・多動性に特徴のある注意欠陥・多動性障害（ADHD）など、障害のある
とくせい ていど ひじょう さまざま
特性やその程度は、非常に様々です。

バリアフリー

しょうがいしゃ にちじょうせいかつ しゃかいさんか こんなん すべ しょうへき と のぞ
障害者の日常生活や社会参加を困難にしている全ての障壁（バリア）を取り除くこと
です。どうろ しせつ こうつうきかん しょうへき と のぞ ぶつりてき しかくしゅとく
道路・施設・交通機関などの障壁を取り除く「物理的バリアフリー」、資格取得など
の社会的制限を取り除く「社会的バリアフリー」、心の障壁を取り除く「心理的バリアフリ
ー」、情報面での障壁を取り除く「情報バリアフリー」などがあります。へいせい ねん
平成18年（2006
ねん）12月に「こうれいしゃ しょうがいしゃとう いどうとう えんかつか そくしん かん ほうりつ
高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー
しんぽう しこう こうつう けんちくぶつ いったいてき すず
新法）」が施行され、交通バリアフリーと建築物などのバリアフリーを一体的に進めること
が定められました。

ピアサポート

みづか しょうがい しっぺい けいけん も けいけん い た しょうがい しっぺい かた
自らも障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある方
の支援を行うことです。しえん おこな

福祉的就労

しんしん しょうがい いっぱんしゅうろう むづか かた ふくし う しゅうろう おこな
心身に障害があるため、一般就労が難しい方が福祉サービスを受けながら就労を行
うことです。

副籍制度

とりつとくべつしえんがっこう しょう ちゅうがくぶ ざいせき じどう せいと きょじゅう ちいき くしちょうそんりつ
都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立
しょう ちゅうがっこう ちいきしていこう ふくじてき せき ふくせき ちやくせつてき こうりゅう かんせつてき こうりゅう
小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を
つう しょうじゅう ちいき いじ けいぞく はか せいど
通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のことです。

ペアレントメンター

みづか はったつしょうがい こ こそだ けいけん そうだんしえん かん いったい
自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレー
ニングを受けた親のことを言います。う おや い

ほうていこようりつ 法定雇用率

じゅうぎょういんすう いっていいじょう みんかんきぎょう くに ちほうじちたい たい しょうがいしゃこようりつせいど
従業員数が一定以上の民間企業や国、地方自治体などに対し、障害者雇用率制度によ
ぎむ しょうがいしゃこよう さいていひりつ ぜんじゅうぎょういんすう し しょうがいしゃすう
って義務づけられた、障害者雇用の最低比率のことで、全従業員数に占める障害者数
わりあい しょうがいしゃこようりつ さんしゅつ ほうていこようりつ したまわ
の割合で障害者雇用率を算出し、これが法定雇用率を下回らないようにするとされてい
ます。

れいわ ねんど ねんど しょうがいしゃこようりつ かくだい
令和5年度（2023年度）からの障害者雇用率は、2.7パーセントに拡大されました。た
やどいい かか けいかくてき たいおう かろう れいわ ねんど ねんど
だし、雇入りに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度（2023年度）において
は2.3パーセントで据え置き、令和6年度（2024年度）から2.5パーセント、令和8年度
ねんど だんかいてき ひ あ
（2026年度）から2.7パーセントと段階的に引き上げになります。

くにおよ ち ほうこうきょうだんたいなど きょういくいいんかい
また、国及び地方公共団体等については、3.0パーセント（教育委員会は2.9パーセン
かくだい だんかいてき ひきあ かか たいおう みんかんじぎょうぬし どうよう
ト）に拡大されました。なお、段階的な引上げに係る対応は民間事業主と同様とするとされ
ています。

ほそうぐ 補装具

しんたいしょうがい うしな しんたいきのう おぎな ようぐ くるま ぎしゅ ぎそく
身体障害のために失われた身体機能を補うための用具です。車いすや、義手、義足、
つえ ほちょうき
杖、補聴器などがあります。

ぎよう ま行

もう しゃ 盲ろう者

しかく ちょうかく りょうほう しょうがい ひと じょうほうにゆうしゅ いどう
視覚と聴覚の両方に障害のある人のことであり、情報入手・コミュニケーション・移動
など、さまざまな面で困難を抱えています。盲ろうになるまでの経緯や障害の状況・程度に
さまざま めん こんなん かか もう けいいい しょうがい じょうきょう ていど
よって、指文字や触手話など、さまざまなコミュニケーション手段が必要になります。
ゆびてんじ しょくしゅわ さまざま しゅだん ひつよう

ぎょう や行

ようやくひっき 要約筆記

ちょうかくしょうがいしゃ 聴覚障害者のコミュニケーションを支援するために、その場で話の内容を要約し、文字
で伝える筆記通訳です。ノートやホワイトボード、OHPやOHCを使い、手書きまたは
パソコンを使用するなどスクリーンに映し、大勢で情報を得る方法(全体投影)と隣りで
手書き、またはパソコンで通訳する方法(ノートテイク)があります。ノートテイクは病院や
面接、学校などで有効な方法です。

ぎょう ら行

ライフステージ

ひと いっしょう ねんだい 人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のことです。幼年期・児童期・青年期・
壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚など、それぞれの年代に
応じた節目となる出来事を体験します。

リフトバス

しんたい しょうがい ひと くるま しょうこう しょうこうき そな くるま
身体に障害のある人が、車いすのままでも乗降できるように昇降機を備えた車です。

りょういく 療育

しょうがい しょうがい ひと くるま しょうこう しょうこうき そな くるま
障害のあるお子さんや、その可能性のあるお子さんに対し、個々の発達の状態や障害
特性に応じて、困りごとの解決や将来の自立した社会参加を目指し、支援することです。

レスパイト (一時的休息)

かぞく ちょうじかんかいじょ たずさ かいじょしゃ いちじてき かいじょ かいほう きゅうよう
家族など、長時間介助に携わっている介助者を一時的に介助から解放し、休養などの
時間を確保することです。介助者自身の健康を保つために必要な休養や息抜きの時間を
確保するだけでなく、介助者が地域での交流や社会参加の時間を持てるようにすること
も目的としています。

しりょう 資料3

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法のポイント

しょうがい りゆう さべつどう けんりしんがいかうい さべつてきとりあつか きんし しゃかいてき
障害を理由とする差別等の権利侵害行為(差別的取扱い)を禁止するとともに、社会的
しょうへき じよきよ おこた けんりしんがいかうい ごうりてきはいいりよ ふていきよう さべつ いち
障壁の除去を怠ることによる権利侵害(合理的配慮の不提供)も差別と位置づけ、これを
ぼうし さだ しょうがいしゃさべつかいしょうほう へいせい ねん ねん しこう
防止することを定めた「障害者差別解消法」が平成28年(2016年)に施行されました。ま
た、この法律は、令和3年(2021年)に改正され、令和6年(2024年)4月から事業者によ
るしょうがい ひと ごうりてきはいいりよ ていきよう ぎむ か しょうがい ひと ひと
る障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されるなど、障害のある人もない人も、
たが ひと みと あ とも い しゃかい じつげん む ほうせいび すす
互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向けた法整備が進んでい
ます。

(1) もくてき だい じょう 目的(第1条)

ほうりつ しょうがいしゃきほんほう きほんてき りねん しょうがい りゆう さべつ かいしょう
この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消
すいしん すべ こくみん しょうがい う む わ へだ そうご じんかく こせい
を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性
そんちよう あ きようせい しゃかい じつげん し もくてき
を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

(2) くにおよ ち ほうこうきょうだんたい せきむ だい じょう 国及び地方公共団体の責務(第3条)

くにおよ ち ほうこうきょうだんたい ほうりつ しゆし しょうがい りゆう さべつ かいしょう
国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の
すいしん かん ひつよう しさく さくてい じっし
推進に関して必要な施策を策定し、これを実施しなければならないこととされています。ま
た、くにおよ ち ほうこうきょうだんたい しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ひつよう しさく
国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の
こうりつてき こうかてき じっし そくしん てきせつ やくわりぶんたん おこな そうご れんけい
効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携
はか きょうりよく
を図りながら協力しなければならないこととされています。

(3) ふとう さべつてきとりあつか きんし ごうりてきはいいりよ ぎむ だい じょう だい じょう 不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の義務(第7条、第8条)

ぎようせいきかん じぎょうしゃ じむ じぎょう おこな しょうがい りゆう ふとう
行政機関や事業者は、その事務、または事業を行うにあたり、障害を理由として不当
さべつてきとりあつか しょうがいしゃ しゃかいてきしょうへき
な差別的取扱いをしてはならないこととされています。また、障害者から社会的障壁
じよきよ ひつよう むね い し ひょうめい ばあい じっし ともな ふたん かじゅう
の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重で
はないときは、とうがいしょうがいしゃ せいべつ ねんれいおよ しょうがい じょうたい おう しゃかいてきしょうへき じよきよ
当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去
じっし ひつよう ごうりてき はいりよ
の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととされています。

資料4

障害のある人もない人も

共に安心して暮らせる八王子づくり条例

平成23年12月15日

条例第24号

私たちのまち八王子は、全ての人が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有するという認識に立ち、障害の有無にかかわらず、誰もが地域社会で共に支え合い、安心して暮らせるまちを目指し、障害のある人に対する福祉の向上のため、様々な施策を推進してきた。

しかしながら、依然として障害のある人は、障害に対する誤解や偏見により不利益な取扱いを受け、配慮不足により日常生活の様々な場面で不自由を感じている状況にある。

このような中、障害のある人もない人も、共に支え合い、安心して暮らせるまちの実現のため、市、市民、事業者など全ての者が連携し、障害のある人の生活を困難にしてきた心の壁、社会参加を困難にする物理的環境、社会的制度、情報の不足など、社会的障壁を取り除き、障害のある人に対するいかなる差別もなくす取組が私たちに求められている。

このため、私たちは、障害のある人が、障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らせるまちの実現を目指し、この条例を制定する。

目的

第1条 この条例は、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすための取組について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

ていぎ (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難病その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 差別 障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をいう。

きほんりねん (基本理念)

第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として行わなければならない。

2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と一体のものとして行わなければならない。

3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。

し せきむ (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害及び障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 市は、前項の差別をなくすための施策を実施するときは、障害者の性別、年齢及び障害の状態に十分配慮するものとする。

市民等の責務

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、市が実施する障害者に対する差別をなくすための施策に協力するよう努めなければならない。

差別の禁止等

第6条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。
2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

合理的な配慮

第7条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、前条第2項の規定の趣旨を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

- (1) 不特定多数の者が利用する施設(公共交通機関を含む。)を提供するとき。
- (2) 意思疎通を図るとき及び不特定多数の者に情報を提供するとき。
- (3) 商品を販売し、又はサービスを提供するとき。
- (4) 不動産の取引を行うとき。
- (5) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。
- (6) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。
- (7) 教育を行うとき。
- (8) 保育を行うとき。
- (9) 療育を行うとき。
- (10) その他社会的障壁となつて、障害者に対し日常生活又は社会生活に相当な制限を与えているとき。

2 市民は、前項各号に掲げる場合には、前条第2項の規定の趣旨を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

（市民等の理解の促進）

第8条 市は、市民及び事業者が障害及び障害者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。

3 市は、障害者に対する支援を適切に行うため、全ての職員並びに指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせることができるものとして市長が指定する法人その他の団体をいう。）及び市外郭団体（市が出資又は出えんする団体で、市長が別に定めるものをいう。）が障害及び障害者についての知識を習得し、及び理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

4 事業者は、前条第1項の必要かつ合理的な配慮を行うため、従業員が障害及び障害者についての理解を深めるための研修を行うよう努めるものとする。

（移動手段の確保）

第9条 市は、障害者の社会参加を推進するため、障害者が必要とする移動の手段が確保できるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解及び協力を得るよう努めるものとする。

（情報伝達）

第10条 市は、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段（字幕、手話通訳、要約筆記、音声解説等）を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。

（医療及びリハビリテーション）

第11条 市は、地域で生活する障害者に必要な医療及びリハビリテーションが受けられるよう医療関係団体との調整に努めるものとする。

（教育）

第12条 市は、障害者である児童及び生徒がその年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた教育を受けることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（保育）

第13条 市は、障害者である乳幼児及び児童が、その特性を踏まえた保育を受けることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（療育）

第14条 市は、障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（関係法令等との調和）

第15条 市は、障害者に対する理解を広げ、差別をなくすための施策の推進に当たっては、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）その他の関係法令との調和を図らなければならない。

（差別に関する相談、助言等）

第16条 障害者及びその関係者は、障害者本人に係る差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）について、市に相談することができる。

2 市は、対象事案に関する相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）相談に応じ、関係者への事実の確認及び調査を行うこと。
- （2）相談に応じ、関係者に必要な助言及び情報提供を行うこと。
- （3）相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- （4）関係行政機関への紹介を行うこと。

（相談員）

第17条 市は、相談支援事業者（市から委託を受けて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に規定する事業を行う者をいう。）に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

（助言及びあっせんの申立て）

第18条 障害者は、対象事案があるときは、市長に対し、対象事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申し立てることができる。

2 障害者の保護者又は関係者は、当該障害者に代わり、前項の申立てをすることができる。ただし、当該障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、することができない。

3 前2項の申立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

(1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができる事案であって、行政庁の行う処分取消し、撤廃又は変更を求めるとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日)から3年を経過しているものであるとき(その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。)

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

（事実の調査）

第19条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

じよげんまた
(助言又はあっせん)

だい じょう しちょう だい じょうだい こうまた だい こう もうした ちょうせいいいんかい だい
第20条 市長は、第18条第1項又は第2項の申立てがあったときは、調整委員会（第23
じょうだい こう きてい ちょうせいいいんかい い か じょう おな たい じよげんまた
条第1項に規定する調整委員会をいう。以下この条において同じ。）に対し、助言又は

あっせんを行うことの適否について諮問するものとする。

2 ちょうせいいいんかい ぜんこう じよげんまた おこな てきひ はんだん ひつよう
調整委員会は、前項の助言又はあっせんを行うことの適否を判断するために必要がある
みと どうがいたいしやうじ あん かか しょうがいしやおよ かんけいしや たい しゅっせき もと せつめい も
と認めるときは、当該対象事案に係る障害者及び関係者に対し、その出席を求めて説明若
いけん き また しりょう ていしゅつ もと
しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 しちょう ちょうせいいいんかい じよげんまた おこな そうとう はんだん ばあい
市長は、調整委員会が助言又はあっせんを行うことが相当であると判断した場合には、
さばつ みと もの たい じよげんまた おこな
差別をしたと認められる者に対し、助言又はあっせんを行う。

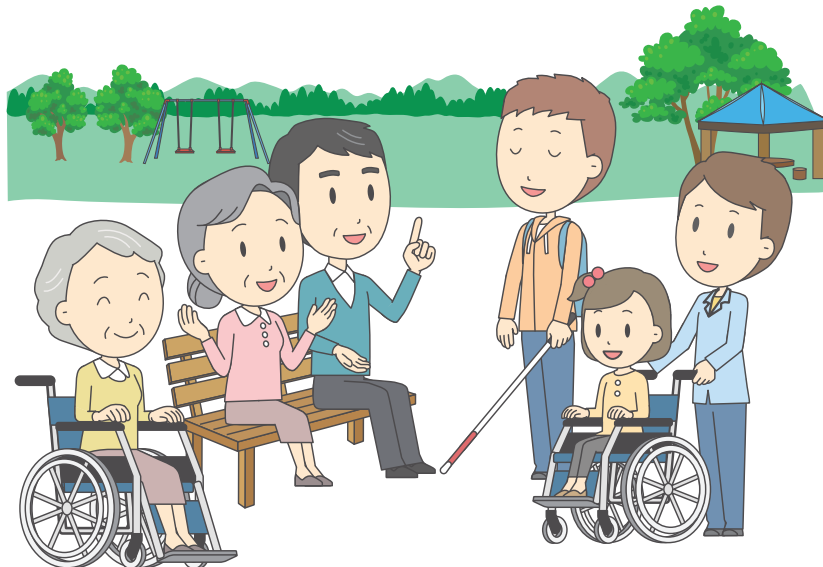
かんこく
(勧告)

だい じょう しちょう ぜんじょうだい こう きてい じよげんまた おこな ばあい
第21条 市長は、前条第3項の規定による助言又はあっせんを行った場合において、
さばつ みと もの せいとう りゆう どうがいじよげんまた う い
差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんを受け入れないとき
さばつ かいしょう ひつよう そち こう かんこく
は、差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

こうひょう
(公表)

だい じょう しちょう ぜんじょう きてい かんこく う じぎょうしや せいとう りゆう どうがいかんこく
第22条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に
したが むね こうひょう
従わないときは、その旨を公表することができる。

2 しちょう ぜんこう きてい こうひょう しきそく さだ
市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、市規則で定めるところにより、
どうがいかんこく う じぎょうしや たい いけん の きかい あた
当該勧告を受けた事業者に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。



調整委員会

第23条 障害者に対する差別をなくすための取組を効果的かつ円滑に行うため、市長の附属機関として、八王子市障害者の権利擁護に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）置く。

2 調整委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1) 対象事案に係る申立てについての調査審議に関すること。
- 2) 障害者差別解消法第18条第1項及び第3項に規定する事務に関すること。
- 3) 差別と思われる事案に係る協議及び当該事案に係る事実についての調査に関すること。

3 調整委員会は、委員20人以内をもって組織する。

4 調整委員会の委員は、障害者差別解消法第17条第2項各号に定める者及び障害者の権利の擁護に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 調整委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 第19条後段の規定は、第2項第3号の調査について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、調整委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

委任

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

しりょう
資料5

けいかくさくていぶかいいんめいほ
計画策定部会委員名簿

くぶん 区分		しめい 氏名	しよぞくとう 所属等
がくしきけいけんしゃ 学識経験者		ひの かずお 日野 一男	じっせんじよしだいがく めいよきやうじゆ 実践女子大学 (名誉教授)
支援 機関	そうだんしえんきかん 相談支援機関	つかだ よしあき 塚田 芳昭	しょうがいしゃそうだんしえん 障害者相談支援センターぴあらいふ
	じどうはつたつしえん 児童発達支援センター	やまうち ゆきみ 山内 ゆきみ	あいいくえん すぎな愛育園
	ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター	いさご まこと 砂金 誠	ちいきせいかつしえん 地域生活支援センターあくせす
	しゅうろうしえんきかん 就労支援機関	どい ゆきひと 土居 幸仁	とくていひえいりかつどうほうじん せす 特定非営利活動法人 CES
	しょうがいじしえんきかん 障害児支援機関	あゆざわ こういち 鮎澤 浩一	しまだりよういく 島田療育センターはちおうじ
	にゅうしよしせつ 入所施設	さとう じゆんいち 佐藤 淳一	はちおうじふくしえん 八王子福祉園
障害 当事者	しんたい 身体	すぎうら みつづ 杉浦 貢	はちおうじしょうがいしゃだんたいいれんらくきやうぎかい 八王子障害者団体連絡協議会
	しんたい 身体	みやかわ じゆん 宮川 純	はちおうじしかくしょうがいしゃふくしきやうかい 八王子視覚障害者福祉協会
	しんたい 身体	これえだ しゆうせい 是枝 修正	はちおうじしちやうかくしょうがいしゃきやうかい 八王子市聴覚障害者協会
	ちてき 知的	すが みほこ 須賀 美穂子	はちおうじ 八王子いちやうの会
	せいしん 精神	かどかわ しょうご 角川 昇吾	えぬびーおーほうじん たまくさ かい NPO 法人 多摩草むらの会
	なんびやう 難病	つねかわ れいこ 恒川 礼子	えぬびーおーほうじん なんびやう NPO 法人 難病ネットワーク
とくべつしえんがっこう 特別支援学校		くぼた けんじ 窪田 健二	はちおうじにしとくべつしえんがっこう 八王子西特別支援学校
ちいきだんたい ちやうかい じちかい 地域団体 (町会・自治会)		あらき のりゆき 荒木 紀行	はちおうじしちやうかいじちかいれんごうかい 八王子市町会自治会連合会
さんぎやう けいざいだんたい 産業・経済団体		おかむら ゆうこ 岡村 優子	はちおうじしやうこうかいぎしよ 八王子商工会議所
しゃかいふくし かんけいだんたいなど 社会福祉関係団体等		ももせ ゆきお 百瀬 幸夫	はちおうじしみんせいいいんじどういいんきやうぎかい 八王子市民生委員児童委員協議会
		よしもと ゆき 吉本 由紀	はちおうじししゃかいふくしきやうぎかい 八王子市社会福祉協議会
しみんだいひやう (しみんこうほいいん) 市民代表 (市民公募委員)		かとう よしはる 加藤 嘉治	こうほしみんいいん 公募市民委員
		やまなか たかし 山中 高	こうほしみんいいん 公募市民委員

しりょう
資料6

けいかくさくていぶかいかいさいけいか
計画策定部会開催経過

かい 回	にちじ 日時	かいじょう 会場	ないよう 内容
だい 第1回	れいわ ねん 令和5年 がつ にち 4月27日	しやくしよ 市役所 かいぎしつ 801会議室	<p>けいかくさくていぶかいいんいしよくじょうこうふ ①計画策定部会委員委嘱状交付</p> <p>ぶ かいちょう しよくむだりり せんしゆつ ②部会長、職務代理の選出</p> <p>しやうがいしやけいかく しやうがいふくしけいかく しやうがいじふくしけいかく ③障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 がいよう の概要について</p> <p>しやうがいしや ちやうさ ④障害者アンケート調査について</p> <p>ちいきかだい しゆよう とりくみあん しやうがいしや ち ⑤地域課題と主要な取組案について（障害者地 いきじりつしえんきやうぎかい 域自立支援協議会より）</p>
だい 第2回	がつ にち 5月26日	しやくしよ 市役所 かいぎしつ 801会議室	<p>しやうがいしや ちやうさ ①障害者アンケート調査について</p> <p>はちおうじししやうがいしやけいかく だい きしやうがいふくしけいかく ②八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・ だい きしやうがいじふくしけいかく こうせい 第3期障害児福祉計画の構成について</p> <p>だい しやう けいかくさくてい ③第1章「計画策定にあたって」について</p> <p>だい しやう しやうがいしやふくし ほんし げんじやう ④第2章「障害者福祉の本市の現状」について</p>
だい 第3回	がつ にち 6月29日	しやくしよ 市役所 かいぎしつ 801会議室	<p>だい しやう けいかくさくてい ①第1章「計画策定にあたって」について</p> <p>だい しやう しやうがいしやふくし ほんし げんじやう ②第2章「障害者福祉の本市の現状」について</p> <p>だい しやう けいかく きほんてき かんが かつ ③第3章「計画の基本的な考え方」について</p>
だい 第4回	がつ にち 7月27日	しやくしよ 市役所 かいぎしつ 801会議室	<p>だい しやう けいかく きほんてき かんが かつ ①第3章「計画の基本的な考え方」について</p> <p>だい しやう しやうがいしやけいかく しさく てんかい ②第4章「障害者計画（施策の展開）」について</p>
だい 第5回	がつ にち 8月29日	しやくしよ 市役所 かいぎしつ 801会議室	<p>げんこうけいかく だい しやう だい しやう ①現行計画の第4章・第5章のモニタリングに ついて</p> <p>だい しやう けいかく きほんてき かんが かつ ②第3章「計画の基本的な考え方」について</p> <p>だい しやう しやうがいしやけいかく しさく てんかい ③第4章「障害者計画（施策の展開）」について</p>

かい 回	にちじ 日時	かいじょう 会場	ないよう 内容
だい 第6回	が 9月27日 にち	しやくしよ 市役所 かいぎしつ 801会議室	<p>①第3章「計画の基本的な考え方」について</p> <p>②第4章「障害者計画（施策の展開）」について</p> <p>③第5章「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（サービス提供について）」について</p> <p>④第6章「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進に向けて」について</p>
だい 第7回	が 10月26日 にち	しやくしよ 市役所 かいぎしつ 801会議室	<p>①第4章「障害者計画（施策の展開）」について</p> <p>②第5章「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（サービス提供について）」について</p> <p>③第6章「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進に向けて」について</p>
だい 第8回	が 11月24日 にち	しやくしよ 市役所 かいぎしつ 801会議室	<p>①「八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（素案）」について</p>
パブリックコメント(令和5年(2023年)12月15日～令和6年(2024年)1月15日)			
だい 第9回	れいわ 令和6年 が 1月30日 にち	しやくしよ 市役所 かいぎしつ 801 会議室	<p>①パブリックコメントの結果報告について</p> <p>②素案作成後の主な変更内容について</p>

はちおうじししょうがいしゃけいかく
八王子市障害者計画

だいししょうがいふくしけいかく
第7期障害福祉計画

だいししょうがいじふくしけいかく
第3期障害児福祉計画

れいわねん(2024年)3月

はつこうはちおうじし
発行：八王子市

へんしゅうふくしぶしょうがいしゃふくしか
編集：福祉部 障害者福祉課

しよざいち
所在地：〒192-8501

とうきよとはちおうじしもとほんごうちょうさんちやうめほんごう
東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

でんわ
電話：042-620-7245 (直通)

ふあつくす
FAX：042-623-2444

メール：b440600@city.hachioji.tokyo.jp

あなたのみちを、
あるけるまち。
八王子